

平成21年9月7日 開 会

平成21年9月25日 閉 会

平成21年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

9月7日(月曜日)第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	2
開 会(午前10時00分).....	4
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	4
日程第2 会期の決定について.....	4
日程第3 諸般の報告.....	4
日程第4 報第7号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について.....	4
日程第5 議第55号から日程第14 議第62号まで.....	4
平野市長提案説明.....	5
散 会(午前10時30分).....	11

9月14日(金曜日)第2号

議事日程.....	13
本日の会議に付した事件.....	14
出席議員.....	14
欠席議員.....	15
説明のため出席した者の職氏名.....	15
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	15
開 議(午前10時00分).....	16
日程第1 質 疑(報第7号及び議第55号から議第62号まで).....	16
9番 武藤孝成議員質疑.....	16
松影市民環境部長答弁.....	16
9番 武藤孝成議員質疑.....	18
松影市民環境部長答弁.....	18
9番 武藤孝成議員発言.....	19

14番 小森英明議員質疑.....	19
笠原保健福祉部長答弁.....	20
14番 小森英明議員質疑.....	20
笠原保健福祉部長答弁.....	20
14番 小森英明議員質疑.....	20
笠原保健福祉部長答弁.....	21
14番 小森英明議員質疑.....	21
笠原保健福祉部長答弁.....	21
14番 小森英明議員発言.....	21
1番 上野欣也議員質疑.....	21
林総務部長答弁.....	22
1番 上野欣也議員質疑.....	22
林総務部長答弁.....	23
1番 上野欣也議員発言.....	23
12番 寺町知正議員質疑.....	23
林総務部長答弁.....	24
12番 寺町知正議員質疑.....	25
林総務部長答弁.....	25
12番 寺町知正議員質疑.....	25
林総務部長答弁.....	26
12番 寺町知正議員質疑.....	26
林総務部長答弁.....	27
12番 寺町知正議員質疑.....	27
林総務部長答弁.....	27
12番 寺町知正議員質疑.....	28
林総務部長答弁.....	28
12番 寺町知正議員質疑.....	28
林総務部長答弁.....	29
松影市民環境部長答弁.....	29
12番 寺町知正議員質疑.....	30
林総務部長答弁.....	30
12番 寺町知正議員質疑.....	30

林総務部長答弁	31
12番 寺町知正議員質疑	32
林総務部長答弁	32
12番 寺町知正議員質疑	32
林総務部長答弁	32
12番 寺町知正議員質疑	33
林総務部長答弁	33
12番 寺町知正議員質疑	33
林総務部長答弁	34
12番 寺町知正議員質疑	34
松影市民環境部長答弁	34
12番 寺町知正議員質疑	35
松影市民環境部長答弁	36
12番 寺町知正議員質疑	36
林総務部長答弁	36
12番 寺町知正議員質疑	37
林総務部長答弁	38
12番 寺町知正議員発言	38
休 憩（午前11時19分）	38
再 開（午前11時35分）	38
12番 寺町知正議員質疑	38
松影市民環境部長答弁	38
12番 寺町知正議員質疑	39
松影市民環境部長答弁	39
12番 寺町知正議員質疑	40
松影市民環境部長答弁	43
12番 寺町知正議員質疑	46
松影市民環境部長答弁	49
12番 寺町知正議員質疑	49
松影市民環境部長答弁	49
休 憩（午後0時12分）	50
再 開（午後0時13分）	50

桑原市民環境部次長答弁.....	50
12番 寺町知正議員質疑.....	51
平野市長答弁.....	53
12番 寺町知正議員質疑.....	54
平野市長答弁.....	54
12番 寺町知正議員質疑.....	54
平野市長答弁.....	54
16番 久保田 均議員質疑.....	55
船戸産業建設部長答弁.....	55
12番 寺町知正議員質疑.....	55
林総務部長答弁.....	56
12番 寺町知正議員質疑.....	56
林総務部長答弁.....	56
松影市民環境部長答弁.....	56
12番 寺町知正議員質疑.....	57
松影市民環境部長答弁.....	57
林総務部長答弁.....	57
12番 寺町知正議員質疑.....	57
松影市民環境部長答弁.....	58
12番 寺町知正議員質疑.....	58
林総務部長答弁.....	58
12番 寺町知正議員質疑.....	58
林総務部長答弁.....	59
12番 寺町知正議員質疑.....	59
林総務部長答弁.....	59
12番 寺町知正議員質疑.....	59
林総務部長答弁.....	59
12番 寺町知正議員質疑.....	60
林総務部長答弁.....	60
12番 寺町知正議員質疑.....	60
林総務部長答弁.....	61
日程第2 委員会付託（議第55号から議第62号まで）.....	61

散	会（午後0時49分）	61
9月18日（金曜日）第3号		
議事日程		63
本日の会議に付した事件		63
出席議員		63
欠席議員		63
説明のため出席した者の職氏名		63
職務のため出席した事務局職員の職氏名		64
開	議（午前10時00分）	65
日程第1	議第63号 美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結について	65
	平野市長提案説明	65
	恩田教育委員会事務局長詳細説明	65
日程第2	一般質問	66
1.6番	宮田軍作議員質問	66
	（1）地域におけるイベントに対する市の支援について	66
	船戸産業建設部長答弁	67
	宮田軍作議員質問	68
	嶋井副市長答弁	69
	（2）公共施設管理保全等への住民貢献に対する市の支援について	70
	松影市民環境部長答弁	70
	船戸産業建設部長答弁	71
	宮田軍作議員質問	72
	平野市長答弁	73
	宮田軍作議員発言	74
2.10番	影山春男議員質問	74
	（1）大規模災害の対策整備は	74
	林総務部長答弁	74
	影山春男議員質問	75
	林総務部長答弁	76
	影山春男議員発言	77
休	憩（午前10時52分）	77

再	開（午前11時05分）	78
3 . 5 番	横山哲夫議員質問	78
	（1）地籍調査の事業拡大について	78
	船戸産業建設部長答弁	79
	横山哲夫議員質問	80
	船戸産業建設部長答弁	80
	（2）県広報紙について	81
	林総務部長答弁	82
	（3）新型インフルエンザの対応について	83
	笠原保健福祉部長答弁	84
	横山哲夫議員発言	85
4 . 2 番	石神 真議員質問	85
	（1）グリーンプラザみやま、コテージ村の利用状況と経営管理について	85
	船戸産業建設部長答弁	86
	石神 真議員質問	87
	船戸産業建設部長答弁	88
	石神 真議員質問	88
	船戸産業建設部長答弁	89
	石神 真議員発言	89
休	憩（午前11時54分）	89
再	開（午後 1 時00分）	89
5 . 9 番	武藤孝成議員質問	89
	（1）機能別消防団員について	89
	土井消防長答弁	90
	武藤孝成議員質問	91
	土井消防長答弁	91
	（2）地域活性化・経済危機対策及び公共投資臨時交付金事業について	92
	林総務部長答弁	92
	武藤孝成議員質問	93
	林総務部長答弁	93
	武藤孝成議員発言	94
6 . 3 番	杉山正樹議員質問	94

(1) 20年度決算について.....	94
林総務部長答弁.....	95
(2) 市民病院的岐北厚生病院への支援対策は.....	95
平野市長答弁.....	96
杉山正樹議員発言.....	97
7 . 4 番 尾関律子議員質問.....	97
(1) 薬物について.....	97
笠原保健福祉部長答弁.....	98
森田教育長答弁.....	99
(2) 校庭等の芝生化について.....	99
森田教育長答弁.....	100
尾関律子議員質問.....	101
笠原保健福祉部長答弁.....	101
(3) 「農地法等改正法」について.....	102
船戸産業建設部長答弁.....	103
尾関律子議員質問.....	104
船戸産業建設部長答弁.....	104
尾関律子議員質問.....	104
平野市長答弁.....	104
休 憩（午後 2 時04分）.....	105
再 開（午後 2 時20分）.....	105
8 . 1 番 上野欣也議員質問.....	105
(1) 農業再生の政策について.....	105
船戸産業建設部長答弁.....	106
(2) 保育園児の健康管理と設備の拡充.....	108
笠原保健福祉部長答弁.....	111
上野欣也議員発言.....	111
9 . 12番 寺町知正議員質問.....	112
(1) 東海環状自動車道計画の現状と今後.....	112
嶋井副市長答弁.....	113
寺町知正議員質問.....	114
嶋井副市長答弁.....	118

寺町知正議員質問.....	119
嶋井副市長答弁.....	120
(2) 東海環状道事業に対する市の基本姿勢と認識、展望.....	120
嶋井副市長答弁.....	122
寺町知正議員質問.....	124
嶋井副市長答弁.....	124
(3) 東海環状道事業に起因する市民対応、住環境対策への市の責任.....	125
嶋井副市長答弁.....	126
散 会 (午後 3 時 36 分)	127

9月25日(金曜日)第4号

議事日程.....	129
本日の会議に付した事件.....	131
出席議員.....	134
欠席議員.....	135
説明のため出席した者の職氏名.....	135
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	135
開 議 (午前 10 時 00 分)	136
日程第 1 常任委員会委員長報告.....	136
日程第 2 委員長報告に対する質疑.....	138
12番 寺町知正議員質疑.....	138
村瀬伊織厚生常任委員会委員長答弁.....	139
12番 寺町知正議員質疑.....	140
村瀬伊織厚生常任委員会委員長答弁.....	141
12番 寺町知正議員質疑.....	141
休 憩 (午前 10 時 25 分)	142
再 開 (午前 10 時 26 分)	143
村瀬伊織厚生常任委員会委員長答弁.....	143
日程第 3 討 論 (議第 55 号 から 議第 62 号 まで)	143
12番 寺町知正議員反対討論.....	143
休 憩 (午前 10 時 49 分)	150
再 開 (午前 10 時 54 分)	150

休 憩（午前10時58分）	152
再 開（午前11時20分）	152
休 憩（午前11時20分）	152
再 開（午後 1 時30分）	152
追加日程 厚生常任委員会に再付託する動議	152
14番 小森英明議員動議	152
休 憩（午後 1 時32分）	152
再 開（午後 2 時00分）	152
休 憩（午後 2 時00分）	153
再 開（午後 2 時30分）	153
追加日程 厚生常任委員会委員長報告	153
追加日程 厚生常任委員会委員長報告に対する質疑	154
追加日程 厚生常任委員会委員長報告に対する討論	154
日程第 4 採 決（議第55号から議第62号まで）	154
日程第 5 質 疑（議第63号）	157
14番 小森英明議員質疑	157
恩田教育委員会事務局長答弁	158
林総務部長答弁	158
12番 寺町知正議員質疑	159
恩田教育委員会事務局長答弁	160
林総務部長答弁	160
12番 寺町知正議員質疑	161
林総務部長答弁	162
恩田教育委員会事務局長答弁	162
12番 寺町知正議員質疑	163
林総務部長答弁	164
日程第 6 討 論	165
日程第 7 採 決	165
日程第 8 発議第 2 号 山県市農業委員会委員の推薦について	166
7 番 田垣隆司議員提案説明	166
日程第 9 質 疑	166
日程第10 討 論	167

日程第11	採 決	167
日程第12	発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について	167
	小森英明総務文教常任委員会委員長提案説明	167
日程第13	質 疑	168
日程第14	討 論	168
日程第15	採 決	169
日程第16	発議第4号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について	169
	村瀬伊織厚生常任委員会委員長提案説明	169
日程第17	質 疑	170
日程第18	討 論	170
日程第19	採 決	170
日程第20	議員派遣の件	170
閉 会	(午後3時27分)	171
会議録署名者		171

平成21年9月7日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 9月7日(月曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成21年9月7日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第7号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第7号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第 8	議第56号	平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)
日程第 9	議第57号	平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第10	議第58号	平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
日程第11	議第59号	平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第12	議第60号	平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第13	議第61号	平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第14	議第62号	平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

出席議員(15名)

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
14番	小森英明君	15番	村瀬伊織君
16番	久保田均君		

欠席議員(1名)

13番	藤根圓六君
-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	船戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	山田利朗君	消防長	土井誠司君
総務部次長	城戸脇研一君	市民環境部次長	桑原正一君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	上野達也
------	------	----	------

午前10時00分開会

議長（後藤利丸君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（後藤利丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、6番 宮田軍作君、10番 影山春男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（後藤利丸君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から9月25日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より9月25日までの19日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（後藤利丸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成21年8月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第7号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（後藤利丸君） 日程第4、報第7号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、本案については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第5 議第55号から日程第14 議第62号まで

議長（後藤利丸君） 日程第5、議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公

務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第8、議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第4号）、日程第9、議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上10議案を一括議題として、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年山県市議会第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、早朝より御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

8月30日には第45回衆議院議員総選挙が執行されましたが、今後政権が交代することとなりましたが、遅滞なく、より一層の景気対策、地方分権改革の推進、地方交付税の復元、増額など、国民が安心・安全に暮らせる社会を構築していただくことを期待するものでございます。

また、新型インフルエンザにつきましては、8月になって国内でも感染者が死亡されたり、重体になられるなど、真夏になりましてもその猛威は衰えることなくさらに広がりを見せ、8月21日には国立感染症研究所において流行入りが発表されました。市民の皆様には、帰宅時や食事前の正しい手洗いやうがいを徹底していただき、かからないように予防していただくとともに、せきやくしゃみなど、体調が思わしくないときには、マスクなどにより広めないように心がけていただくことをお願い申し上げる次第でございます。

また、全国の市役所などでも集団感染の発表がされております。本市におきましてもこれらの状況を想定しながら、窓口事務等に支障が出ることをのないよう対応してまいりたいと考えております。

さて、この夏の第91回全国高校野球選手権大会には、岐阜県から県立岐阜商業高等学校が出場され、その主力として高富中学校出身の藤田知晃選手と井貝星良選手が出場されました。県岐商は2選手の活躍もあり、見事にベスト4まで勝ち進まれ、市民及び県

民に大きな感動を与えていただきました。今後ますます御活躍を御祈念申し上げる次第でございます。

7月8日には、岐阜県が第67回国民体育大会の開催地として正式に決定されました。本市におきましては、8月24日にぎふ清流国体・ぎふ清流大会山県市実行委員会を設立し、第1回総会が開催されたところでございます。総会に先立ち、夏の甲子園大会に出場されましたさきの2選手から大会の報告がございまして、総会後には高富中学校及び岐阜工業高等学校のバレーボール部の選手や、富岡小学校、高富中学校及び岐阜農林高等学校の馬術競技の選手、また、10月に新潟県で開催されます第9回全国障害者スポーツ大会に参加される選手の皆さんの国体応援スピーチも披露され、国体開催の機運を盛り上げていただきました。

本市ではバレーボール競技少年男子と馬術競技を開催するわけでございますが、魅力ある大会となりますよう、国体開催までの3年間に準備などを滞りなく進めてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても実行委員会の各種委員に御就任をいただいておりますが、よろしく御指導、御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

ことは梅雨が8月まで続き、各地で被害をもたらしましたが、梅雨明け後も各地で台風や地震などの災害が続いているところでございます。

こうした中、昨日ですが、9月6日には市総合防災訓練を開催し、多くの関係機関の御協力のもと、富岡地域を中心として多数の市民の方々に御参加をいただき、大地震を想定した避難訓練や救助活動訓練を実施したところでございます。地元自治会を初めとして、御協力いただきました皆様に改めて感謝を申し上げます。議員各位におかれましても、大変暑い中、終日御出席を賜りまして、御指導、御激励を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、山県市消防団の第1分団は、8月2日の第58回岐阜県消防操法大会に出場される予定でございましたが、残念ながら大雨によりまして中止となりました。しかしながら、連日の厳しい訓練に励んでこられた選手を初め、関係者の方々の努力は、本市の消防・防災力を強化することになったものと確信するものでございます。

このほかにも、社会福祉施設に対する土砂災害時の避難などに関する啓発や家具転倒防止事業を促進することで、災害を軽減するために必要な自助、共助、公助を推進しつつ、全市を挙げて災害に強いまちづくりを目指してまいり所存でございます。これからは台風シーズンに入りますが、新型インフルエンザも含めまして、危機管理につきまして適切に対応してまいりたいと考えております。

さて、本日提案いたしております案件は、報告案件1件、条例案件1件、決算案件2件、補正予算案件7件の計11案件でございます。ただいま上程されました10案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤の船員に係る公務災害について、船員保険法の適用から外れ、地方公務員災害補償法の規定に基づく補償を行うことになる改正が平成22年1月1日に施行されることになりましたので、関連する規定を改正するものでございます。

次に、資料ナンバー3、認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー4、認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定につきましては、一般会計及び特別会計のいずれも実質収支は黒字となり、水道事業会計では純利益が約337万9,000円となっております。一般会計につきましては、厳しい財政運営を強いられる中、市税の収納率向上に努めるとともに、各所管の事業の実施に当たって効率的な予算執行方法等を模索しつつ経費の削減に努めたことによりまして、予定していた財政調整基金等の基金取り崩しを大幅に削減し、定められた予算内容の目的を達成することができました。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊にまとめて提出させていただいております。

また、当該決算につきましては、本市の監査委員により慎重に決算審査を行っていただきました。その結果につきましても、別冊の決算審査意見書として提出をさせていただいております。

今後につきましては、監査委員から御指摘をいただいております事項を十分検討いたしますとともに、さらなる適正かつ効率的な行財政の運営に引き続き最善の努力を尽くしてまいりたいと思っております。

続きまして、資料ナンバー5、議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に7,856万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を169億9,732万2,000円とするとともに、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。歳出の款ごとに順次概要を御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、総務管理費では自治会集会施設建設補助金、自主運行バスの路線新設及び変更に伴う費用、徴税費では予定納税しておりました法人市民税が確定申告をされたことにより還付が生じたため、還付金を追加補正するものでございます。

また、民生費につきましては、社会福祉総務費では、家具転倒防止器具購入助成について、器具の取り付けに御協力をいただいておりますボランティア団体に対する活動助成金、市民による地域福祉の推進を図るための費用を増額し、老人福祉費では介護保険繰出金を減額し、福祉医療費では過年度の福祉医療助成事業の確定をしましたので県に対する補助金の返還金を増額し、国民年金事務取扱費では所得情報提供仕様変更プログラム開発料を追加補正するものでございます。

財源といたしましては、社会福祉総務費では昨年度に御寄附をいただきましたふるさと応援基金を活用し、国民年金事務取扱費では国庫委託金を計上いたしております。

次に、児童福祉費では、平成21年度版子育て応援特別手当交付事業により、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた子供1人当たり3万6,000円が支給されることになったことによる事業費と、放課後児童健全育成事業指導員の資質向上費用、梅原保育園の耐震補強工事費等、また、旧県政資料館の児童館への改修費等を追加補正するものでございます。

財源といたしましては、子育て応援特別手当交付金、安心こども基金事業補助金、住宅・建築物等安全ストック形成事業補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を計上いたしております。

生活保護費では住宅手当緊急特別措置事業費を追加し、財源といたしましては国庫負担金を全額計上いたしております。

衛生費につきましては、保健衛生総務費では地域自殺対策緊急強化事業及び発達支援相談の拡充費用を追加し、財源といたしましては県補助金を全額計上いたしております。

農林水産業につきましては、農業費で、農山村女性チャレンジ支援事業が補助事業として採択されましたので補助金を追加し、農業集落排水事業特別会計繰出金を減額し、林業費では、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業で、当初の70ヘクタールに30ヘクタールを追加する補助金、林道改良統合補助事業の橋梁点検費用を追加補正するものでございます。

財源といたしましては、農山村女性チャレンジ支援事業補助金、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業補助金、林道改良統合補助事業補助金、地域活性化・公共投資臨時交付金等を計上いたしております。

土木費につきましては、土木管理費では市道、河川等の未登記地を登記するための費用、都市計画費では公共下水道事業特別会計繰出金を追加補正するものでございます。

以上、費目ごとに御説明をいたしましたが、今回は職員給与費等の補正を行っております。職員給与費等についてはすべての費目に該当するため、ここでまとめて御説明を

申し上げる次第でございます。

また、一般会計では、給料は1,424万8,000円の減額、職員手当等は4,709万5,000円の減額、共済費は2,408万8,000円を増額し、給与費等の合計としては3,786万1,000円の減額でございます。

内容につきましては、本年4月の人事異動による常勤職員の各費目における人件費の過不足及び他会計に属する常勤職員の人件費の過不足分に係る繰出金等を補正するものでございます。

人件費の主な減額の理由は、育児休業等の増加、6月の期末勤勉手当の減などによるものでございます。今回の補正予算は、国や県の補助金を有効に活用し、給与費等の減額を行っており、財源に余裕が生ずるので、一般会計補正予算（第2号）で取り崩すことになっておりました魅力あるまちづくり基金を取り崩さないこととし、減額計上いたしております。

また、債務負担行為の追加につきましては、（仮称）山県市新クリーンセンター運営管理委託費では、平成22年度から平成36年度までの15年間に62億8,635万円、農業経営基盤強化資金利子補給金では、平成22年度から平成32年度までの11年間に87万8,000円になる予定でございます。

次に、議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,957万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を33億1,727万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、後期高齢者支援金、病床転換支援金、前期高齢者納付金、老人保健医療費補助金、介護納付金がそれぞれ確定しましたので、精算のため追加補正するものでございます。

財源としましては、前期高齢者交付金を減額し、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を増額し、残りは財政調整基金から繰り入れるよう補正しようとするものでございます。

次に、議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の予算に165万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を866万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、平成20年度分の事業費等が確定したことに伴いまして、交付金の返還分と一般会計繰出金を追加補正するものでございます。

歳入につきましては、平成20年度の医療費の交付金の精算金と、県負担金の精算金を追加補正いたしております。

次に、議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ

ては、既定の歳入歳出予算の総額に3,542万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を19億3,042万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、平成20年度分の事業費等が確定しましたことに伴いまして、介護給付費、地域支援事業費とともに過年度返還金が発生しましたので、国庫支出金分、県支出金分及び支払基金交付金分を追加補正し、職員の異動等による給与費等を減額補正するものでございます。

歳入につきましては、介護給付費交付金を増額し、給与費等の減額分を一般会計繰入金から減額するとともに前年度繰越金を追加補正するものでございます。

次に、議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,000万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を1億2,100万円とするものでございます。

内容につきましては、職員の異動等による給与費等を減額し、平成20年度の繰越金を簡易水道事業に積み立てるよう補正するものでございます。

次に、議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額から274万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を4億7,826万円とするものでございます。

内容につきましては、職員の異動等による給与費等を減額補正するもので、同額を歳入に計上いたしております。

次に、議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に353万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を15億5,765万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、職員の異動等による給与費等を追加補正するもので、同額を歳入に計上いたしております。

以上をもちまして御説明を申し上げましたが、十分に御審議を賜りまして、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（後藤利彦君） 御苦労さまでした。

議長（後藤利彦君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あす8日より13日までの6日間、休会としたいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利邦君） 異議なしと認めます。よって、あす8日より13日までの6日間、休会とすることに決定をいたしました。

なお、14日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時30分散会

平成21年 9 月14日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 9月14日(月曜日)

議事日程 第2号 平成21年9月14日

日程第1 質疑

- 報第7号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第2 委員会付託

- 議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 報第7号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第2 委員会付託

- 議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

出席議員(16名)

1番 上野 欣也 君 2番 石 神 真 君

3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	舩戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	山田利朗君	消防長	土井誠司君
総務部次長	城戸脇研一君	市民環境部次長	桑原正一君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	上野達也
書記	林強臣		

午前10時00分開議

議長（後藤利利君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（後藤利利君） 日程第1、質疑。

質疑は、7日に報告されました報第7号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告案件及び7日に議題となりました議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの10議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） それでは、通告により、議第56号、平成21年度一般会計補正予算、5ページの新クリーンセンター運営管理委託事業債務負担補正について、6点ほどお伺いをいたします。

1番目に、運営管理委託事業の限度額の内容。2番目に、長期包括委託で行うが、運営管理を直営ではできない理由は。3番目に、15年の長期契約によって競争原理は生かされるのか。4番目に、山県市にとってメリット、デメリットは。5番目に、長期契約を言い出したのは市側のほうか、業者のほうなのか。6番目には、委託期間は15年であるが、これを5年とか10年で契約はできなかったのか。

以上、お尋ねをいたします。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

まず、1点目の運営委託事業の限度額の内容でございますが、今回、債務負担限度額をお願いしている内容でございますが、まず、1つ目に人件費がございまして、人件費につきましては15年間で26億6,800万でございます。

それから、2番目の設備整備と補修、点検でございます。この内容につきましては、エネルギー回収推進施設とか灰溶融炉、マテリアル推進施設、それから最終処分場、それから建設施設、合わせまして12億9,770万でございます。

それから、あと、用役費としまして電気代、灯油代がございまして、電気代につきま

しては6億8,633万です。それから、灯油代につきましては4億3,480万でございます。

あと、それから、薬品、油脂でございますが、これが2億3,020万、それから、あと、上水道料金で2,085万、それから、備品、消耗品につきまして1億6,670万、それから、その他の経費としまして1億9,800万でございます。

それから、一般管理費としまして2億8,460万、合計しまして59億8,700万、これに消費税を含めまして今回限度額をお願いしております62億8,635万でございます。

続きまして、2番目でございますが、包括委託で行うが、運転管理等が直営ではできないという理由でございますが、最近のごみ処理施設は高度な技術で多種多様な処理設備から構成され、複雑で大規模な技術システムとなっていることから、施設の運転、維持管理に従事する従業員は、専門的な知識と経験が必要となります。また、運転管理はごみ処理の運転管理のみであることから、施設の運転は専門技術と経験となりますが、施設の維持管理に関する機械、電気等の技術管理者がいないため、修繕、点検等の適切な対応ができません。

したがって、山県市におきましては、最新のごみ処理施設、特に灰溶融炉の高度な技術に対する専門的な知識と経験を有する職員がいないため、直営及び運転管理の運営は困難であるため、今回、長期包括で行いました。

続きまして、15年間の長期契約によって競争原理は生かされるかについてでございますが、ごみ処理施設は高度な技術と多種多様な処理設備から構成され、複雑で大規模な技術システムであることから、施設建設に伴う設計は各民間で独自に開発された技術であって、よって、運営管理においても設計・施工業者の技術的サポートが必要であることから、競争原理は発生しません。

続きまして、4番目でございますが、山県市にとってのメリット、デメリットについてでございますが、メリットは、民間の創意工夫により維持管理の適正化が図られる。それから、2番目に、突発的な故障に対しても臨機応変な対応が可能である。それから、受託者の裁量で臨機応変な計画の見直しが可能である。燃料、薬品等の用役調達が一括大量購入できることから、経費の節減が維持できる。長期の財政計画が可能である。

デメリットにつきましては、安定したごみ処理を維持継続するために、委託先の経営状況を十分確認する必要があります。

それから、5番目につきまして、長期契約を言い出したのは市か業者かということでございますが、最近建設された施設の先進施設の運営方法を調査しましたところ、包括契約が多くなっていることから、及び専門的な知識と経験を有する職員が山県市にいないことでもあり、慎重的に調査しましたところ、山県市で判断しました。

最後の6番目でございますが、委託契約は15年であるが、5年とか10年の契約はできないかでございますが、委託契約が短くなると、単年度契約による部分委託に近くなり、委託業者による民間のノウハウが発揮できない。また、トータルコストが高くなります。それから、雇用面では、短期になると従業員の雇用が不安定となるため、従業員の資質向上につながりにくく、技術的な蓄積が不可能であります。それから、技術の進化、ごみ量、ごみ質の変化に対応する技術開発ができないなど、民間業者に委託するメリットが薄れますというようなことがあります。それで、一応、私どもは15年で契約させていただきます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） 大変高額な金額をあと15年で費やすわけですが、やはり専門的なことは専門的ということで、いろんな機器に対してもやっぱり専門的なところが重要視されると思いますが、そこで再質問するわけですが、15年間で委託するわけですが、運営管理とかごみ処理、灰溶融炉施設、粗大ごみの施設などのチェック機能は、市としてどんなふうに行うのか。

2点目に、15年で63億程度必要なんですけど、ごみ袋の値上げは考えているのか。

3点目に、人件費のウエートが高いですが、内訳がわかればこれもまた教えてほしいことと、また、地元雇用の考えはあるのか、このところをお聞かせください。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 再質問にお答えします。

15年間、私どもは委託契約をするわけでございますが、運転管理とか灰溶融炉とか、そういう施設のチェック機能についてでございますが、施設の運転管理は全面的に委託業者が行うわけでございますが、市の職員としては、受託企業が要求水準書というのがございますもんで、そのとおり、年間とか月間計画に従って、日常点検とか定期点検、公害防止基準を遵守していたということを見守っていきますし、それから、設備整備とか修繕費を計画どおりに施工しているかということ、モニタリングを行います。

また、施設の性能につきましては、今度委託します業者におきまして第三者機関を設けさせまして、それによって調査を行い、確実な性能保証がされることをチェックしますし、また、それにつきましても市の職員も一応立ち会って、ダブルチェックで行っていく予定をしています。

それから、2番目でございますが、15年で63億程度の債務負担をお願いするわけでございますが、今もお話にありましたように、ごみ袋の値上げについてでございますが、

これは、当面の間はごみ処理手数料の値上げは考えておりません。

それから、先ほど説明しましたように、人件費が結構ウエートが高いようだという御質問でございますが、それと地元雇用についてでございますが、エネルギー改修施設及び灰溶融炉は、御存じのように24時間運転を行っておりますもんで、今の私どもの、先ほどお話ししました内容につきまして、29名程度を使うというようなことを聞いております。

そういうことで、29名という人件費は高くなりますけど、それで、初年度、来年22年度につきましてちょっとお話しさせていただきますと、人件費だけの中では、先ほどお話ししましたように、人件費は約1億9,420万を見込んでおります。その中で、内容としましては、職員の給与、法定福利費に一応29名分ございまして、それに1億5,715万、それから、初年度として本社から派遣がありまして、社宅費等が931万2,000円、それから、本社の管理として455万、それから、健康診断とか福利補助金として388万、それから、職員の出張とか講習、それから、資格を取っていただきます、それにつきまして180万、それから、赴任費とか赴任手当が638万、それから、要するに初年度でございますので、本社から応援をいただきますので、1,112万になります。

それで、あと、23年度以降につきましては、今お話ししました赴任手当とか、あと、応援手当は23年度以降は発生しませんもんで、その分が1,750万ほど安くなります。

それから、あと、地元雇用の考えでございますが、先ほどお話ししましたように、一応29人日立さんで使われるという話を聞いていますので、本社から専門的知識とか経験のある方を一応16名程度派遣するようなことを聞いています。それで、残りのあと13名につきましては地元で採用するよう、日立さんのほうから、今度お願いする業者のほうから聞いております。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） 大変細かく説明いただきました。15年で63億程度費用を費やすわけではありますが、市として、今の最終のお答えですが、地元雇用13人というのは本当に期待していますし、もし実行できたらそのように早く使っていただくというような形をとりながら進めていただき、十分なチェックをいただき、市民の理解をますます得られるような管理を進めていってほしいと思います。答弁はよろしい。

議長（後藤利丸君） 武藤孝成君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 小森英明君。

14番（小森英明君） それでは、通告書に従いまして、資料5の19ページ、民生費に

ついてお尋ねします。

生活保護の扶助費435万円ですが、これは、2万9,000円掛ける25世帯、そしてから6カ月分というふうに聞いておりますが、この2万9,000円の、これは住居費だけなのか、そして、そのほかのものは入っているかどうかというようなことと、そして、来年度以降はどうかと、半年間だけで終わってしまうのかということです。

それから、生活保護者の全世帯の25世帯というのはどれくらいの比率に当たるのかというようなことをお尋ねいたします。そして、この25世帯というのはどのような人たちなのかということもお答えいただきたいと思います。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 住宅手当緊急特別措置事業につきましては、ことしの10月1日より政府の経済対策の一環として行われる事業で、昨年から、特に12月以降急速に悪化した雇用喪失の情勢を受けて、離職に伴い住宅をなくした方、または住宅をなくされるおそれのある方を6カ月間程度住宅手当として支給するもので、2万9,000円の根拠といたしましては、生活保護の住宅扶助基準をもとにしております。

一応21年から3年間というふうに、現時点では聞いております。

それから、25世帯というのは、生活保護の方ではございませんので、これから6カ月間で、2年以内に離職した人とか、就職する気持ちはあるけどなかなか就職先がなくて、生活保護になる前に何とかそういう住宅手当と、それから就職先が見つければ生活保護にならないという方を対象にしておりますので、大体今の国の基準からいきますと25世帯ぐらいではないだろうかということで、25世帯の6カ月分を計上させていただきました。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） そうしますと、この25世帯というのは、自分の意思で申請をされたのか、それとも、民生委員さんを通じてとか、選ばれたといたしますか、25世帯はどういうふうにして決められたわけですか。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 実績がないことですので、県の統計上で算出させていただいております。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 続きまして、これも資料5の19ページですけど、衛生費で、消耗品の16万9,000円ということで、自殺者の防止啓発パンフレットですか、今そういう週間になっておるんですかね。そういうようなことで発行されるんだと思いますけど、山

県市では5年間で35名ぐらいで、毎年7名ぐらいの方がみずから命を絶っておられるというようなことですが、そういうような啓発パンフレットを配布するに当たって、この財源というのは国、県というふうになっておりますが、これは山県市独自でパンフレットをつくって配布すればよいのかどうかということと、自殺者についてはいろいろあると思いますが、生活苦だけやなしに、病気が苦とかあると思いますが、その内容というのはどのような方が多くあるのかお聞きいたします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） パンフレットにつきましては、一応この事業につきましては3年間継続して実施していくということで、3年分のパンフレットを用意させて、計上させていただきました。既存のものを使う予定でございまして、それぞれ500部ずつということで考えております。主に内容といたしましては、一般市民と、企業のほうも多くありますので、中小企業等へのほうへも含めた形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

自殺に関しましては、人数的なものは統計上、こちらのほうでつかんでおりますが、病苦とか生活苦に関しての内容的なものは少し把握しておりませんので、御理解いただきたいと思います。

議長（後藤利丸君） 小森英明君。

14番（小森英明君） そうしますと、これはそういう自殺者防止をするためのパンフレットということで、だれを対象とか、そういうことはないということですね。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） そのとおりでございます。

14番（小森英明君） ありがとうございます。

議長（後藤利丸君） 小森英明君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 上野欣也君。

1番（上野欣也君） お願いします。発言通告書に書いた内容で御質問をいたします。

まず、第1点は、この赤い背表紙になっております平成20年度の決算の説明書の中で、13ページ、経常収支比率、下から3番目、上の表の3番目にあります、これが、一般的には75%を上回らないことが望ましいというふうに記載されておまして、実質的には平成19年度が90.7%、平成20年度が92.5%ということで、1.8ポイント上回っているわけでございます。その上回った主な要因といたしますが、それを御説明いただきたいと思えます。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長(林 宏優君) ただいまの経常収支比率を前年度と比較しますと1.8ポイントほど高くなったということでございますけれども、監査委員さんの意見書の資料の3の1の4ページに財政の分析ということで書いてございますけれども、これを見ていただくと少しわかりやすいかと思いますが、そもそも経常収支比率と申しますのは、人件費ですとか、扶助費、公債費、物件費などのそれぞれの毎年度の経常的に支出される経費を、また、一方では地方税ですとか地方交付税、地方譲与税などの毎年度経常的に収入される財源で除したものでございます。

まず、平成20年度の経常的支出を19年度と比較いたしますと、中身を見てみますと、まず、人件費では非常に削減がされておりまして、1億6,000万ほどの減額となりました。また、扶助費では3,000万ほどの増額となっておりますし、物件費につきましても、極力削減に努めてまいりましたが、4,700万円ほどの増額となりました。また、さらに、公債費におきましては、平成16年度に借り入れた合併特例債の元利償還が始まりましたことから、2億6,000万円ほどの増額となりました。

それに対しまして、経常的収入でございますが、普通交付税で7,000万ほどの増収となりましたものの、地方税では7,000万ほどの、反対に減収となりました。そのほかにも、自動車取得税交付金ですとか、1,200万円ほどの減収となっておりますし、地方譲与税や株式等譲渡所得割交付金なども減額になっております。

このように、公債費の増加と経常的収入の減少が大きな原因となりまして1.9ポイント高くなりまして、最終的には20年度92.5%となったものでございます。

議長(後藤利彦君) 上野欣也君。

1番(上野欣也君) 行財政改革も大事な時期でございますので、かつ目標的には75%が望ましいという数値が上がっているわけでございますので、収入の減収等あるかと思えますけど、今年度についてはまたそういったポイントが上がってこないように御尽力をお願いしておきたいと思えます。

次に、第2点の質問をさせていただきます。

補正予算の資料5の31ページでございますけれども、ここに、期末勤勉手当が、中ほどでございます、職員手当の内訳の中の期末勤勉手当が4,162万円減ということになっております。これは、各目の説明の欄に記載されている期末勤勉手当を見てみますと、マイナスかと思えますけど、プラスの面もございまして、これは5月の臨時議会第44号の内容に該当するものかどうかということと、そして、そのプラスになった面あたりの御説明をしていただけたらありがたいと思えます。

議長(後藤利彦君) 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいま御質問のそれぞれの内容でございますけれども、詳細につきましては、今の31ページの下欄の2の給料及び職員手当の増減額の明細がございます。その中の職員手当で中段でございます給与改定による増減分でございますけれども、この増減分につきましては2,714万8,000円でございますが、これがただいま御質問の5月の臨時会の第44号に該当するものでございまして、その他の増減分といたしましては、説明欄の最下段でございます、その前、5月の前の3月定例会におきまして議決をいただきました期末勤勉手当の役職加算の減額でございますが、そのときの減額につきましては、具体的には主幹以上5%ですとか、課長補佐が4%、係長が1%、その減額分がこの一番下でございます期末勤勉手当の役職加算の減額分ということで、1,030万1,000円の減額でございます。

そのほか、上のほうから順番にございますけれども、500万円ほどの増額、これは、退職等に伴います増額ですとか育児休業に伴います減額、そして、会計間移動などによる減額などがございます。それが合計いたしまして4,171万円になります。

これらを合計いたしますと、先ほどのお話にございましたように、職員手当の内訳にございます期末勤勉手当の4,162万円になるものでございます。その金額をそれぞれ各項目に振り分けまして、今回の補正予算とさせていただいたものでございます。

議長（後藤利丸君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） よくわかりました。ありがとうございます。

議長（後藤利丸君） 上野欣也君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、通告してありますので、その分についてまずお尋ねします。

まず、通告の順でいくと最初に財政健全化法関係の報告についてお尋ねということにしてありますけど、多分これは決算関係だと後のほうが理解が深まると思いますので、ちょっと後回しにさせていただきます。

次の資料の3の20年度の決算のほうですけれども、この決算については、先ほど総務部長が答弁でも引用されましたけど、監査委員がつくられた説明書が非常にわかりやすいので、そこを前提に見ていただければと思います。

監査委員の意見書のまず3ページ、今回の決算全般について見るときに、実質単年度収支という非常に大きなポイントですけれども、これについて、監査委員の意見書3ページの では3億6,055万7,663円というふうに実質単年度収支を認定しています。本当の1年間の収支という意味、これが実質単年度収支なんですけど、これについて、今後10

年間の見込みはどのようなところですね。

それから、もう一つ、実質収支比率という、そういった定義もあります。これについて、通常3から5%が望ましいと言われている中で、この20年度決算では前年より4.4ポイント低くなったということ、そして、6.5%だということですね。こういった状況の中で将来をどのように予測するのか、最小の見込みはいつどれぐらいの値になるのかということをお聞きしたいと思います。

通告で、決算関係、幾つかありますが、内容ごとのブロックでいきたいと思しますので、まず、今の2つのところをお願いいたします。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、ただいまの決算全体につきまして、実質単年度収支の今後10年間の経年の見込みでございますが、先ほどの3ページを見ていただきますと、下の表から見ていくとわかりやすいかと思いますが、まず、最下段の実質単年度収支と申しますのは、上のほうから見ますと、歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差し引き額から、翌年度へ繰り越すべき財源を引いた数値が実質収支であります。この実質収支から前年度の実質収支を引いた数値が単年度収支であります。この単年度収支に財政調整基金を積み立てた額と繰り上げ償還額を加算いたしまして、財政調整基金を取り崩した額を引いた数値が実質単年度収支となるわけでございます。

実質単年度収支を算定いたしますには、歳入総額から歳出総額の年度末の見込み額を算出する必要があります。この歳出総額と申しますのはそもそも、歳入総額を、入りの総額を見込み、事業等の予算を適正に組んでいくものでありますから、当然予算は収支均衡となります。実質単年度収支などは、予測はいたしておりませんし、また、予測できるものではないと考えております。

さらに、経費の削減ですとか入札差金などにより不用額も発生することから、正確な見込み額の算出は非常に難解であると思っております。

また、財政調整基金の積み立てですとか取り崩しなどがあり、この実質単年度収支につきましては、今後の指標として使用するのではなくして、決算時に前年度や前々年度と比較することに使用しております。

したがって、この実質単年度収支の今後10年間の経年の見込みは作成しておりませんし、作成することはできないものと考えております。

次に、実質収支比率についてでございますが、実質収支比率と申しますのは、標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。この実質収支比率の、3%から5%程度が望ましいとありますが、この比率につきましては、毎年の収納率、また、執行率によ

り非常に変わってくる数値でありますので、赤字にならなければ特に問題のある数値とはとらえておりません。

この数値が20%の赤字になった場合には地方財政再建促進特別措置法に定められております財政再建計画を立てなければなりません、通常ですと予算ではあくまでも収支の均衡となっております、実質収支比率が赤字になることは特殊な場合以外はないものと考えております。

したがって、今後の見込みにつきましては、先ほどの実質単年度収支と同様の理由といえますか、考え方によりまして、作成してはおりませんし、作成することはできないものと考えておりまして、将来の予測ですとか最小の見込みの年次、数値の予測はできないものと考えております。

議長（後藤利彦君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今の2つの指標についてですけど、余り将来のことについては必要ないという見解ということで、それは技術的には難しいという趣旨もありましたけど、ともかく答弁の立場でいくと、実質単年度収支ということになりますと、決算の比較のときには使うということでした。

今回の資料の中に率直な言葉というのは何もないんですが、じゃ、この決算の過去の年度とも比べたときに、どういうふうに比較するんでしょうか。わかりやすい言葉で、実質単年度収支を使って、先ほど答弁された、決算時の比較に使うものだと、そういう観点で答えていただきたい。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） そもそも分母と分子でこの数値は決まってくるわけでございますけれども、例えば、予算の3%から5%といえますのは、予算の組み方で、例えば100万円の予算を組んだ場合に、予算残額が1割ほどの10万円になるか、それとも予算の額と支出額が限りなくゼロに近づくということ、そういったことが想定されますけれども、それは、あくまでもここで言う3%から5%というのは、そのぐらい、そういった余裕のある予算規模であるということですか、また、数字が大きくなってきますと、予算が比較しますと適正でない。本当に中身がしっかりと、特別な理由のない限り大きく違ってくるものではございませんので、そうしたことがそういった積み上げによりまして、比較検討して予算を仕組んでいくということになるかと思えます。

議長（後藤利彦君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） ちょっと質問の趣旨が伝わっていなかったのかもしれませんが、今お聞きしているのは、実質単年度収支をまず聞いて、それから実質収支について

お聞きしたわけですね。それについての答弁で、特に実質単年度収支については決算の比較に使うんだということでした。ということで再質問したわけですが、今のお答えはとも実質収支比率についての3から5%というところについての補足説明と取りました。

じゃ、監査委員の資料の3ページを見ていただければいいんですけど、ここのに、監査委員は、実質収支は黒字だったと数字を挙げて言っています。次に、実質単年度収支は赤字だったと言っているわけですね、数字をちゃんと置いてね。そこでですよ、先ほどの最初の答弁で実質単年度収支は決算の比較に使うんだということをおっしゃったから、そうなら、実質収支については黒字と監査委員が言っていますが、赤字だと言った実質単年度収支について、20年度は当然ね、あるいは過去と比べてどうなんですか。

やっぱり黒字なら普通に考えれば直観的にいいと思いますが、やっぱり赤字なんですよ。昨年もそうだったと思うんですけど、そのあたりを比較に使うというふうにおっしゃるなら、どういう比較をした結果なのかをわかりやすく述べてくださいというのが先ほどの質問の趣旨なんです。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） この実質単年度収支と申しますと、具体的にマイナスになりました原因は、ここで言います前年度の実質収支と、今年度の、単年度の収支を引いております、ここが大きく、前年度たくさん繰り越しがあったから、それを引きますと、今回、ここがマイナスになるわけでございまして、その年その年の予算の執行状況、予算の組み方によりましてこの数字が違ってきますので、今回、20年度とその前の1年間を比較いたしますと、ここのところが一番大きな原因があったということで、そういった細かい、どうして20年度がマイナス3億になったかという一番大きな原因はそこにあるわけでございまして、そういったものを前年度と比較することによって、この3億というマイナスが、その理由がわかるわけでございまして、そういったことでそういった前年と比較して、この数値を、予算の内容、どうしてマイナスになったかということが理解できるわけでございまして、そういったことから前年との比較に使っておるといような答弁を申し上げました。

議長（後藤利彦君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 次に移るわけですが、今の答弁、財政調整基金とか、そのあたりの使い方が非常に複雑で、外から見ると何か数字のトリックがあるみたいな感じしか受け取れなくて、わかりやすい言葉で説明してほしいなとも思っています。

ともかく次に行きますけれども、次は起債制限比率というところで、例えば監査委員

の意見書では5ページの下の(エ)のところにありますね。ここで、通常一般的に言われているんですけど、20%を超えると地方債の発行制限がある。山口市の場合、前年よりも1.4高くなったと。結果としては12.4なんですけれども、上がってきているということですね。このままいくとどうなるのかというところの予測、こちらについては当然されているはずですし、されていなければならないものだと思うので、そのあたりの見込み、それから、どうしてそういった見込みを持つのかという、その構成要因を教えてください。

議長(後藤利丸君) 林総務部長。

総務部長(林 宏優君) 起債制限比率についてでございますが、この起債制限比率と申しますのは、ここにも書いてございますように、公債費から地方交付税の算入のある公債費を差し引いた数値を、標準財政規模から同じように地方交付税の算入のある公債費を差し引いた数値で除した数値の、過去3年間の平均値でございます。

この起債制限比率のピークはこれから4年後の平成25年度でございます。この25年度には16.3%となります。26年度以降は徐々に下降いたしまして、平成30年度には10.6%となると見込んでおります。

次に、その主な要因でございますが、これは新市まちづくり計画に沿った事業の推進のために借入れを行いました合併特例債の償還が主な要因でございます。その償還方法といたしましては、3年間据え置きをいたしまして、それぞれ以降に元利均等で10年から20年間で償還をいたします。

この平成20年度決算では、16年度に借入れた起債の元金の償還が始まったことによるもので、この20年度で申しますと、元金と利息、利子を合わせまして3億2,100万円となっております。

以上でございます。

議長(後藤利丸君) 寺町知正君。

12番(寺町知正君) それでは、今の答弁で、4年後の平成25年に16.3で、一応今の予測ではこれがピークだということですが、そのときにピークになる理由は先ほどの答えそのままなのかということ、裏返して、それ以降、毎年減って行って、30年には10.6という予測は、先ほど、特に特例債関係の償還などの説明がありましたけど、それだけを要因として理解しておけばいいのか、何かさらに重要に記憶しておくべき要因があるのかということはいかがでしょうか。

議長(後藤利丸君) 林総務部長。

総務部長(林 宏優君) 先ほど申し上げましたとおりでございますが、特に本年度が

事業費が非常に膨らみまして、来年度以降、新市まちづくり計画の主な主要事業が、大きく予算ののります主要事業が当面非常に少なくなってまいりますので、そういったことから、先ほど申しましたような4年後の25年がピークとなりまして、それ以降、右肩下がりに下がっていくという認識であります。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今、今年度の事業がピークでと、それが3年据え置きという特例債などの起債の関係もあるというような理解をするのかなと思いますけれども、例えば、じゃ、大きな事業で国体というのがあるって、国体の後の出費もかなり市には来るんじゃないかという予測がありますけど、そのあたりは加味した上で今の答弁なのか、あるいは加味していないなら加味したらどうなのかということ。加味するときに、じゃ、国体関係、大会が終わった後、市が出すべきお金はそれなりにあると思うんですよね。そのまま放置するわけではないでしょう。例えば、そのあたりはどうやって加味した上で、当初の先ほどの答弁ですよね、将来のピークの予測、そこはどういうふうなんでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 国体につきましては、予算は考慮いたしておりますし、その後の跡地利用につきましては、跡地利用の予算の執行につきましては、具体的な数値を先ほどのこの数字の中には多くは入れておりません。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 次に行きますが、そのあたりが入ってくるとまた心配になってきます。

次ですけど、今度は歳入という観点、先ほどの監査委員の資料で見ると7ページのあたりが関係しますけれども、一般会計の歳入に関して、自主財源というものの、これは前年比1億4,991万4,328円と、3.2%の減少だというふうです。自主財源対依存財源の比率は33.3%対66.7、1対2ですか、3分の1と3分の2ですね。自主財源の比率は前年度より7.9%減ったということですね。このような数字がここに示されています。行政として非常にここは重要なポイントだと思うんですけども、このようになった要因と今後の見込み、将来はどうなっていくのか、そのあたりはいかがでしょうか。

それから、もう一点、歳入の関係の一番重要なものの1つ、市税ということがありますけれども、これについてもここに出てきていますけれども、前年比7,447万471円、2.3%減少というふうに示されています。これについてもこの要因と今後の見込みはいかがで

しょうか。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの2つの質問でございますが、まず、自主財源の比率等につきまして、私のほうから御説明申し上げます。

まず、自主財源の比率につきましては、この自主財源と申しますのは、市税ですとか分担金及び負担金ですとか、使用料、手数料、財産収入などがございまして、全体といたしまして、今後、経済状況により若干の変動はあるといたしましても、過去、ここ数年は45億から47億ほどとなっております。

これに対しまして、依存財源といたしましては、地方譲与税ですとか、地方交付税、国庫支出金、市債などがございます。特に変動要因といたしましては、歳入を前年度と比較いたしますと、平成20年度は約137億、平成19年度は約114億となっており、約23億の差がございますが、これは大型の主要事業等の実施によるものでございまして、この中の依存財源は、国庫支出金では約6億円、市債で17億円の歳入の増加となっております。それぞれいずれも依存財源の非常に大きな増加でありますので、この7.9ポイント減少する原因と申しますか、要因となったわけでございます。

次に、今後においてでございますが、それぞれの年度の予算規模によりまして大きく変動いたしますが、平成21年度、本年度でございますが、主要事業の最終年度ということで、予算総額で申しますと170億ほどになっておりますので、自主財源の構成比率は26%から27%という程度となる見込みでございますが、先ほども申しましたように、来年度以降は大規模事業が少なくなることによりまして、この自主財源の比率は、ことし26%から27%ほど見込んでおりますが、大きく減りまして、35%から40%の自主財源の比率となると見込んでおります。

税につきましては、市民環境部長から御説明申し上げます。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 続きまして、歳入の市税につきましての減少した要因とか今後の見込みについてお答えします。

前年度対比7,447万470円減少しましたが、その内容としましては、主な内容としましては、個人の市民税が前年度に対して8,313万6,000円ほど減少したのが大きな要因でございます。あと、たばこ税が796万2,920円。逆にふえたというのは、法人市民税の700万ほどと、それから固定資産税が700万ほどふえました。

それで、今の700万ほど減少した主な要因でございますが、平成20年度につきましては、個人の市民税について、市内に675の法人があります。その中で、製造業中心に前年度よ

り大きく減少しました。特に、1社につきまして3,200万ほどの減少になった法人があります。これは、景気の悪化とか業績不振が大きいのではないかと予想しております。

それから、今後の見込みにつきましては、今お話ししましたように、景気の悪化とか業績不振等がありますので、来年度以降も減少があるんじゃないかなと予想しています。

以上でございます。

議長（後藤利彦君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 税についてはこの前の議会でもある程度お聞きしましたしということで、総務部長の財源のところの話ですけれども、先ほどの質問の答弁とも一部重なっていると思うんですが、今年度大きな事業があって来年以降は減っていくからこの比率もよくなっていくのではないかという趣旨かと受けとめましたけれども、ただ、山口市、合併してからずっと見ていると、これぐらい新しい事業をやる、将来は減っていくんじゃないかと思って見ているとまた新しいのが出てきて、いつも先送りの傾向があるという印象を持っています。

そういうふうに見ると、21年度は大型がいっぱいあってこうなっていますが、それ以降は減っていきますよというのは、今から、じゃ、1年ぐらいは言えるかもしれないけど、また何か出てくるんじゃないかというのを経験的に私は思うんですが、そのあたりはどう思われますか。やっぱり数字にすぐにはね返るわけですね。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 合併をいたしまして、大きな事業が事業費を膨らますことができた一番大きな要因は合併特例債の活用でございまして、残っております合併特例債はあと7億ほどでございますけれども、その7億の用途につきましてはまたこれから検討する余地が多分にあると思いますけれども、それ以上に財源を求めて大きな事業あるいはまちづくり計画の中の事業を進めていく要因はございませんので、そうしたことから、従来、今まで、合併以降7年目でございしますが、その状況とは大きく変わっておりますので、そういったことから何十億という大きな事業を新しく立ち上げることはできないという認識をいたしております。

議長（後藤利彦君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 合併特例債をおおむね使い切ったので新しいのは出てこないのではないかという、ある意味でわかりやすい答弁でした。じゃ、これはこれで結構です。

次に行きます。

一般会計の歳出という観点ですけれども、これは監査委員の報告書でいくと8ページのところに歳出関係が一応まとめられています。ここで見て、前年度比較で、24億1,987

万1,616円ですか、22.8%増だと、歳出がふえたということですね。約4分の1ふえている。予算の執行率は91.8%というふうにもなっていますけれども、このように前年と比べて大きくふえた要因と今後の見込みですね。

それから、執行率ということに関して、過去5年間の執行率はどのようであったのか。つまり、予算を立ててこれだけ使ったという、その率ですね。

それから、未執行という部分の数字も出ていますけれども、この8.2%という内訳ですね。91.8を引きますと8.2%です。この未執行率の内訳に関して、多分、入札差金とか低額の契約があったということはいつもお聞きしますので、これが主たるものかなと私は想像しますが、そういったもののおおよその割合、あるいは、それ以外の要因があるでしょうから、その率とか要因を説明してください。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの予算の執行状況等の御質問でございますが、まず、歳出総額が24億増加した要因につきましては、主要事業であります美山中学校の事業で約9億9,000万円、（仮称）福祉健康広場の用地取得として約9億1,000万円、クリーンセンターの建設事業で約4億3,000万円の大型事業を実施したことによるものでございます。

今後の予算規模の見込みにつきましては、先ほどもお話し申し上げましたが、平成22年度以降は大型事業が少なくなることから、大きく減少するものと考えております。

次に、過去5年間の執行率につきましては、平成15年度が91.6%、16年度が95.4%、17年度が96.1%、18年度が95%、19年度が95%となっております。

次に、未執行部分の8.2%分でございますが、金額にいたしますと、11億6,063万9,787円でございます。この内訳といたしましては、一番大きなものは、繰越明許費分がこの11億のうちの7億8,490万円で、67.6%と一番の大きな要因を占めております。

また、一般会計の未執行部分の入札の差金、低額の契約に占める率等はの御質問でございますけれども、この20年度におけます入札の差金は、トータルいたしますと2億8,400万円ほどでございました。単純に率にいたしますと24.5%となりますが、この入札差金は、土木関係の事業等の他の事業への流用を行っておりますし、また、追加工事等にも充当する場合がありますので、入札差金のすべてが未執行になるものとは考えておりません。ちなみに、決算書の中で不用額の工事請負費と委託料を総計いたしましたら、工事請負費では4,300万円ほどでございましたし、委託料につきましては4,100万円ほどでございました。

以上のような状況でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 執行率の5年の推移をお聞きしましたけど、15年が91という昨年と同じようなぐらいのレベルで、それ以外はどちらかというと95ぐらいということでちょっと大きな開きがあるんですが、最初の15年は合併直後ということで何となく理由のイメージが想像できそうな雰囲気があるんですが、それ以降ずっと約5%ぐらいをいつも残すぐらいの執行率、それがぼんと倍ぐらいになったわけですね。それというのは何か要因がありそうなぐらいの違いだと思うんですけども、そのあたりをどういうふうに分析されるんでしょうかということと……。

まずそこで聞きましょうかね。どういう要因があって、昨年度の決算ではこんなに大きく執行率が低かったのかということね。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 先ほど御説明したとおりでございます、一番大きな要因としましては、8.2%の11億円、金額にいたしますと11億円のうちで、その中の繰越明許が、非常に今回、20年度の繰越明許が多くなった分、金額にいたしますと7億9,000万円ほどでございますが、それが一番大きな要因でございます。先ほど御説明しましたとおりでございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 繰越明許だというなら、それは山県市の事情というよりはほとんど国からのいろんな関係の事情かなと。別に、市内で工事が天候でおくれたからとか、そういった部分はそうなかったはずですのでね。そうすると、国の事情ということは、除外していいというふうに考えるべきかなと、答弁はそういうふうにとれますね。

じゃ、ともかくこの執行率のとらえ方ですが、予算を組むときの姿勢、数字に反映するものなので、例えば、今は21年度で、22年度予算をつくる時、あるいはそれ以降につくる時、この執行率をどれぐらいに見ていくのだろうかというところは興味があるんですが、行政の皆さんは別に100%執行でいくのか、毎年このところ、先ほどの繰越明許をのけて考えれば95ぐらいで来ているわけですけど、どういうスタンスで予算をつくられるんでしょうね。予算をつくって決算で未執行が出るよと、それが5%ぐらいのようだという統計が出てきたわけですけど、そこを、予算づくり、決算の評価、どうやってつなげるんでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 基本的には予算の執行につきましては100%執行を考えておりますが、その中でそれぞれの経費の削減等がございまして、そして、先ほども申しまし

たように、特に20年度につきましては緊急経済対策ということで後半に大きな事業が入って繰越明許ができたということでございますが、これはあくまでも臨時的な措置でございますまして、当初の予算の作成には100%執行を前提に予算の作成を考えております。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、決算の資料3の2の成果説明のほうですけど、14ページですけれども、成果説明にはいろんなわかりやすい資料が整理されているわけですけど、こここのところの右下のところには人口1人当たりの指標ということで置きかえがされている数字があります。ここで、地方債の残高というところが市民1人当たりとして下から2段目の枠に書いてありますね。前年が1人当たり101万4,128円、それから、20年度は105万7,577円ということで、計算すれば4万3,000円増加したということなんですけれども、こういった傾向、これがずっと続いてきているわけなんですけれども、将来が心配になってくるわけですけど、今後10年間の地方債残高の部分、もちろん1人当たりということですし、当然全体とパラレルな関係なんですけど、そこはいかがでしょうか。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 市民1人当たりの地方債の残高についての御質問でございますが、市民1人当たりの地方債の残高につきましては、今後10年間の経年見込みを、ことしの、21年の3月31日の人口3万198人で計算いたしますと、21年度は約112万円、22年度は108万円、23年度は103万円、24年は97万円、25年は91万円、26年度は84万円、27年は78万円、28年度は72万円、29年度は66万円、30年度は60万円となりまして、21年度がピークでございますまして、その後は徐々に減少いたしまして、30年度には約半分の60万円にまで下がる見込みでございます。

これは、前の質問にもございましたように、新市まちづくり計画におきます主要大型事業がおおむね終了いたしまして、今後においては大型事業を見込んでいないためでございます。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 非常に将来的にはずっと減っていくと、毎年どんどん減っていくという見込みだということでしたが、あと、実際の自治体の財政運営のときに、大型の事業で出るものは減っていく、借金が減っていく見込みがあるとき、当然、反面として考えるのは、いろんな基金にためていくということが必要だという見方もあるし、しないところもありますが、山県市の基金というのは決して多くないわけですよ、いわゆる貯金はね。そこはどういう方針でいくんでしょうかね。基金は今程度でいくのか。起債をどんどん減らしていきます。そうすると、確かに借金は減るけれども、基金は今

のまま。そういうときの運営の方針として、貯金のほうもふやしつつ、徐々に借金を減らすという考え方もあるし、貯金はどんどんふやすし借金はそのまま、いろんな方針があると思うんですが、山田市は、基金と地方債、この関係を将来的にどうとらえてやっていきたいのか、何も方針がないのかを含めて御説明ください。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） まず、地方債につきましては、本年度も、いわゆる算入のない、一円のメリットもない地方債につきましては、ことしの予算も2億円ほどの繰り上げ償還を予算化させていただいております。その利息のみでも2,000万円ほど違うのではないかと思います。まず、基金は、そういった有利な基金があれば活用することもございますが、また、その反面、地方債、基金につきましては、可能な限り将来に備えていきたいということを考えております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） じゃ、次に行きたいと思います。

資料3の決算書あるいは成果説明でもいいんですけど、市税の不納欠損というところがあります。詳しいデータは成果説明の26ページですけれども、徴税費関係ということで、下の段に徴税事務ということで市税収納率、不納欠損の一覧表というのをつくっていただいていますけれども、ここについて、不納欠損ということの、どうしてもやらざるを得ない事情があったということなんでしょうけれども、そのあたりが納得できるような説明をいただきたいということ、お願いします。

それから、徴税ということでは当然差し押さえということもきちっとやっているということをよく答弁されるわけですけれども、この20年度決算における差し押さえの物件ですね。物件というのは物だけではなくて預金とか給与もありますからいろんなものがあると思うんですけど、そういったことも含めて差し押さえの件数と、それによって収納できた額、それから、それと関連するわけですけれども、いわゆる収納という行政処分を行った、その処分が100%達成したのかできていないのか、まだ年度途中でというか、いろんなデータがあると思うんですが、そのあたりの説明をお願いします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

まず初めに不納欠損の関係でございますが、これは地方税法に基づきまして私どもが不納欠損を行いまして、まず1つには、地方税法の15条の7の4項というのがございます。その条文を読みますと、停止しなければならない条件が、1つ目としましては滞納処分をすることができる財産がないこと、それから、2つ目が滞納処分をすることによ

ってその生活を著しく窮迫させるおそれがあること、3番目としてその居住地が滞納処分することができる財産とともに不明であることということで、4条につきましては、3年間の滞納処分の停止を行います。その間に納税者の納税力の改善が認められることによって滞納停止を解除し徴収を行います。改善が認められないままの状態での執行の停止が3年間継続したときには、納付することが消滅します。それについて19件で111万3,721円行いました。

それから、地方税法の15条の7の5でございますが、これにつきましては、滞納処分する財産がないことにより執行停止をした場合において、徴収金が被相続人の財産の範囲内で被相続人の債務等を弁済し、それ以上の債務を承継しないものであって、その他徴収できないことが明らかであるときは、納付または納入する義務を直ちに消滅させることができる。これについて、私どもは8件の158万7,500円しました。

それから、最後に、地方税法の18条、地方税の消滅時効でございます。これは、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、原則として法定納期限の翌日から起算し5年間徴収しないことによって時効停止をする。それにつきまして、時効停止によって60件の379万2,006円、合わせまして87件の649万3,327円、平成20年度で不納欠損を行いました。

続きまして、差し押さえの物件の件数と収納でございますが、生命保険が1件で31万3,400円、それから、預貯金が99件で1,843万8,869円、それから、給与につきまして、3件で207万3,600円、それから、年度末、2月、3月に行います確定申告で還付が発生しますが、還付の差し押さえでございますが、5件で502万907円、それから、動産が2件で2万2,501円、不動産につきましては、6件差し押さえしましたが、まだ収納を行っておりません。

それから、差押えの競売による交付金が23件で、23件のうち換価できたのは4件で102万9,095円、合わせまして139件の2,256万372円でした。

最後に、差し押さえの達成率でございますが、先ほどお話ししました139件で114件ありました。82%の達成率でございます。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今、いろいろとお答えいただきました。その中で、地方税法18条の消滅時効に係る分ということですが、通常、消滅時効に係らないように措置していくというわけですが、消滅時効になっちゃったのはなぜというのが素朴なんです。そこをちょっとわかりやすく説明してください。

それから、不納欠損の今後の推移、大ざっぱな予測、どういうふうにとっておられるでしょうか。それと同時に、収入未済という部分、経済状況が反映するということはわかるんですが、市としてはどのような今後の見込みを持っているのかということはいかがでしょうか。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 18条の関係でございますが、5年で消滅ということでございますが、これは、住所不定の方とか、そういうような方とか、あと、財産がない場合はやむを得ない、5年を経過した場合は差し押さえを行いますもんで、ないように今後よく調査を行って進めていきたいと思っております。

それから、あと、不納欠損につきましては、今お話ししましたように、今年度も87件の六百四十何万ありますけど、それにつきましても先ほどお話ししましたようにいろいろ調査を行いまして、不納欠損のないように努めてまいりたいと思っております。

それから、収納につきましては、うちは徴収対策室というのを設けておりますもんで、それにつきましているいろいろと滞納整理も行っておりますし、それから、毎月25日には夜間徴収というの、夜9時まで夜間の指導を行っておりますので、そういうので随時徴収率のアップに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 再々質問はしません。

一応、今、いろんな決算関係、歳入歳出も含めてということでお聞きしました。通告の一番最初の部分、財政健全化法の関係で正式にことしから報告しなさいというふうになってきた案件ということですが、これについてお尋ねしますけれども、市がとらえているこの新しい制度の意味というのは、簡潔に言うとうどういうことなんでしょうね。

それから、この数年、実際にいろんな数値を整理してきて、私も見てきたんですけど、山口市にとってのこの制度のメリットというのは一体何なのかということ、あるいは、この制度ができたデメリットはあるのか、あれば何なんでしょうかということですね。

それと、山口市の現状の財政状況を考えたときに、従来 of 経常収支比率とか、いろんな指標があるわけですが、公債比率。そういったものから評価していく手法と比べて、この新しい手法、4指標、これは有効だというふうに、市として、行政として評価されるのでしょうか。そのあたりはいかがでしょう。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 財政健全化の比率など、新制度の意味ですとか、メリット、デメリット、評価方法についてでございますが、まず、この制度の意味につきましては、

従来の財政の指標につきましては、昭和30年に制定されました財政再建法による規定によるものでございまして、実質収支の赤字額を標準財政規模で除しまして、これが20%以下になった場合は財政再建団体に陥るものでございまして、これはあくまでも普通会計を中心とした収支の指標であるのみで、この指標によります再建団体に該当するかの基準しかなく、その前の段階での財政状況を早期に是正される基準がないという従来の制度でございました。

このことによりまして、19年度に財政健全化法が施行されまして、それぞれ当該年度の収支勘定を見ます実質赤字比率と連結実質赤字比率、実質公債比率、また、年度末の資産のりょうをはかります将来負担比率の、この4つの指標が1つでも一定の基準を超えた場合には早期健全化団体または財政再建団体に指定するという事で、イエローカードとレッドカードの2段階で財政状況をチェックいたしまして、早期に財政再建を図る制度がつけられました。

また、普通会計のみならず、特別会計ですとか公営企業、市で申しますと上水とか簡易水道とか農集とか公共下水、一部事務組合であります岐北衛生ですとか、また、開発公社なども連結することによりまして、市全体の財政状況が開示されることになりました。このことが新たな制度となったものでございます。

次に、メリット、デメリットについてでございますが、まだ19年度の施行でございますので19年度、20年度の2年間となりますが、メリットにつきましては、先ほど申しましたように、特別会計等市全体の財政状況の把握、今後の財政運営の参考とすることができるといのがメリットでございまして、一方、デメリットといたしましては、特に考えられませんが、あえて申しますと、さまざまな財政指標がありまして、中に似たような名称の指標がありまして、混乱しやすいということが挙げるならばデメリットかなということを考えます。

次に、従来と比べてどうかという御質問でございますが、それぞれに意味を持ってあるものでございまして、それぞれの数値で予測するものでございますが、何をとって比較をいたしますのかよくわかりませんが、それぞれの別々の定められた目的を持った数値でございますので、どちらも有効な指標であるということを考えております。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 新しい制度でということなんですけれども、改めてお尋ねしませんが、今回、意見書、それと、市長の基本的なことがあると思うんですけど、それぞれの指標について、20年度についての評価ということなんですけれども、じゃ、これをもとに、今、皆さんは、当然、来年以降も、予測、大体のところは持っておられると思うん

ですが、こういった数字を持っておられるのでしょうか。それとも、一応法律だから、20年度分についてはこうやって整理しましたと、そこまでなのか、こういうふうに出てきたから、来年はこれはさらにこうなる、こっちに行く、こっちに来る、今度逆転する、そういった予測というのは持っておられるのでしょうか。持っておられるんだったらちょっとここで大体の見込みを説明してほしいです。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 全体の予測につきましては、先ほどのそれぞれの指標の予測について御説明申し上げたとおりでございます。ただし、今後、非常に財政状況も厳しくなっていくという認識を持っておりますので、予測といいますよりも、行財政改革を、ますます内容の充実を行いまして、よく中身の精査をいたしまして、数値は少しでもよくなる方向に持っていきたいということを思っております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 何となくこの数字を明確に将来予測はされていないのかなと受けとめますが、それ以上議論しても多分切りがないので、次に行きたいと思います。

議長（後藤利丸君） 済みません。暫時休憩いたします。

議場の時計で11時35分まで休憩をいたします。

午前11時19分休憩

午前11時35分再開

議長（後藤利丸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、次のテーマですけれども、資料の4、認の2号、水道の決算、これについてですけど、決算書の13ページ、毎年業務報告が言葉として書いてある部分ですけれども、私は以前からここは注目しているわけですけども、ことしのこの資料、20年度決算では、有収率は前年度に比べ0.9%減の74.1%となりましたとされています。ずっと毎年下がってきているということで、時々懸念を申し上げていますが、市のほうもその減を抑えるために、成績をよくするために頑張っているということは十分に認めていますけど、逆にそうであればあるほど何か抜本策はないのかなというふうに思うんですが、そのあたり、市の見解はいかがでしょうか。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

有収率が0.9%減の74.4になった原因でございますが、これにつきましては、御存じの

ように料金改定を行いまして、皆さんが節水されたこととか、あと、配水管の老朽化に伴う漏水が多かったこととか、それから、公共下水道に伴う水道の仮設管の凍結防止の排水などが考えられます。

今後におきましても、漏水調査等を拡大して老朽化した管の布設がえ等を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、改めてお聞きしますけど、山県市の74.1%という有収率、これの値、この数値は、県内の他の自治体と比べてどの程度のレベルなのか、これでも高いのか、普通ぐらいなのか、低いのか、そのあたりのイメージをお答えください。

それから、もう一点ですけれども、毎年拳がっている理由に老朽した管が原因で漏水がある、だから、調査をして応急手当ををしていくということがありますけれども、それは当然、毎年の決算を見ていて、管は1年ずつ古くなっていくわけですから、水道管の状況は毎年悪くなっていく、だれの原因でもなく悪くなっていくという客観的な状況があるわけですね。そういう中で、何か本質的なことをしない限りは、もう毎年この数値は下がっていくしかないのかなと、私は率直に思うんですね。そういう意味で、どうなんですか。担当者としては、この数値は、老朽管に関しては、今の予算で調査をして応急処置をしても、とつても追いつかない、下がっていく、そういうふうに見るしかないと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 1点目の、他市との状況でございますが、山県市は、他市というか、県内のを平均しますと下回っておる状態でございます。

それから、あと、老朽化に伴いまして毎年有収率が下がっていくということでございますが、旧高富地域で申し上げますと、布設がえする配管が、老朽化した管を含めると大体12万3,000メートルほどが布設がえすることが考えられます。そういうことで、今、老朽したところを調査しておりますが、なかなかそういうのも難しいと思いますし、これを行うには建設改良費がいろいろ乏しいこともありますもんで、その関係もございませうもんで、老朽化して、その老朽化が激しいところから随時下げていって、また、あと、漏水が激しいところを探しまして、随時工事を進めていきたいなと思っておりますが、堂々めぐりになります。そういうことのないように、十分、有収率の向上に努めてまいりたいと思っております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次の質問に行きますけれども、次はクリーンセンターの関係ということ、資料の5、議第56号の補正予算書ということで、33ページにその関係が出ているというふうに思います。

債務負担行為ということですが、62億という非常に大きな額が出ています。幾分の資料もいただいていますので、そのあたりの確認がてらということもあってお聞きしますけれども、まず、15年間、それから、額が大きいということで、中身を細かくブロックごとに分けてお尋ねしますが、通告制なので一気に聞くしかないのです、全部申し上げます。

まず、契約方式という部分についてですが、自治体のごみ処理に関して、特に溶融炉の場合、その業者への全部委託あるいは一部を委託する、直営で行く、それぞれのやり方があるわけですが、それぞれの方式の全国の比率、それから、それぞれの方式のメリット、デメリットに関しての通常の一般的な評価はどのようでしょうか。

先ほどの他の方の質問にもありましたが、最終的に山県市がこれを判断したという提案だという御答弁がありましたけれども、この方式でいいんだと、いわば全部委託でいいんだという、その決定理由あるいはその要因とか動機、これは何なんでしょうか。

それから、今回提案の山県市の契約の内容というのは、他の自治体の例と比較してどこが特徴的なのか、あるいは特に特徴的なものは何もないということなのかということですね。

それから、通常、こういった大きなごみ処理施設の場合は、業者が経費を持つという、いわゆる俗にサービス期間あるいはいろんな言い方がありますが、そういった期間があるというふうに理解していますけれども、今回、山県市の場合に、その期間とサービスの内容、それから、想定するその間の概算の費用、これはどれぐらいと見られるのでしょうか。

それから、固定経費や流動経費という観点で、固定経費としての人件費、それから、もう一点、施設設備関係の額、それから、年度変動の見込み、それから、その理由ですね。

次に、施設設備関係に絞ってみますと、変動が年ごとあった場合にどういうふうに対処するのかということ。具体的にことしになっても他の自治体のこういう方式のところでは修理費や機材費をいわば過剰に見せて水増ししていたという事件があったということの報道を見たことがありますけれども、例えばそのような、いわば直に自治体がやっている場合と違ってワンクッションあるわけですから、その相手方が何かそういったある

種不適正、不正なところをやった場合にどうなるのか、これは常につきまわっているわけですね。その懸念にどう対処されるのでしょうか。

それから、溶融炉ということですがけれども、溶融炉について、山口市は非常に小さい溶融炉をつくるわけですね。当初40トンというのが、さらにそれが具体化する中で小さくなっていったというふうに受けとめてはいますが、実際にできる溶融炉の大きさなんです、私は例えば豊橋市の200トン炉2基という大きな炉を見たことがありますけれど、それと違って35トン炉で2つ、つまり半分、炉が1つだと。正味部分は、その炉の中に人が入れないくらい小さい、いわば細い、ということの詳細に聞いたようなことがありますけれども、実際にどうなんですか。もう既にでき上がる段階になってきて、山口市の溶融炉、1つの炉の中に人が入って、人が入るということの意味は修理がしやすいという単純な意味ですがけれども、それくらいの中に入って作業ができないくらい小さいんじゃないでしょうかということはいかがですか。

それから、炉の修理はいずれ必要になるわけですが、非常に割高になる。それは、溶融炉であるからということと、今のように小さいからより割高なんですね。大きければ簡単に改修作業ができるわけですが、小さいゆえに割高になるということですが、そういった認識を私は持っていますが、それでよろしいでしょうか。

それから、溶融炉という特殊、そして、さらに小さいという特殊、こういうふうだと、より業者がもうこうしかないんですよという言いなりになる懸念を持つ、これは一般的な常識だと思うんですけど、市のほうはそれをどうやって払拭するのでしょうか。

それから、随時来るであろう部分の修理費、これは、相手が全部、日立が全部持つのかということ。あるいは、時には全部修理もあり得るわけですが、あるいは部分的に入れかえみたいな、半ばほとんどというのがあります。そういった場合はどのようにされるのでしょうかね。

それから、灰溶融ということも強調されていますけれども、そのときに出てくるスラグの量、それから、その用途の具体的な見込みはあるのか。かつて灰溶融あるいはスラグが、通常のごみ焼却でもスラグはちゃんと再利用できるから非常にいいんだというふうに言われたのが10年くらい前でした。しかし、当時、ほとんど野積みになっている。民間の工場でも行政の処理場でもスラグがたまっているということと言われた時代があるわけですがけれども、実際、今回の計画でスラグの量と見込みは具体的にどのように持っているのかということ。仮に具体的に利用できるなら、そして、それが市に利用されるなら、確かに相応の経費の節減、削減にはなると思われるんですが、もしそうなった場合の見込み額はどのように試算をできるのかということですね。

それから、人件費というところで見えていきますけど、人件費について、今回の提案の案、この中で、人員、それから構成員の内訳、給与額の見込みなどはどのようなのですか。当然、裏返しとして、市の職員が直営で行った場合の比較というのはされていると思いますが、その数字はどうなんでしょう。

それから、職員のポストの内訳、それから、ポストごとに給与表があると思うんですが、その職に係って、日立の社員が直接来る場合、あるいは子会社、それから地元から雇用の予定、そのあたりはいかがでしょうか。

それから、15年ということなんですけど、この間の給与は、通常は、行政の場合は上がる、あるいは時に下がるということもありますけど、そういう社会変動の要因があるんですけど、この契約では給与の引き上げというのは全くない、上がりも下がりもしないのかということですね。

それから、一応全部任せるとなると、職員の現場での上司の監視が必要かなというふうにも普通は考えるわけですけど、そのあたりの予定、あるいはその人員はどうなんでしょうか。

それから、市の職員がいわゆる再就職をする、これは天下りという言い方がよくされますけれども、こういった予定、それから、そういったことの予定があるかないか、そして、そのポストについてなのかということ、あるいは人数、そのあたりはいかがでしょうか。

それから、流動的な経費という意味で見ますと、流動経費の概要はどのようなことですか。これも同じく変動が年ごとにあり得る、特に大きな変動があった場合どう対応するのかということですね。

それから、これは全体にも通じるんですけど、15年間というスパンで見えていくというのが今回の単位ですが、じゃ、16年目以降はどうするのと。当然、じゃ、その次はということがあるんですけど、そのあたりはどういう展望を持って、あるいはどういう方針を持っておられるんでしょうか。

それと、維持費ということの全体について見ますと、私はこの議会で何度か市のほうにお尋ねしてきているわけですが、2005年の12月議会で当時の市民部長から答えがあった。それは、市の単独建設で進めた場合の人件費を含む維持費についての当時の市の予測、10年間で26億5,000万ですと、岐阜市と共同すればこの55%ですということがこの議場で答弁されたわけですね。今回15年契約だということだとすると、先ほどの当時の部長答弁、10年を15年に換算すれば約40億円ですね。人件費を含めるという答弁だった。

今回、15年で63億ですね。40億から見ると23億、5割以上ふえているわけですね。これって数年なんですよ。10年も20年も前の答弁じゃない。2005年ですから正味三、四年のことですね。この間にこんなに大きな違いが出る、私は矛盾じゃないかと思うんですけども、どうやって説明するのでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） それでは、たくさんいただきましたもので、お答えさせていただきます。

最初に、ごみ処理に関してでございますが、全面委託、一部委託、直営のメリット、デメリットについて。

先進地事例の調査を行った結果でございますが、全面委託については48%、一部委託が29%、直営が23%となっていました。

直営のメリットにつきましては、デメリットにつきましては、運転管理、維持管理の専門的知識や経験がない、適切な予算措置が困難、補修工事の発注事務に専門的知識がないなどが挙げられます。

それから、一部の委託の場合につきましては、施設の運転業務について専門知識者が行うので適切な運転を行えるメリットがありますが、予算、修繕費の発注業務については直営と同じデメリットがあります。

全面委託につきましては、メリットは、民間の創意工夫により維持管理の適正化が図れる、突発的事故に対しても臨機応変な対応が可能である、受託者の裁量で臨機応変な計画の見直しが可能である、燃料や部品の用役調達が一括大量購入により経費の縮減が期待できる、それから、長期の財政が可能であるなどが挙げられます。

デメリットは、安定したごみを継続維持するために、委託先の経営状況を十分に確認する必要があります。

それから、最終的にこの方法を市が選んだ理由とか要因につきましては、山口市新クリーンセンター施設は24時間連続運転となることから交代勤務体制となり、直営の場合、新たに40人以上の職員を採用しなければならないこと。

それから、2つ目には、高度な技術で多種多様な設備から構成されている、複雑、大規模な技術システムとなっている施設であるので、そこに従事する職員は専門的知識と経験を有する職員が必要であるが、本市にはそのような職員がいない、また、施設の機械設備、電気設備の技術管理者もいないこと。

3つ目といたしましては、約38億円の設備投資を行って、専門的知識及び経験者がい

ない素人集団では、施設の運転が、安全性、安定性、安心できる円滑な運転管理が困難である、また、適切な判断により適切なメンテナンスも行えないなど、貴重な税金を投入して運営管理の方法の選択を誤ったことにより38億円の投資が10年間で機能不全となることも想定されること。

以上のような問題を解決することなど、及び先進地施設の事例調査を行ったところ、最近の施設は直営より経費が比較安価で運営管理が行える方法として長期包括委託が主流となりつつあることが確認できたため、本市には適切な運営管理方法であると判断したものであります。

続きまして、山県市の契約内容と他市の内容でございますが、山県市の包括運営管理委託の内容は、一般的に行われている包括運営管理の内容と何ら変わりありません。

それから、通常、業者が経費を持つサービス期限があるが、その期間とサービスの内容、それらの想定経費の概要でございますが、それにつきましては、施設の保証期間のことではないかと思われませんが、保証期間は2年となります。その内容は、機械、電気、計装等の全設備の法定点検以外の点検及び破損による修繕費が該当します。

想定経費の概算については、破損箇所の想定はできませんので、その経費の概算はわかりません。

続きまして、固定経費の関係でございますが、人件費の初年度は委託業者もふなれなことから業務の混乱を避けるため応援体制を組みますので1億9,420万円と高くなりますが、2年目は1億7,670万円と、14年間変動はありません。

それから、施設整備経費の額は、15年間の平均額は約8,651万となりますが、しかし、8年以降からは年額1億円以上の設備整備修繕費となります。この理由は、稼働後10年近くになりますと、設備整備修繕を行わないと施設の性能低下を招くこととなりますので、性能低下防止のために行うものでございます。変動があっても変更は行いません。

それから、ことしになってからですけど、設備整備修繕費については、毎年度、計画書を提出いただき、経費については15年間の総額が決められていますので、その総額で受託者は行うこととなりますので、本市はそれ以上の経費は払いません。

次に、溶融炉の関係でございますが、溶融炉が小さいということでございますが、溶融炉は中に人が入り、作業を行えることになっていますので、御懸念の心配はございません。

それから、炉の修理の関係でございますが、さきも述べましたように山県市の溶融炉は特別小さいものではなく、修理については特別作業性が悪くなるような炉内スペースではないので、御懸念の心配はございませんので、そういうような機械を選定いたしま

した。

それから、炉の修繕の関係で、炉だと業者の言いなりになるような懸念でございますが、修繕費が毎年度計画以上になったとしても、本市としてはそれ以上の経費を支払うことはございません。

それから、部分補修は相手が金額を持ち、全部補修あるいは入れかえの場合についてでございますが、長期包括委託の場合には、15年度にわたる山県市新クリーンセンター施設の運営期間を性能保証するものでありますので、決められた金額で契約を行えば、一切の費用は受託業者の責任において行います。したがって、受託業者は機械を丁寧に使用するよう、自助作用が働き、長期包括委託が効率的な運営管理を行えることとなります。

続きまして、スラグの量と今後の用途の見込みでございますが、熔融スラグの見込みは、年間700トンのごみを焼却した場合には約350トンを見込んでいます。用途としましては、下水道管の工事に使用する砂に混合して使用するか、道路路盤材に使用していただくことを見込んでいます。

それから、経費の節減は余りありません。しかし、現在使用しています最終処分場の延命ができるのは大きなメリットだと思っております。

次に、人件費の構成と内訳でございますが、人件費は全体で29名程度であり、その構成は、所長1名、次長1名、機械、電気、計装のメンテナンスの要員が6名、マテリアルリサイクル推進施設運転要員、プラットホーム監視員、ごみ計量監視員、直接搬入ごみ受け付け要員、最終処分場埋立作業員、浸出水処理施設運転要員、事務要員の日勤が8名、それに、エネルギー回収施設、灰熔融炉の運転管理要員が2直4班編成で16人で編成されています。

給与につきましては、事業主負担法定福利費を含めて、1人当たり平均人件費は約610万円でございます。

直営で市が職員を送った場合の比較でございますが、直営は40人程度必要となりますので、包括では29人程度で年間6,000万ほど安価となります。

それから、続きまして、職員のポストの内訳とか要求される給与につきましてでございますが、所長が800万円程度、それから、次長、班長が610万、日勤要員が370万、直勤運転班長、副班長が530万、直勤運転員が360万となっております。

それから、受託企業の社員と地元雇用社員の構成予定でございますが、受託企業から派遣社員は16名程度であります。それから、地元雇用社員は13名程度採用する予定と聞いております。

それから、15年間の給与の引き上げ、引き下げは、考えていません。

それから、市の職員の現場の管理の監督の予定でございますが、市職員は2名程度常駐しまして、チェック機能を充実していきたいと思えます。

それから、市職員の再就職、いわゆる天下りの関係でございますが、天下りは考えておりません。

それから、流動経費の概算でございますが、薬剤費、電気料の従量料金、それから燃料費、水道料については、単価の変動及びごみ焼却量の変動に伴い経費が変動しますので、この部分については毎年度精算方式で支払うことになります。それから、変動があった場合は、今ほどお答えしましたとおりでございます。

それから、15年後はどうするかということでございますが、委託契約満期になると、3年前から受託企業、山田市が協議を行うことになってはいますが、施設運営は同じ企業に継続することになると思えます。したがって、受託企業の業務の1つとして、15年後も継続使用できるよう、性能保証をすることになります。

続きまして、最後でございますが、10年で26億5,000万とか15年で40億でございますが、この件につきましては、2005年当時の数値は、2003年に施設の設備内容の確定しない段階での算出経費であったことから、一般的数値に基づき出されたものであると認識しているもので、非常にアバウトな経費の算出でありますので、したがって、矛盾するものではありません。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、部長に再度お尋ねしますけれども、まず、契約方式について、業者の全部委託が48%、一部委託29%、直営が23%という全国を調べたデータがあるということでした。メリット、デメリットも云々でしたけれども、じゃ、委託金額という、いわば処理施設の運営費用で見たときのデータは持っていないんですか。こういう方式は何%という率はわかりましたが、先ほど直営はメリットがないとすぱっと言われましたけど、じゃ、直営だったら安いよ、高いよ、一部委託はこれぐらいですよ、業者全部委託、いわば今回と同じ包括は高いよ、安いよという、そういう金額的、当然その施設の規模、人数、それをならして、ごみ1トン当たりとか、通常ごみって1トン当たりで建設資金も全部出しますから、そういうデータは持っているわけでしょう。そういう通常にできる横並びのデータで費用的に示してください。全国の率の状況はわかったということですね。その率を示していただきたい。

それから、お聞きするところ、ダイオキシンの関係で24時間運転しなければならない

というようなこともちょっとお聞きしました。これは、十数年前に国がダイオキシン対策として小さな施設はいけませんということを出した、それに従って旧山県郡は岐阜市に委託をしてきたというのが今までなんです。

今度できる炉は24時間で溶融炉としてやっていこうということでしたが、それはずっと見込まれていたの、先ほどの答弁のいろんなところのベースになる24時間体制というところは余り突然出てきた問題じゃないわけだから、昔から予測されていたの、今出てきた話じゃないでしょう。そうすると、今出てきた高い要因はどこにあるんですかというところを聞きたいわけですね。特にそれは人件費に反映しているんでしょう、24時間の人件費が必要ですよということですから。というところを確認します。

それから、施設の関係で、市の一般ごみだけでは足りない、特に24時間回すとなると。ということは、常に微妙な部分だと思うんですけども、じゃ、市としては、その補充、あるいは補充は関係なくですけど、一般ごみの施設ですけども、産廃ごみについて、例えば認めるのか認めないのか、どういったところのどういったものを認める見込みなのかということですね。

それから、もしそれでもごみが足らなかつたらどうなんでしょう。やっぱり溶融炉は常にごみが必要ですよ。ごみを食べる炉ですから、食べるものがないと回っていかないのが溶融炉だから、ごみが足らなかつたらどうするんですかというふうにお尋ねします。

それから、次に、もう一度溶融炉の関係ですけども、灰溶融というところも今回非常に高くなった理由の1つということもお聞きしましたけれども、じゃ、灰溶融の費用をざっと私が概算すると、8億からせいぜい10億なんですよ、資料から見るとね。先ほどの質問の最後に言いましたが、以前の試算では15年に換算すれば40億、それが倍以上の63億になる要因は、1つは灰溶融である、1つは先ほどの24時間運転であるというふうには私は2点お聞きしているんだけど、その1点の灰溶融、せいぜい8億から10億でしょう。じゃ、灰溶融をやめたらどうという議論も当然あり得るわけですね、それがどうしても高いのなら。

ということで見ていきますと、どうなんでしょう。灰溶融をして出てくるスラグについては先ほど、幾つかの用途がある、量も見積もられた、だけど、経済的には余りメリットはないよという答弁が出ていますよね。だから、灰溶融をするための経費は8億から10億要る、そこから出てくる、再利用して、経済的な山県市への価値はないよというふうにとれるわけですね。

じゃ、灰溶融をしなかつたら、最終処分場の延命とは言われましたが、じゃ、最終処

分場の延命がなくなることによって、早くいっぱいになる、そこをどうにかする、あるいは代替地を探すという、それがただ早くなるだけなんですよ。その繰り上げる部分はその8億から10億に相当する、必要性があるものかというところを当然評価されなければならないんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

次に、人件費ですけれども、今回の包括でいくと29名ということでした。1人当たりの平均が610万円ですよ。所長が800万円から、下の人は300万円ぐらいですか。年平均610万円と。じゃということで山県市を見たんですが、今回ちょうど補正予算に、先ほどの議論でもありましたけど、市の職員の人件費が出ていますので、それを使って計算しました。補正予算書の33ページ、32ページ、今回、クリーンセンターの債務負担が出ている33ページ、その前のページの32ページの上段に、市の職員の給与の状況が平均として出ています。例えば、ここで、行政職、21年で見ましょか、月額32万3,793円ですよ。そうすると、ボーナス約5カ月を入れて17掛けますと、32万3,000円掛ける17イコール549万ですよ、ボーナス込みの職員の平均がね。単純労務職で見ると22万9,487円、229掛ける17イコール389。年間ボーナス込みで389万ですよ、単純労務で見るとね。

先ほどの包括の場合の給与は平均で610万だと。そういう要求が来ていると。それが今回の案です。29名ですね。市が直営だと40人ですという答弁でした。トータルメリット数千万円でしたが、包括のほうが安いですという先ほどの答弁でしたけど、でも、先ほど、今、私が、補正予算書の人件費、平均給与で計算したら、行政職で平均で549万。単純労務職も相当する仕事はありますよね、今回の現場で見ればね。その場合389万。人数が40人にふえるとしても、とても行かないんじゃないですか。高いのを要求されていると私は数字的に思うんですけど、そのあたりはどうやって説明をされますか。あるいはこういう試算をしたんでしょうかということも聞きたいんですけど。

それから、直営が40人とすばっと答えられましたが、じゃ、市の職員が直営40人で包括より高いよとおっしゃるなら、今回民間が提案してきている、日立が16人で13人が地元雇用ですか、その方式を取り入れて、市だって、市の職員が直に40人、市の臨時採用あるいはそういう形で地元から採るなりすればいいじゃないですかということにもなるわけですね。そうすると、経費はもっと下がるわけでしょう。そういう試算はしたんですかということ。したのなら数値を、していないならしていないと。していないということは比較していないということであって、日立のが一番いいですということは到底言えないわけですから、そこをお聞きしたいですね。

もちろん、当然、市の職員が技術研修をしてこなければならなかったんですよ、ここを見越してね。それをしていない、今だから、していないから日立がいいですよという

のは今だからであって、それは今までの方針の間違いでしょう、建設資金を何十億も立ててやってきたんだから。だったら、見越して、職員を研修して行って、4月からのスタートに間に合うように研修をしてくれば、日立しかしようがないでしょうという結論になっていなかったわけですから、そこも含めてですけれども、考えていただきたい。

それから、天下りについてですが、ないということなのでちょっとこれは後回しにしておいて、最後の流動的な経費の中でということですけど、15年間のときに、その次については3年前から協議しつつ、でも、多分、そのまま日立に行くでしょうという趣旨でした。そういう受けとめですね。それでよろしいですか。

それから、維持費全体で当時の2005年の部長答弁は2003年のコンサルの計画に従ってアバウトな計画だったということでしたが、それは、じゃ、直営を前提なの、全部委託を前提なのというところはどうなんですか。当時はそんな議論は全くなかったんで、私は認識していなかったんですけど、アバウトだといっても市のほうには、直営なのか一部委託なのか、その検証はされていたわけでしょう。その上で今の方式がいいという結論にこの何年かで至ったわけですから、そのあたりの状況説明をお願いします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 1点目の全面委託とか一般委託とか直営の比較したお金でございますが、一応ぱくっと比較はしてございますので、直営の場合だと大体82億程度かかります。それから、運転管理につきましては、それも大体よく似て80億程度です。それから、包括につきましては、今回私どもが提案しています68億です。

それから、あと、ごみが少のうなったらどういうのを入れるか何とかという話ですけど、一応、今回新しく、河川除草とか、し尿し渣とか、し尿汚泥とか、下水道汚泥を入れて、それをクリーンセンターのほうへ入れて稼働します。

それと、あと、一般市民の方がごみの減量化に努めていただきますのでごみは減ると思いますが、それはこの包括の中で日立さんが運営管理を行っていただきますので、そこで進めていただきます。

12番（寺町知正君） 答弁になっていない。日立がよそのごみを持ってくることは市が認められないわけだから、市はどうするんですかと答えてほしいんです。ごみが足りないときに日立に任せますだったら、日立が愛知県のごみを持ってきたら困るでしょう。そんなことはないわけだから。

市民環境部長（松影康司君） それは、私どもで、ほかから入らないように十分検査を行ってまいります。

それから、あと……。ちょっとお待ちください。

議長（後藤利丸君） 暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後0時13分再開

議長（後藤利丸君） 休憩前に引き続き再開いたします。

桑原市民環境部次長。

市民環境部次長（桑原正一君） それでは、ちょっと追加質問ということで、私のほうからお答えします。

先ほどの一般ごみが少なくなった場合にはどうなのかということでございますが、一応、現在36トンというごみを想定して設計しておりますので、それに対して、焼却炉は2基ございますので、2基をうまく組み合わせながら焼却を行っていくという方法をとることもできますので、ごみが足りないということは、よっぽどの、半分になるとか、そういうことになればまた考えなきゃいけない部分があると思っておりますが、今現在、現在のごみ量の半分になるということはちょっと考えられませんので、その辺のところは御懸念の心配はないというふうに考えております。

それから、灰溶融炉についての経費でございますが、現在、市が所有しております最終処分場、これは、このまま灰溶融を行わなくて進みますと、約10年ぐらいで最終処分場は満杯になるという計画、大体そういうような想定が現在されております。そうしますと、最終処分場の場合は、やはりこの最終処分場がない限りはごみ処理業務をすべてストップしちゃうということもございますので、そうしますと、最終処分場整備については、やはり10年ぐらいのスパンを考えなきゃいけないと。

そうしますと、10年といいますともう今からその辺の手配をしていかなきゃいけないということになるかと思いますが、最終処分場は灰溶融を行うことによってさらに約10年以上の延命化は期待できると思っておりますので、その辺の効果、金額に換算することは非常に難しいわけでございますが、そういう最終処分場の延命化ということで、非常にメリットがあるというふうに我々も考えております。

それから、最終処分場というのは、どうしても将来にわたってこれが残っちゃうということで、負の遺産を子孫にどんどんどん引き継いでいかなきゃいけないということもございますので、そういう安全性の問題も1つ大きく挙げられるというふうに思います。

それから、人件費の610万円という、委託すれば610万円ということでございますが、これについては、会社が負担しなきゃいけない法定的な厚生福利施設もすべて含んでお

ります。たしか、私どもが聞いておる範囲内で申し上げますと、山県市の人件費についても、共済費とか退職手当組合とか、そういう手当すべてを含みますと700万円程度という金額をお聞きしておりますので、そういうことを比較してもそんなに高くはないというふうに考えております。

それから、15年以降につきましては、先ほども部長のほうから答弁させていただきましたように、やはり15年で施設を停止することは恐らく無理だと思っておりますので、それ以後についても継続して使用するという考えなければいけないというふうに思っております。

それから、あと、最後の質問でございますが、2005年の当時の市民部長の答弁の中での話でございますが、この当時の数値というのは、目的が、このときの数値というのは、いろんなパターンがありまして、その中でどういう方法が一番いいのかという中での経費の算出ということでございますので、比較する目的がちょっと違いますので、ここのこの時点での比較と今回の比較というのは比較するのは非常に難しいというふうに考えております。

仮に、これを現在の数値の中で比較しようと思いますと、やはり当時のものでなくて、同じレベル、ごみ処理施設というのは、どうしても仕様内容によってすごく運営管理費についても変わってくるという、非常に特殊な施設でございますので、その辺のレベルをすべて同じレベルにした上での比較ということになりますので、2003年当時の経費と比較するというのは非常に適当ではないというふうに考えております。

以上です。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、一応再々質問になりますので、総括的になりますので市長にお尋ねします。細かくはわからんというところは今のように実務者に答えてもらっても部分的にはいいと思いますが、基本的には市長にお聞きしたい。

まず、今の質問の順番で、その中で、ごみが足りた場合、足りなかった場合と、いずれ起き得る。今の次長の答弁だと、炉が2基あると、それをうまく融通していく中で調整を図っていく。ある意味、足らなくなったから空運転もできないわけです。よそから持ってくることもせずに、2基の調整の中でという趣旨だったですね。

仮にそういう2基前提で今回包括に出す、すなわち29人のスタッフですよ。800万円の所長以下、ずらずらと並んでいる。これは固定経費ですよ、人件費ね。ということは、そこで固定経費を毎年払いますよというのが今回。その中で、2基を運用するのに、量が足りないから1基使わないときがある。休ませる。でも、人員は固定です。市が払

う人件費は一緒です。これは矛盾しているでしょう、機械をとめて調整しますというんだからね、ごみが足りないときの調整をね。でも、人件費は初めから契約ですから、全部、何があっても何がなくても人件費は固定ですよという契約をしちゃうわけでしょう。そしたら、ごみ量調整のために、機械を、2基を1基とめるなり、調整をしていく、3分の2を使う、そういうことをしたときに、この人件費ってますます空の人件費ですよ、市から見ればね。向こうはそれはありがたいですよ、仕事をしていなくてももらえるんだから。そういう本質的な矛盾について、契約者である市長はどういうふうに考えるんですか。少なくともそこは考えて、今後契約変更なりは必要だろうと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、灰溶融について、当初から、灰の最終処分地が少ないよという、そういうことで入れたいということがずっと議論はされてきました。今、次長の説明では、当面、10年ぐらいでいっぱいになると、今の処理施設がね。溶融炉を使えばさらに10年ぐらい延びますよという答弁だったんですが、通常ごみが大体10分の1になるとというのが溶融炉なんですね。その溶融炉から出た灰をさらに10分の1ぐらいにするのが灰溶融炉、大ざっぱに言うとね。大体100分の1ぐらいになる。だから、灰の捨て場が長もちしますよということなんだと理解していますけれども、でも、とにかく10年ぐらいでいっぱいになると。延ばせるのは10年。そのために、さっき申し上げた8億から10億をかけて、人件費もかけて、灰溶融をやっていく意義があるのか。

見方を変えれば、灰溶融という設備を入れずに、その人件費も入れずにいって、いずれ10年ぐらいで満タンになるとおっしゃった、満タンになった、当然なる前に、それは予測できますから、別の場所を探す、敷地内にしてもどこでもいいですから一定の手続を踏んで探していく、そういう経費を試算して、どっちが高い、どっちが安い、やったはずならともかく、どう見てもこれはやっていないわけですよ、灰溶融ありきですからね。私はやった上でやるべきじゃないのかなと。

10年でいっぱい、灰溶融設備を入れなかったらそれがおしまいになる。あと10年延びますよという、その10年を稼ぐために10億の人件費も必要なのか、設備費も必要なのか、そのことについて、市長はそれをやったと答えるのか、あるいはどうしたらいいでしょうか、お聞きしたいですね。

それから、人件費の関係ですけど、今の次長の答弁では、今回の民間のほうの見積もりでは、いろんな法定経費、福利厚生とかが入っていますよということでしたね。確かに私が申し上げたのは職員の給与とボーナスであって、市が直接出す福利厚生費は入っていない。でも、それをざっと計算したって、行政職で日立が示した案と一緒に

すよ。単純労務職で見れば、やっぱりはるかに少ないんですよ。そういうコスト計算、人件費計算、そこをしたのかというこの疑問を強く、いまだに私は解明できないんですが、その辺、市長はどう説明していただけるんでしょう。

つまり、全部にしる部分にしる、市が直接やって、市の職員を2人送るというんだから、それは5人、10人になってもいいじゃないですか、専門職を養成してから。あとは市の市民を雇えばいいじゃないですか。何かそれでやっていけそう、日立から2人か3人来てもらったらいいとか、そういう変速的な方法が考慮されてしかるべきでしょう、山梨市の利益、市民の利益を考えたらね。その辺はどうお考えになったんでしょうか。

もう一点、最後ですけど、最初に、天下りという、再就職、通告したんですが、別にそういうことは考えていませんという部長の答弁でした。私は人事権がある市長にお聞きしたいんですけど、昨年3月ですか、人事、そのときに、私は課長職を飛び越して次長職になった職員がいるということは前から聞いています。異例ですよ。特昇ですよ。そういうことを市長は覚えていますか。人事権を使われました。当然そのことによって、給与もですが、退職金もふえるわけですが、そのあたりはどう理解されていますか。

それから、その人がここに再就職したとしたら、よく社会でも言われている退職金も二重取りですよというのが天下りのパターンなんですけど、そのあたりの懸念はないんでしょうかというところですね。

部長は再就職は考えていないとおっしゃったけど、人事権をやるのは市長の専決事項ですからね。来年の春にそういう人事はあなたはしないとおっしゃるのか。もしあったらどうするんでしょうね。非常に私は気になるし、心配しています。なぜなら、そういう話が私に伝わってきているからですよ。何も無いようなことは絶対言わないですよ。人事権を持っている市長に、最後だからお聞きしているわけです。

以上、お願いします。

議長（後藤利丸君） 平野市長。

市長（平野 元君） それじゃ、お答えします。

いろいろ仮定の問題をやりませけれども、私としましては仮定で物を言う答弁をすることはできません。それが大前提でございますが、一応質問の順序によって答弁をさせていただきますが、ごみが足りない場合にどうするのかということでございますが、私のほうもそのごみの問題については十分検討を加えておりますし、細かい資料をお示ししておらんかもわかりませんが、河川の除草とか、あるいはし尿し渣とかし尿汚泥とか、下水道の汚泥、そういったような新しい要素といいますか、そういうものも取り入れていきますので、ここ10年とか15年で半減するとか、そういうことはございませんので、

この2基で、2炉で運転をしていくということについては、基本的にそういう形で進めていくということでございます。

12番（寺町知正君） いや、現場責任者は2基の融通をつかせて調整しなすと言ってあるんだから……。

市長（平野 元君） それは私が申し上げることでございますので、よろしく申し上げます。

12番（寺町知正君） じゃ、足らなかったときはどうするんですか、2基運転しておいて、溶融炉は足りないということは許されないんだから。

市長（平野 元君） 質問の趣旨がわかりません。

次に行きます。

灰溶融炉ということでございますが、この採用につきましては、機種選定委員会等も十分やっただきまして、これが最良の方向であるということで、そういった選定委員会、議会の委員もみえますし、学識経験者、専門家の方もみえますが、そういった方の意見でこれは決定したことでございまして、私はその答申を尊重して灰溶融炉を設置していくということでございます。

確かに灰溶融炉にすれば非常に汚泥も減っていくということで、10分の1になるということで、10年が20年もつということでございますし、今ある残渣についてもそういったものは検討して減らしていく方法もあるようでございますので、そういう面も十分検討していきたいということを思っております。

それから、3番目に人件費の問題でございますが、これは技術者の養成ということでございまして、先ほど言われたように、早くから技術者を養成すればよかつたじゃないかということ、それは確かにそういう論法も立ちますが、現在こういったものを進めてきたというのは、工事を発注してからこういうのが発生しておるわけでございまして、技術者というのはそう簡単に養成して、市の職員に採用して、養成できるものはございません。

私は、山口市が発足した当時、市に1級建築士とか1級土木技術者がゼロでございましたが、そういうのも非常に心配でございましたので、そういったものについては急遽、民間の経歴のあるような方を、採用試験をして採用してきたということです。ですが、今回の問題につきまして、そういった時間的にも余裕はなかつたと思っておりますし、現在もそういうように思っております。それは、一番経費的に安くつく方法が現在の方法だというふうに認識したからでございます。

それから、4番目の天下りににつきましては、今、昇格とかなんとか言われましたが、

異動につきましては課長から次長に昇格したということでございますけど、そういった手当関係の変動はございません。

それから、天下りということにつきまして、国はいろいろ言われていますが、山県市では現在まで天下りしたことの例はございませんし、今後もそうしていきたいと思っております。

ただし、現在のごみ処理施設で従事しておる職員につきまして、本当に本人が希望されて行かれるようなことがあれば、またそれは受託をされる会社側の採用試験とかいろいろあると思いますが、そういう形についての個人の判断については、私がとやかく申すものではございません。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位 5 番 久保田 均君。

16 番（久保田 均君） やめたいところではありますが、せっかく出ておりますので、1 件だけ簡単に答弁してください。

議第56号、一般会計の補正予算、24ページ、土木費の登記手数料が396万7,000円あります。内訳を簡単に説明してください。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 土木費の登記手数料396万7,000円の内訳でございます。

未登記箇所の登記手続を行うもので、まず、美里会館周辺市道の登記処理181万6,000円、次に、椿野地内 1 級河川椿川の登記処理67万1,000円、最後に、青波地内の市道及び河川の登記処理139万円の 3 カ所、396万7,000円の追加をお願いするものです。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 久保田 均君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

12 番（寺町知正君） 3 項目だけお願いします。

まず、認の第 1 号、決算の成果説明ですけれども、16ページのところに基金の運用というのが一覧表として出ていますね、基金の運用。このうちの、一般会計が上段ですけど、これの基金が増加したというところ、合計で 6 億ですか、未残高ね。この中で主たるものは 2 つ、1 つは財政調整基金、1 つは合併振興基金というふうに読み取れます。財政調整基金のこのふえたもとになる部分というのは一体どういう部分なのかということ

ころ。

それから、合併振興基金の趣旨と制度、そして、いつまでこれが続くのかというところ、あるいは、この振興基金の場合は、使い道の制限があるのか、あるならどういう範囲なのか、あるいは、いつまでに使うという、年限の制限がかかっているのかどうかというところをお聞きします。

それから、もう一点、続きで、このページの特別会計のほうですけど、特別会計の1段目に国保の基金というのも出ています。これは121万1,000円の増の5億6,981万2,000円という数字が決算で出ていますが、昨年この議場でだったと記憶していますが、来年以降、つまり21年以降、基金も取り崩す可能性というのが市長から答弁されたというふうに理解していますが、実際この21年は121万増にして、今、動き出していることしあるいは来年、この基金はどうなっていくんでしょうかね。非常に興味があります。いかがでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 1点目の財調の基金の増加分につきましては、当初予算ではかの基金を取り崩しております。そうした歳入歳出を引きまして出てきた繰越金をこの財調に、ここの財調を少しでも多く、この基金をふやそうということで、本年度だけではございませんが、ここ二、三年前からそういった考え方でっております。

また、2点目の合併振興基金につきましては、金額で申しますと年間1億8,000万ほどでございますが、これが、あと、本年度と、あと4年間分、積むことが枠としてございますが、そういったことからこの基金を積んでいきたいということも考えております。

また、この基金の用途につきましては、今年度、たしか8,000万ぐらいでしたか、使っておりますが、一定の枠がございまして、その基準に従いましてこの基金の活用も行っております。

以上でございます。

12番（寺町知正君） 年限は、いつまでにというのは、いつまでに使いなさいとか、いつまででもいいですよとか。

総務部長（林 宏優君） その基金の使用、これから何年間に使い切るといって、そういった制度はないと思います。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

国保の基金でございますが、平成20年度は121万1,000円取り崩していますが、平成21年度につきましても、ちょっと今資料がございませんが若干取り崩しまして、その後、

国保税の値上げ等も視野に入れていきたいと思います。基金も5億ほどありますが、これもいろいろ、今年度は、21年度はまだ仮決算が出ていませんのでありませんけど、結構取り崩すようなことも聞いておりますもんで、その後基金がなくなれば値上げ等も視野に入れていきたいと考えております。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 再質問ですけど、総務部長が先ほど、財政調整基金のところ、当初予算でそれぞれの基金関係部分で多分これだけ使いますよという形で一たん出していく、それが残ったら最後に、残りがあつたらという前提でしょうけど、あるいは、時には残りが出るように多目にということも自治体によってはあるみたいな話も聞きますが、最終的に繰り越しという形で財政調整基金をふやしていくと、そういう、いわば財政の皆さんの、財政調整基金というある意味融通がきかせられる非常にいい部分ではあるんですけど、そこをふやしていくためのやり方をしているという答弁と理解したんですが、基本的にそういう構造でいいんですか。いろんな基金は当然目的があつて予算化する、残ったらそれを財政調整基金として戻していく、そういうふうな受けとめでいいんでしょうか。

それから、国保の基金のことですけど、値上げもと最初に答えられましたけど、それは、5億という基金があつて、それが、基金がこのままでなのか、あるいは3分の1とか半分とかになったらそろそろ値上げをという趣旨の答弁なのか、あるいは、ぎりぎり、ゼロに近くなるのを見越して、そこになる見込みが出たから値上げをするのか、どういう意味の値上げという言葉なんでしょうか。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 基金の取り崩しのことでございます。今年度の補正予算でも少しお願いしておりますが、今5億ございますが、半分というか、3分の1程度になりましたら値上げも考えております。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 財調の基金についてでございますが、基本的には予算編成の段階で非常に厳しく見積もっております、その中で可能な限り経費の削減等を行いまして、その余剰金につきましてはこの財調に積み立てていこうという方針でございますが、特にそういったことから作為的に基金を多く取り崩して予算編成をしておるものではございません。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、国保のほうですけど、半分から3分の1になったら値上

げをということですが、じゃ、大ざっぱな見込みでいいですけど、いつごろ半分ないし3分の1ぐらいになりそうなんですか。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） いつごろと言われてもわかりませんで、また近い将来です。

議長（後藤利丸君） 寺町知正。

12番（寺町知正君） では、次に行きますけど、決算の成果説明ですけど、20ページですけども、ここの上から2段目に、自治会活動補助金959万9,000円と、予算現額960万8,000円というのがあります。これについて、いわゆる自治会がどうこうという前に補助金というものですけれども、補助金の精算手続が明確になっている、これは補助金の特性だと思うんですけども、最近の新聞の報道でも、ある自治体のある自治会が精算手続を怠っていたということで、市が当初支出した補助金の返還を命じる、させることになったということが、最近、新聞にありました。

そういったことだと思うんですけども、山口市の場合きちっと、補助金の申請、交付あるいはその精算手続、こういう活動をしましたよというのがなされているのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 自治会等活動費の補助金につきましては、それぞれ毎年度収支報告書が出ておりますので、適切に処理されておるものと思っております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今の収支報告書ですけども、一般の支出であればこれをこれに使いましたという支出の報告でいいわけですけど、補助金というのはやっぱりそうじゃないんですね。

ある民間の団体や個人が公益的な活動をするから、それを助成するために補助するわけですよ、公益上の理由があるために、市の仕事を委託するわけじゃないですから。委託の場合はこうでこうでという数字が出るものですけど、補助金の場合はこういう活動をするという前提で補助をする。実際、こういう活動をしましたと、このとおり、あるいはここはちょっと変わりましたとか、市に、大抵次の年の4月か5月が多いんですけど、それが出て補助金の精算という行為がなされるというのが通常の行政手続なんですけど、先ほど言いましたように、他の自治体でそういうことをしていなかった例があるということで、改めて確認したいわけですね。

今の収支報告、自治会の収支報告を見たことがないから知らないんですけど、1年間

こういう支出をして、こういう活動をしましたということを指して収支報告なのか、補助金が市から幾ら来て、その補助金でこれだけの活動をしましたと、具体的に。それがあって、補助金はこういうふうにはちゃんと使っていますよという報告が来て、市はそれで精算行為を済ませるということが必要なのが普通の補助金だと私は理解しているんですが、それがきちっと精算行為が達成されているのかなという意味で質問をしたんですが、それでいいですか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それぞれ毎年度収支報告書が出てまいりますので、正確に交付されておりますし、報告も受けております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 何となく今の答弁では書類上1年の各団体の予算決算の報告書があるぐらいかなともとれますので、一度、補助金の規定、市にも補助金規定がありますし、補助金の原則というのがありますから、そこに照らして、現状がいいのかどうか、点検していただきたいというふうに思います。そうじゃないと、またよその自治体みたいに返還なんて話になったらお互いに嫌ですから。ということで思いますがいかがでしょう。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御趣旨はわかりましたので、もう一度よく確認したいと思います。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） これで最後にしますけど、この成果説明の次の22ページですけど、左側の中間に、企画費のところ、総務課ということで、男女共同参画社会推進事業8万6,000円、予算現額13万2,000円というふうになっています。中に一部の説明が書いてありますけれども、予算現額13万2,000円で執行が8万6,000円ということで、余り使っていない。何を予定して、何をやり、何をやらなかったのかということですね。

特に男女共同参画についてはこの数年、国も随分、以前以上に制度化し、特に市町、県にはずっと前からきちっと制度化するように求めていましたし、市のほうにもいろんな制度を求めてきているのがこの数年の傾向です。それを考えると、非常に額が少ないということとともに、さらに執行率が低い。そのあたりはなぜなのでしょう。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 男女共同参画推進本部が設置されておりまして、また、その基幹をなしていただく男女共同参画推進懇話会の実施をしております。それぞれの計画

が、たしか3回の懇話会の計画が2回になったことによる予算執行の、予算現額よりも実際に執行した金額が少なくなったことではないかということを考えております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） そうですね。会議の予定が少なくなれば、当然諸経費が減ります。その裏にあるのは、会議が必要ないからやらなかったわけでしょう、必要があるからふやすということもあり得るのに。という、やっぱり根底にあるのは、男女共同参画に関する姿勢の認識の低さ。それは行政かもしれないし、懇話会の皆さんかもしれない。ともかく、今、国が全国にきちっとこれを進めたいということでやってきている基本施策の1つが、山県市では非常に低調である、この現状というのは問題ありだと。執行率で65%ですよ。他の予算は65%なんていうのは通常はほとんどないんですよ、どこを見てもね。そこは何か、本質的な原因というのが、理由が底流にあるのではないかとと思うんですが、そのあたり、どういうふうに考えられますか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 懇話会あるいは推進本部で、一昨年だったと思いますが、計画をつくりまして、そして、参画率の数値目標を設定いたしまして、その目標数値を適正に大きく、登用率が上がってきたということもございますし、また、もう一点は、条例化をしようということもございまして、そういったことも数値目標が適正に推進されておりますので、そういった条例の設定についての懇話会の意見等も確認するというような計画をいたしておりましたが、当面、年度別の数値が適切に目標に達しておりますので、そういった条例化の具体的な中身の懇話会での検討が、まだこの時点では、昨年度ではする必要がないというような判断からこういったことになったと思います。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今、ちょっと中身について説明がありましたね。数値目標が意外とよかったんだろうということ、それから条例化についてということですが、条例化について、逆に現状がいい、予算は3回分あるなら、なぜそこで、条例化の具体策、さらに問題点の洗い出しを先行してされなかったのかなと思うんですよね。通常、予算がないからもうできないというのが行政でしょう。ところが、会議の予算はちゃんととってあるのに、目標がよかったから終わりでは、やっぱり基本姿勢が前向きじゃないわけでしょう。

人がいて、委員がいて、時間があって、予算が組んであるなら、じゃ、条例化の中身、進め方について検討すべきではないのかというふうに思うんです、普通は。それは総務部としてどういうふうに考えているんでしょうね。あるいは、現在は、やっぱりそうい

うふうに、ことしはこういうふうに進んでいます、来年はこうしますというのがあれば、そこを示していただきたい。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 条例化の検討につきましては、特に懇話会でも話題になりました、どうしていくのかということもございましたが、当面数値が適正に伸びておりますので、そういったことが進まない場合には当初条例化も検討しようということがございまして、この数値を見守るといふ、こういった懇話会でのそういった全体の総意もございまして、こういうような結果となりました。

議長（後藤利丸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、報第7号及び議第55号から議第62号までの質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

議長（後藤利丸君） 日程第2、委員会付託。

議第55号から議第62号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長（後藤利丸君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

15日は総務文教委員会、16日は産業建設委員会、17日は厚生委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

なお、18日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時49分散会

平成21年 9 月18日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成21年第3回

山県市議会定例会会議録

第3号 9月18日(金曜日)

議事日程 第3号 平成21年9月18日

日程第1 議第63号 美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結について

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 議第63号 美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結について

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	舩戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	山田利朗君	消防長	土井誠司君
総務部次長	城戸脇研一君	市民環境部次長	桑原正一君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 梅 田 修 一 書 記 上 野 達 也
書 記 林 強 臣

午前10時00分開議

議長（後藤利利君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第63号 美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結について

議長（後藤利利君） 日程第1、議第63号 美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結について、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議第63号 美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

本年12月に完成いたします美山中学校校舎の備品につきましては可能な限り旧校舎の備品などを継続して使用することとしておりますが、なお不足する備品につきましては一括して購入するものでございます。

入札方法は指名競争入札とし、9月17日に8社の参加により入札を執行いたしました結果、最低価格入札者である株式会社インフォファームと契約金額2,979万9,000円で契約を締結しようとするものでございます。なお、予定価格は3,213万円でございますので、落札率は92.7%、請負率は88.0%でございます。

本案件の内容につきましては、後ほど教育委員会事務局長から細部を御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

よろしく御審議を賜りまして、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（後藤利利君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） おはようございます。

それでは、議第63号 美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結につきまして、内容の説明をさせていただきます。

平成20年度、21年度の2カ年により、校舎、体育館の建築を進めております。体育館につきましては本年3月に完成し、校舎につきましては本年12月に完成し、来年1月の3学期より新校舎を使用する予定となっております。

今回契約予定の備品につきましては本宅配付してございます明細書の備品一覧のとおりでございますが、主なものとしましては、生徒用机・いすが、普通教室、特別教室を合わせて、机254台、いす254脚、ランチルームのテーブル48台、いす288脚、図書室いす48脚、音楽室、美術室のいす各40脚、会議用テーブル24台、いす28脚などが主な内容でございます。

先ほど市長より提案理由の説明にありましたように、可能な限り旧校舎等の使用できる備品につきましては使用することといたしました。例えば職員室の教師用机・いすについては市役所の退職職員のもので対応し、現在の机、いすは準備室等で使用する予定です。校長室、パソコン室の机、保健室、被服室の備品はほとんど現在のものを使用します。理科室、木工室のいすについては、程度の悪いものの補充としております。その他、各準備室で使用できるものは、既存のものを使用する予定でございます。生徒用机・いすについてはすべて新品とし、高富中学校と同一のものとし、学校間での生徒数の増減等に対応できるようにしました。

なお、既設の備品で残ったものにつきましては、他の学校等に照会をかけ、使用する予定としております。

以上、内容の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。
議長（後藤利丸君） 御苦労さまでした。

日程第2 一般質問

議長（後藤利丸君） 日程第2、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

〔「議長、質疑はないんですか、付託とか。採決もしていないのに」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） この質疑につきましては最終日に行いますのでよろしく申し上げます。最終日の議会で行います。

それでは、日程第2、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 議長の発言許可をいただきましたので、通告に従いまして、最初に、地域におけるイベントに対する市の支援について質問をいたします。

この件は昨年12月の定例会において一般質問しておりますが、市は今後検討するという答弁でありました。どう検討されたかを含めて再質問するものであります。

第2次山県市行政改革大綱実施計画によれば、「イベントの開催の見直し」に、ふる

さと栗まつり、いじら湖夏まつり、やまがたグリーンフェスタについても再編を検討するとともに、市民みずから意欲を持って取り組もうとされている自主的な活動について、その目的と効果を考慮して必要な支援をしていくと記載されております。

市となったことで市としての祭りを一本化することについては理解するところでありますが、一方、地域格差の是正策として3地域の開催を評価される市民も多く、再起できないかと地域間で真剣に検討されてきました。

結果、美山地域においては美山の川祭りが昨年より盛大に開催をされましたし、今年度は8月22日土曜日でございましたが、昨年に増して大勢の人が出かけられて、栗まつりに劣らない人出という話でございましたし、市民手づくりによる多くのイベントがなされ、訪れた市民からは高く評価をされておりました。

伊自良地域においても1年半の協議をなされた結果、8月8日土曜日でございましたが、各自治会、まつり実行委員会、市民による協働による伊自良夏まつり、第1回目の夏まつりが盛大に開催をされ、山県市の文化ゾーンを中心に開催をされたわけでございます。

これには、各種団体、保存会、クラブなど、市民手づくりの創意工夫によって、地域の伝統、歴史、文化を継承しようと、80年ぶりに雨ごい行事「竜廻し」が再現されたことは、多くの地域の住民の参加と、地域に反響をもたらしました。

地域の発展と活性化を願い、市民の交流と連帯感を深めて、次世代の子供を担うために立ち上がっておられるこうした地域イベントについて、どのような認識をされているのか、次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目、こうした活動について市はどのように評価をされているのか。2点目、市の支援内容について。3点目、今後の市の支援方法について。

産業建設部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えいたします。

山県市のイベントについては、平成15年の合併以来、高富地域のふるさと栗まつり、伊自良地域のいじら湖夏まつり、美山地域のふるさと祭りと、旧町村で実施されていた主なイベントはすべて継続して実施してきました。さらに、合併に伴い、市北部地域の活性化事業として、竹灯籠とあかりフェスタ、イルミネーション事業などが、美山北部地域祭り実行委員会の主催により、谷合地区で実施されております。

こうした中で、イベントについても行政改革が叫ばれ、旧町村で行われたイベントを一本化し、ふるさと栗まつりを山県市のイベントとして位置づけました。この一本化の

改革に伴う措置として、地域活性化のため汗を流す地域や各種団体を財政的に支援するため、昨年度からイベント等補助金制度を創設し、地域の祭りを支援しております。イベントにおきましては、一本化をしてまだ日が浅く、現状において抜本的に見直す予定は今のところございません。

最初に、市はいかに地域の祭りを評価されているかとの御質問でございますが、高富地域では8月8日のふれあい夏まつり、伊自良地域では4月の伊自良湖桜まつり、8月8日の伊自良夏まつり花火大会、秋の伊自良湖もみじ野菜祭、美山地域では4月の柿野まつり、7月26日の美山いかだ川下り、8月24日は谷合地区での竹灯籠とあかりフェスタ、8月29日には西武芸地区でのみやま川祭りなどが、いろいろな祭りが各地域で催されております。どのイベントも地域や各種団体の皆さん自身が意欲と敬意を持って取り組まれた手づくりのもので、その地域ならではの魅力や特色があり、また、市民相互の触れ合いの場が創設されることもあり、市としましてもとてもよい祭り、大切にしていきたいと考えております。

次に、市の支援内容についての御質問でございますが、財政的な支援としましては、前にも申し上げましたイベント等補助金制度に基づき、今年度の予算については、伊自良夏まつり実行委員会とみやま川祭り実行委員会にそれぞれ50万円を補助させていただきます。また、今申し上げましたいろいろなイベントにおいて、かき氷機、綿菓子機、ポップコーンをつくる機械など、イベント機材の貸し出しなども行っております。

今後の支援方針についてでございますが、こうした祭りは地域の文化に根差したのも多く、また、地域活性化に取り組む人材の育成と、地域を愛する気持ちを熟成させるものであると考えております。祭りの開催には地域の皆さんが1人でも多く進んで参加いただき、意欲を持って持続的に取り組んでいただくことが肝要であると考えております。

今後とも地域が持つ特色や魅力を十分にアピールできる祭りが開催していただけるよう、企画の相談なども含め、市としましても支援していきたいと考えておりますので、どうかよろしくようお願い申し上げます、以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利彦君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 次世代を担う子供たちのために、地域を衰退させてはいけないと、各地方の方々が活性化に向けて努力を重ねておられるわけで、その実態を十分に理解された部長の答弁にしては、実感が伝わってきておりません。立場もあるのかもしれませんが、担当部には今後の支援策に大きな期待を申し上げることをお伝えし、この件について副市長に質問をいたします。

地域の活性化と発展を願い立ち上げられた各イベントの費用は、既存のテントを持ち込むなど、自分たちでできることはすべて自分たちで行う、そういう費用削減策をとられ、努力をされても、市からの助成金50万円では遠く及ばず、伊自良夏まつりの場合は各戸1戸当たり300円の拠出や市民の賛助金などで150万円ほどと聞いておりますし、みやま川祭りにおいては、法人会、商工会、そして市民の竹筒募金などで200万円ほどの費用を要したと聞いております。

このように、先ほど説明もありましたが、ほかの地域、美山の地域においてはあの有名な柿野の神楽がございますし、谷合ではイルミネーション、そして、青少年に夢と冒険を与えるいかだ下り、そして、精霊送りなど、あかりアートなどがございますし、伊自良地域においては、伊自良湖に春の桜、秋のもみじ祭り、そして、農業文芸といいたましようか、狂俳の十日祭りなどがございますし、高富地域には、合併の年から毎年8月にはふれあい夏まつりというのが開催をされております。

各地において関係者の御努力ははかり知れないものがあると思います。各地域が昔ながらの伝統文化を市民の手で守り継承しながら今もなお取り組んでおられるのは、地域の子供に対し伝統文化で交流をし、地域、地元を愛してもらい、大切にすることを温めていただくことによって、まずは地域を、それが山県市を活性化していく大きな力になるということで取り組んでおられるわけございまして、市の財政厳しい状況はよくわかっております。

山県市をアピールするふるさと栗まつりの充実を図りつつ、そんな気持ちを込めてふるさとの活性化を図り、みずから意欲を持って取り組んでおられる活動について、その実績と価値を高く評価していただき、一層の必要な支援をしていただくことができないのか、副市長の信憑性のある答弁を御期待いたしております。

議長（後藤利彦君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 再質問にお答えいたします。

各地域で取り組んでおられますイベントや祭りにつきましては、議員御発言のとおり、関係者の皆様方の御努力に敬意を表するものでございます。それぞれの地域が持つ魅力や伝統文化は、未来へ向けて内外に誇れるものが数多くございます。イベント開催を通じまして次世代のリーダー候補を生み出し、また、地域を愛する心を芽生えさせたりもします。先ほど部長がお答えしましたように、地域のイベントはその地域にお住まいの皆様方が義務的ではなく自発的に御参加いただくことが地域づくりの活動にとっても大切なことであると考えております。

そこで、御質問の、地域のイベントに対する市の支援につきましては、先ほどこれも

部長がお答えしましたとおりですが、山口市イベント事業補助金交付要綱がございますので、私といたしましては、その内容にさらに検討を加えるとともに、引き続きイベント機材の貸し出しやイベント企画の相談などにも支援してまいりたいと、このように考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長（後藤利丸君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 信憑性を大きく期待をしておりましたが、いろいろ事情もございますでしょうけれども、今、日本の各地で限界集落とか過疎化が急速に進んでおります。これは、大都市への一極集中の弊害が地方に衰退をもたらしていると言われております。すなわち、地方、これは、地域がそこに目を当てていただいて、そこに住んでおられる皆さん方がやる気を一層強くして、そして楽しい生活ができる、そういう納得のできる予算配分をしていただくことをお願い申し上げまして、次に質問に入ります。

公共施設管理保全などへの住民貢献に対する市の支援について、今、どこの自治体も、限られた予算の中でどう市民の要望にこたえていくか、英知を出し合って努力をされているところであります。

本市は自主財源に乏しく、財政状況は大変厳しい状況であることを市民の皆さんによく認識してもらい、理解を求めていくことが必要だと考えます。こうした事情のある中で、山口市の財政はボランティア支援を受けなければ行き着いてしまうのではないかと危惧する市民も多いわけであります。幸い本市には、有償、無償のボランティア登録者、団体、グループなどが各方面で活躍をされております。市の発展、そして地域の活性化、地域の支え合いなど、既に市民の善意と郷土愛によって支えられていることも事実であります。

今、市が取り組んでいる公共施設管理保全など、市民の善意による支援事業の実態についてお尋ねをいたします。

1つ目、アダプトプログラム事業の活動状況、2つ目、公園管理委託事業の状況、3つ目に、複数の自治会より美化活動として橋の欄干の塗装要望の対応について、担当部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

1点目、アダプトプログラムとは、まちの中の道路や公園など、みんなが使う公共の場所を我が子に見立てて掃除をし、きれいにしていくことで、市民と行政が協働で進める新しいまち美化プログラムのことでございます。本市におきましては、皆様の身近にある道路、公園や河川などの公共施設の美化及び清掃を行う市民のボランティア活動を

支援し、環境美化に対する市民の意識の高揚を図るとともに、市民とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進することを目的とし、山県市まち美化パートナー制度の実施要綱を平成19年12月に施行し、運用しているところでございます。

現在、本市におきましては7つの団体とパートナー合意を取り交わしており、南・八京線と旧256号道路、伊田洞公園、芦洞川コミュニティ公園、げんき広場と庁舎周辺の道路、さくら公園、美山老人福祉センター周辺及びデイサービスほほえみの周辺、本町1丁目児童公園周辺の美化活動を行っていただいております。なお、7つの団体名につきましては、市のホームページや8月号の広報やまがたで紹介させていただいておりますので、一度ごらんいただければと思います。

この制度の支援の内容といたしましては、1つには、活動内容により、必要な備品や用具の支給または貸し出しを行っております。具体的には、軍手、火ばさみ、草刈り工具、竹ぼうき、ごみ袋などの支援をしています。

2つ目には、希望団体に、団体名が入った縦50センチ、横60センチ程度のパートナーサインボードを美しくしていただいている施設に設置し、その公共施設の美化活動をアピールさせていただいております。

3つ目には、皆様が安心して活動ができるように、ボランティア活動保険への加入をしております。

このパートナー制度の市民へのPRといたしましては、広報やまがた8月号にこの制度のお知らせを掲載し、また、市のホームページでも制度を詳しく紹介させていただいております。

今後もパートナー制度を市民の皆様幅広く普及させ、環境美化に対する意識の高揚を図り、多くの方がボランティアとしてこの制度に参加していただき、美しいまちづくりを進めていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えいたします。

2番目の、公園管理委託事業の状況でございます。

本市の管理の公園数は、大小合わせて67カ所の公園施設管理委託料として当初予算に1,792万6,000円を計上、管理方法につきましては、げんき広場と四国山香りの森公園の2カ所は公園管理業務委託として造園業者に発注しております。その他の公園につきましては、まち美化パートナー制度による管理が3カ所、自治会による管理が27カ所、各種ボランティア団体による管理が13カ所、合計43カ所を管理していただいております。

なお、本年度は緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の利用で、残りの22カ所とまち美化パートナー自治会、各種ボランティア団体で管理していただいております公園の樹木剪定作業、芝刈り作業などの機械操作を伴う作業を行っております。今後、自治会、各種ボランティア団体等に管理をしていただくようお願いしていきたいと考えております。

続きまして、複数の自治会より美化活動としての橋の欄干塗装要望の対応についてお答えします。

毎年度建設課において実施しております自治会からの事業要望にて、本年度初めて自治会より、自治会員みずからの手作業で橋の欄干塗装をするので、資材の提供を願いたいとの旨の要望が提出されました。現地で聞き取り調査を行いましたところ、この自治会では以前から、皆さんが催事で集まる場所の欄干塗装などを自分たちの手で作業されておられるそうです。大変すばらしい活動であると思っております。その後、別の自治会からも欄干塗装の要望が出されました折にこの要望事項のお話をさせていただきましたところ、快くこの自治会も自分たちで実施される旨の回答をいただきました。

市民の皆さんの善意と郷土愛にまさるものはなく、このような活動が今後ますます各自治会へも広まりを見せるよう期待を込めながら、市民の善意活動支援のための塗装原材料支給を検討してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 今、答弁の中で、市民の皆さんの善意と郷土愛にまさるものはない。まさにそのとおりだと思いますし、身近なところでは、伊自良地域において、地域の活性化と安心して住みよい地域づくりをという目的で立ち上げられたいじらおたすけクラブ、会員21名であります。今年度は、パターゴルフ場もある水源公園を、市から委託を受けて管理に取り組んでおられます。委託料は年間10万円とのこと。会員の皆さんは、地域をよくしようという強い熱意から活動されております。地域の方からは、ことしはきれいな公園だねという好評もいただいております。

補助金を出したから知らないのではなくて、感謝にこたえる気配りが重要であると思えます。受ける側としてもその信頼関係が大きな支援になると考えます。

ボランティア参加者は、金と暇のある人対象だけでは拡大は望めません。また、ボランティア精神だけでは続かないわけであります。それは、負担に限度があるからです。せっかく芽生えた芽が枯れてしまうようなことがないかと心配をするところでもあります。継続を含めて、他地域へこういうものが波及することを望むわけでありまして、支援拡大が重要であることを担当部長にお伝えし、この件について市長にお尋ねをいたし

ます。

市民は、財政厳しい本市においても暮らしやすい山県市にしていくには、未来を担う子供たちが健やかに育ってくれる環境を整えることである、それには、まず、自分たちの手で地域をよくし、豊かな心を持った子供を育て、次の世代の地域を支えてくれる大人になってくれることを望んで、各地域でこうした善意の活動がなされているわけであり、こうした活動が山県市の財産となり、活力ある山県市の発展に重要な役割を担うものと考えます。

これは一例でございますが、先月、これもすばらしい自主活動をされております山県のよさを見つめましょうという会で、40年前に集団離村を余儀なくされた、円原川上流の万所集落に生きた人々の暮らしを勉強する機会を得ました。

集落までの道中、長い山道でございましたが、両側の草がきれいに刈り払われていたわけですね。お聞きしますと、毎年8月に元住民の方たちが自主的に草を刈られるということを知りました。離村して40年たってもふるさとを思い、故郷を大切にその気持ちに触れたときに、本当にびっくりしたわけでございます。

現在、市内には、多くの方々がボランティア活動を立ち上げ、それぞれ活躍をされております。これは、ますますこれから団塊の世代の方々が地域参加をされます。この世代の方々は日本経済の基盤をつくられた方で、発展に大きく貢献をされた実践者ばかりであります。培われた貴重な財産である豊富な知識と高度な技術、そして、何よりも強い精神力の持ち主であります。こういう方々がこれから山県市が目指す元気な豊かなまちづくりに積極的に地域参加していただきますように大いに貢献できる行政支援策も重要と考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

議長（後藤利丸君） 平野市長。

市長（平野 元君） 宮田議員の再々質問にお答えします。

ただいま、宮田議員のいろいろなお考えとか御意見等、貴重な意見、大変十分に拝聴させていただきました。ありがとうございます。山県市の将来を担う人、人づくり、地域づくりが重要な施策でありまして、その施策を具体化し、継続的に実施することが極めて重要であるというふうに考えております。特に、今お話がありましたように、21世紀を担う青少年の健全育成を含めまして、そういった子供たちの人づくりも極めて重要かと思っています。そういった面につきましても、議員各位からもいろいろまた御指導願いたいというふうにも思っております。

また、先ほど山県のよさを見つける会の御活躍が御披露されました。私も、西村会長さん以下、会員の皆様方が大変熱心に地域の文化、歴史等を研究し、また、それをPR

していただいておりますことにつきましては、敬意を表すと同時に感謝してあるわけでございます。

先ほど産業建設部長から答弁いたしましたように、今後とも自治会とか各種ボランティア団体に管理をお願いしていくことを答弁いたしましたが、これはもちろんいろいろ継続して特にお願いしていきたいと思えますし、同時に、市といたしましてもできる限りの支援はしていきたいというようなことを検討していきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤利利君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） できる限りの努力をしていただけるという、その市長の気持ちが大勢のボランティアの人に通じることを願うわけでありまして、そういう貢献に対して誠意を示していただく、これがボランティア人材育成とボランティアの人口拡大に最も有効なことだと思っております。

市長を初め行政側の一層の助成を含めた誠意を示していただくことを重ねてお願い申し上げます。私の質問を終わります。

議長（後藤利利君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

通告順位2番 影山春男君。

10番（影山春男君） 御指名をいただきましたので、総務部長に大規模災害の対策整備がどのようになっているかとお尋ねをいたします。

東海地震、東南海地震または同時発生の危険性について、3ないし40年以内にと言われて8年近くを経過いたしております。現在は80%以上とも言われ、神戸の震災を契機に市は先般、9月6日日曜日ですが、富岡小学校校庭において大規模な防災訓練を行い、完全なる防災体制を整えてきたと思うのですが、いま一つ何か不安材料があると思ひ、そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

1つ目、市指定の避難場所は何カ所であって万全なのか。2つ目、各地域ごと、高富、美山、伊自良ごとの備蓄庫の数と場所。3つ目、その備蓄庫の内容はということで詳細に御説明をいただきたい。よろしく申し上げます。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、御質問にお答えをいたします。

初めに、1点目についてでございますが、山県市地域防災計画で指定している避難所の数でございますが、49カ所でございます。高富地域20カ所、美山地域21カ所、伊自良地域8カ所で、主に各地区の公民館、小中学校等の公共施設を避難所としており、お

むね各地区に1カ所以上の避難所を設置しておりますので、災害時の有事に対応できるものと考えているところでございます。

次に、2点目についてでございますが、資材関係の倉庫は市内13カ所に分けて設置しております。高富地域に2カ所、美山地域に8カ所、伊自良地域に3カ所で、具体的には、山県市役所、共和町防災備蓄倉庫、美山支所、北山防災備蓄倉庫、葛原防災備蓄倉庫、谷合防災備蓄倉庫、北武芸防災備蓄倉庫、乾防災備蓄倉庫、富波防災備蓄倉庫、西武芸防災備蓄倉庫、伊自良公文書庫、大門水防倉庫、大森水防倉庫でございます。

次に、食料関係につきましては、市内16カ所に分けて備蓄しております。高富地域は各公民館5カ所と市役所、共和町防災備蓄倉庫で合計7カ所でございます。美山地域は各地区の防災備蓄倉庫7カ所と美山支所で合計8カ所でございます。伊自良地域は公文書庫の1カ所でございます。

次に、3点目についてでございますが、資材の内容といたしましては、土のう袋、スコップ、発電機、投光機、チェーンソー、ラジオつきライト、毛布、防水シート等を備蓄しております。

食料関係につきましては、アルファ米が1万1,050食、クラッカー13枚入り1万3,335袋、保存水が9,129リットルで、人口の6分の1の2食分を目安として備蓄をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 影山春男君。

10番（影山春男君） それでは、再質問をいたします。

市指定の避難場所は、美山、高富、伊自良地域8カ所で、各公民館及び小学校の公共施設で、各地域に1カ所以上の避難所を配置して万全を整えているということですが、いま一度地域住民の方たちに、自主防災認識のために、避難場所の徹底を指示していただきたい。また、各地域ごとの備蓄庫の数は、資材関係の倉庫は市内13カ所で高富2、伊自良3、美山8カ所ということですが、高富地域には山県市役所、共和町防災備蓄倉庫ということで、東部には1カ所もございません。また、伊自良地域の3カ所は南地区ばかりで北地区に1カ所もありません。このふつり合いはこれでよいのでしょうか。一番心配されるのは、緊急災害の折、家屋倒壊等により下敷きになった人の救出に地区住民の方が駆けつけても、何の手ほどきもできない現状であると指摘をされております。

これは、私が3回ほど自主災害の講演を聞きました、実際現場に立ち会った方たちの結論であります。食料、衣類等は2日もすればすぐ届くのが現状ですが、救助にはその

場で一番必要な道具、例えばチェーンソー、バール、ジャッキ、スコップ、発電機、投光機と聞いてまいりました。私もそのとおりであると思います。食べ物は助かった方たちに対する蓄えですが、今必要なのは生命を救うのが先決であります。市内備蓄庫には全部配備されていないように思うのですが、今後、全配備はできる予定なのか、また、不足地域の備蓄庫の設定はできるのか、また、倉庫管理の施錠はするのか、施錠なしで急遽かけつけた方で開けられるのか、お伺いをいたします。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、住民の皆様への避難所の周知の徹底についてでございますが、これは、毎年台風シーズンの前に、広報やまがたの8月号に、「災害から身を守ろう」と題しまして、災害についての知識、避難場所の一覧表を掲載し、周知をさせていただいております。また、全戸に配布いたしております土砂災害及び洪水に関するハザードマップや山県市のホームページなどにも緊急避難所を掲載しておりますので、事前に避難場所の確認をしていただき、身の危険を感じましたら、自主避難など、早目に行動をとっていただくよう心がけていただきたいと思います。

次に、資材関係倉庫が高富地域の東部、伊自良地域の北部に設置されていないという御指摘についてでございますが、美山地域につきましては山間地が多く、大災害が発生すると道路が寸断され、集落が孤立する可能性が高いという理由で、各地区に防災倉庫の設置を行っております。

一方、高富・伊自良地域におきましては、そうしたリスクが少なく、緊急輸送路の確保と短時間での搬送が可能であると考えられることから、主に中心部に防災備蓄倉庫を設置いたしまして、防災資材を集約させてございます。

次に、伊自良地域の大門、大森の水防倉庫は、主に水防に関する資材の倉庫でありますので、防災全般の資材は伊自良支所にある公文書庫の1カ所になります。

次に、現在必要な資材が不足しているのではないかとということで、全部の備蓄倉庫に配備できるのかという御質問でございますが、これは、今年度中に災害時の計画量に相当いたします必要な資材を各地区に配備できる予定でございます。また、今年度の国の経済対策による補正予算によりまして、緊急畳、仮設トイレのルーム、ストーブ、扇風機等の配備を追加いたしまして、緊急資材の充実を図っております。

備蓄倉庫の設置数につきましては、先ほど述べさせていただきました理由により、現在のところ追加の予定はございませんので、御理解をいただきたいと思います。

次に、倉庫の施錠についてでございますが、通常は施錠を行っております。かぎの保

管場所につきましては、総務部の総務課のほかに、美山地域の7カ所の備蓄倉庫につきましては、美山支所と各公民館の館長さん、また、備蓄倉庫が設置されている地区の自治会長さん、西武芸小学校、そして女性防火クラブの分会長さんに保管をお願いしておるところでございます。伊自良地域の3カ所につきましては、それぞれ伊自良支所で保管をしております。また、高富地域につきましては、共和町の防災倉庫を含めまして総務課で保管をいたしております。

美山地域はいずれにいたしましても施設に近いところにかぎを保管をお願いしておりますが、高富地域、伊自良地域につきましては、有事の際、市として防災体制を整えておりますので、本庁、伊自良支所から倉庫が近いため、早期に対応ができるものと考えております。

倉庫には高額な資機材や食料等も保管をしておりますので、施設して慎重な管理を行っているところでございます。

資機材、食料の備蓄を充実させていく一方で、また、各家庭で備蓄を進めていただく等、住民、市民の皆様、自助の精神と申しますか、そういったことを今後も啓発を行いながら、災害に強い山県市の防災体制を整えていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利彦君） 影山春男君。

10番（影山春男君） 大変な詳細な説明をいただきましたが、私が一番懸念しているのは、少し何かニュアンスが違うような気がします。

大災害で道路が寸断されやすい美山地域は細やかに、伊自良・高富地域は寸断される必要が少ない、そういうこと以前の問題でありまして、今、すなわち家屋等の下敷きになっておられる方を見た近辺住民の方たちが、何はさておき救出するのが先決であると、それには救出作業に必要な最小限の道具、例えば、チェーンソーとか、ジャッキとか、バールとか、スコップとか、そのような簡単なもので作業のできるものを身近なところに置く、遠く離れた保管庫で行く時間がある問題ではないと思っております。

このような状態を想定して、いま一度よく検討をしていただくよう強く希望をいたして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（後藤利彦君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午前11時5分より再開いたします。

午前10時52分休憩

午前11時05分再開

議長（後藤利利君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 3 番 横山哲夫君。

5 番（横山哲夫君） 議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3 問質問をさせていただきます。

最初に、地籍調査事業の拡大について質問をいたします。

この事業の質問についてはこれまで、平成16年12月、平成17年9月、平成19年9月定例会の計3回、地籍調査の推進について質問をいたしました。しかしながら、その後、事業の拡大にまでは至っておりません。近年はしりすぼみ状態で、今年度は80万円の予算で、前年度の残務整理予算にすぎません。

地籍調査事業とは、宅地、田、畑、山林など、市民の皆さんがそれぞれに所有しておられる土地がありますが、その土地の隣同士の境界がしっかり決まって境界ぐいが入り、確定済みの土地がどのくらいあるでしょう。

先日、私の自治会で1,100平米の農地の分筆登記を土地家屋調査士さんをお願いしました。20万円かかりました。このように、専門家に確定測量や分筆登記をお願いすると、決して安くはありません。そして、また、時間もかかります。

しかしながら、地籍調査が完了すれば、土地所有者が行う確定測量や山県市等が行う公共事業についても容易に境界がわかり、境界ぐいがなくても簡単に復元ができて、確定測量や分筆登記等が安くて早くできるようになります。ことは、日本でも海外でも各地で災害があり、大変な被害が出ております。被災された方々にはお見舞いを申し上げます。こんなことがひととき起きれば、境界はすべてわからなくなってしまいます。それを個人でもとどおりに復元など到底できません。しかしながら、地籍調査が完了しておれば、GPS衛星など、近代的な測量技術を利用すれば、簡単に早く境界が復元できるわけです。

このほかにも数多くのメリットがあり、そして、この事業費については、国が50%、県が25%、市が25%の負担割合となっております。その市の負担分25%のうち80%に特別交付税措置がありますので、実質の市の負担は全体の5%でできるわけであります。ましてや、事業に係る土地所有者等の自己負担がないことは大きなメリットと言えます。

こんな補助率のよい事業はそうそうないと思いますが、それでも山県市が積極的に事業実施しないことが理解できません。市民の皆様も、そんなよいことなら早くやってもらいたいという声が多く聞かれます。

ここで、岐阜県都市政策課土地計画調査担当者からいただいた資料をわかりやすくア

レンジしたものを皆様に配付させていただいておりますが、この内容には、県内16市9町村の地籍調査の着手年度、調査面積、調査済み面積、本年度の事業費が載っております。これを見ますと、調査済み率が一番高いのは海津市の47.5%、中津川市の40.6%、恵那市の36.7%の順で、山県市は最下位で0.4%であります。5位までは昭和40年以後に着手していますが、瑞浪市の21%、東白川村の20.6%は、平成13年度に着手してこまに進捗しております。

山県市が平成14年度着手であります。それ以後に着手した岐阜市、多治見市、土岐市、瑞浪市、大野町、富加町、御嵩町は、5.7%から11.7%の進捗を見ております。本年度の事業費を見ても、恵那市、瑞浪市が1億を超え、5,000万円以上予算計上しているのが5市ありました。山県市は80万円で、ここでも最下位であります。これらのことから、山県市がいかに事業と進捗率が低いかが一目瞭然であります。

新年度から船戸産業建設部長が着任され、過去3回のと違ったお答えが聞けるものと期待してお伺いいたしますが、山県市の要調査面積は215.18平方キロメートルで、調査済み面積は0.84平方キロメートルで、残り214.34平方キロメートルありますが、地籍調査事業の必要性についての考え方、今後の事業拡大についての考え方などを産業建設部長にお伺いいたします。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えいたします。

地籍調査は、国土調査法に基づき土地に関する実態を科学的かつ総合的に調査し、地籍の明確化を図り、地域の開発及び保全並びに公共事業の円滑化、さらに、不公平課税の是正、災害復旧等、多目的に成果を利活用することを目的としています。

本市は平成14年度に田栗地区から事業着手し、本年、平成16年度に調査を実施した谷合南部の県道神崎高富線沿いの向井及び岩野地内がことしのこの5月に、平成15年度に調査を開始した山県消防本部北署の西から美山支所手前の橋までの国道418号沿いの水棚地内がこの7月に法務局で登記が完了し、確定しました。この2地区での確定した調査後の筆数は合計で648筆、面積は37万平方メートルでございます。

現在の地籍調査事業の状況は、谷合及び葛原地区の一部において立ち会いが終了し、確定に向けての事務的処理を行っている面積は、全部で43万平方メートルでございます。対象となる土地の筆数は1,692筆、所有者数は421名でございます。なお、立ち会いを行った土地において境界紛争により境界画定が長引いておりますが、早期解決に向けて努力しているところでございます。

次に、地籍調査の必要性についてでございますが、議員の発言のとおり地籍調査によ

り境界が画定すれば、公共事業の円滑化、土地取引の円滑化を図ることができます。また、市の業務におきましても市民からの官民境界等の確定申請が年々増加してきており、地籍調査の推進が望まれるところであります。

その意識の中で、今後事業拡大についての展望ですが、現在の長期計画における地籍調査対象地区は美山地区のみとなっております。このような社会要請にこたえるべく、新たに他地区においても事業展開を図りたいと考えております。平成22年度から平成31年度の長期計画の見直しについて、現在県と協議を行っております。

現在、市では外注型の方法で地籍調査を実施しておりますが、行程の中には、相続人調査など、個人情報保護の関係で担当職員が行わなければならない部分が多々あり、調査区域が増加すれば適切な人員配置が必要となります。今後は職員体制を検討しながら、事業量の拡大を図るべく努力してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利彦君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 山県市の地籍調査事業がすべて完了するまでには、とにかく長い年月がかかります。これまでの事業スピードでいきますと、それこそ気の遠くなるほどの年月がかかることになるわけであります。例えば、平地、平たん地だけでも先行実施し、20年から30年で完了するぐらいの考え方で事業拡大をお願いしたいと考えております。

先ほどの答弁では、平成22年度から平成31年度にかけ10年間について、長期計画の見直しをただいま県と協議しておられるということではありますが、私はこの事実を地籍調査事業拡大に対して前向きな協議と受けとめておりますが、その長期計画の内容について産業建設部長に再度お伺いをいたします。

議長（後藤利彦君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） それでは、再質問にお答えします。

現在、県内42市町村のうち25市町村で地籍調査事業が実施されております。その状況は、本巢市に合併前の本巢町が県内でいち早く昭和38年から事業を推進されておりますが、46年経過した現在でも調査済み率は18%という状況であります。これは担当職員数と境界紛争等により事業の進捗がおくれているものと考えられますが、調査率47%の市町村もあります。これはそれぞれの市町村の取り組み体制からの違いと考えております。

本市としましても、先ほど申し上げましたが、近年、道路等の官民境界査定が多く申請されていますので、地籍調査事業が確定しますと官民境界確定事務の簡素化が図れますので、積極的に地籍調査事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、長期計画についてお答えします。

長期計画の内容は、平成22年度から平成31年度までの10年間を計画期間として、この期間に事業を実施するもので、完了できない区域は次の長期期間へローリングすることとなります。

なお、この長期計画は一応、5年ごとに見直しがされます。また、この計画に登載されていないと補助対象に採択されません。本市は美山町当時に、今後予定している国道418号道路改良時に用地買収をスムーズに図れることを目的に地籍調査事業に着工し、現在の長期計画には、谷合から葛原、馬場までの宅地を基本として、1.16平方キロメートルを調査対象区域として事業を推進するところですが、市民の皆様からも地籍調査事業の要望がありますので、来年度以降、高富地域において5平方キロメートルを対象区域として長期計画に追加し、事業の推進を図るよう県と協議中でありますので、御理解賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

議長（後藤利利君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 大変前向きな御答弁をいただきました。来年度以降、高富地域において5平方キロメートルを調査対象区域として長期計画に追加するというので、大変意を強くしたところであります。今後は事業拡大に向けて、職員の適正配置、資格取得等の準備を進めていただき、早期の着工に御努力をお願いして次の質問に移りたいと思います。

2問目は県広報紙についてであります。

7月28日の読売新聞に、岐阜県が広報紙「ふれあい くらしと県政ぎふ」を、10月号で廃止を検討している記事を目にいたしました。財政の逼迫を理由に、本年度予算が5月号から10月号までの半年間の6,600万円しか認められなかったという事態であります。これについて、市町村側が困惑しているということでもあります。

そこで、市町村の広報紙に県の情報を間借りして掲載することやチラシを折り込むことなどの代替手段の1つとしていることについて、県内21市市長会は古田知事に困難との返答を要望書の形で提出されました。市町村の中には県の苦しさもわかると応じる向きもあるとのことでもあります。4月の市長会定例会で、1つ、市町村への広報紙の委託費が半年分しか予算化されていない、2つ目に実際に配付を担う自治会との協議がなされていない、3つ目に、編集責任があいまいになる、4つ目に、県の記事に対する問い合わせ対応が困難、以上の見解を知事に伝えたとありました。そこで、山県市は今後この問題についてどう対応されるのか、総務部長にお伺いをいたします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

現在、県広報紙「ふれあい ぐらしと県政ぎふ」につきましては、県が印刷、発行しているものを本市の職員が各自治会ごとに仕分けを行いまして、本市の広報紙とともに自治会長宅まで配付をいたしております。

今回、県が10月号の発行を最後として「ふれあい ぐらしと県政ぎふ」を廃止の方向であるということは、県広報課からその説明を受けております。本市におきましては、県の情報を市民の皆様提供していくことは必要なことであるという考えから、今までどおりに県広報紙の発行を続けていくべきとの考えを伝えたとところでございます。

しかしながら、県におきましては、財政が厳しいことから、各市町村への配送費や配付手数料を削減することを目的として、今回の見直しを考えているとのことでございます。県における今後の県広報紙の見直し方針としては次の3つの方法のいずれかにより行う意向であり、各市町村と協議を行っていくとのことございました。

第1は、各市町村広報紙に県政情報を掲載いたしまして市町村広報紙と一体的に配布する方法であり、市町村の広報紙の中に毎月2ページ分の県政情報を掲載する方法というものでございます。

2番目には、県が作成をいたしました広報紙を市町村広報紙と同時に配布する方法でありまして、既存の「ふれあい ぐらしと県政ぎふ」は現在8ページほどでございますが、今後におきましてはA4判1枚の2ページにして市の広報紙に挟み込みを行い、市の広報紙と一体にして配布する方法でございます。

3番目の方法といたしましては、県が作成をいたしました広報紙を民間のポスティング業者に委託して配布する方法でございます。

以上のような3つの方法が示されております。

この第1と第2の方法は、今までと多少形態が変更されるものの、市町村が県の情報を市民の皆様にお届けする方法が継続されることとなりますが、最大の違いは、現在の県広報紙の配布手数料は1部当たり7円28銭が委託料として支払われていますが、今後におきましては1部当たり3円程度を予定しているということでございます。これは、県内の同種業務の実勢価格を参考にした単価が2円であるとの県の考え方に、当面の措置といたしまして1円をプラスした単価設定であることと、市の広報紙と一体化した場合には配布手数料は必要はないものとの考え方によるものでございます。

本市といたしましては、市の広報紙に県の情報を掲載する1番目の方法でございますと、県の情報掲載分の2ページの印刷経費を県が負担いたします。第2の方法のように

市の広報紙への挟み込み業務が必要ないことから市の負担が最も少ないと考えておりまして、第1の方法により対応することが最善の方法であると考えております。

しかしながら、現在、岐阜県市長会で要望書を提出するなど、協議をしているところでございます。その結論を踏まえまして、今後対応していきたいということを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 今後は市長会、副市長会などで協議はあると思いますが、市民への適正な情報提供を第一に考えていただき、今後、進めていただくことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

3問目は、新型インフルエンザの対応についてであります。

新型インフルエンザについては、平成21年3月と6月の定例会で一般質問をさせていただきました。その間、新型インフルエンザがおさまるかなと思ったらまた流行し始め、なかなか終息しない状況であります。このところ、新型インフルエンザの記事が毎日のように新聞に載っております。先日の全国高校野球選手権で活躍をしました県岐商や中京大中京、花巻東なども集団感染した報道がありました。

9月初めに新型インフルエンザに関してインターネットで調べてみましたところ、県内の岐阜高専、朝日大剣道部、海津市役所、岐阜工業ラグビー部、益田清風高校、それから大垣商業剣道部などで集団感染が疑われているということ、このほかにもたくさんの集団感染の記事の書き込みを見るにつけ、私たちの身近なところまで感染が広がりつつあるように脅威を感じております。

その後、9月15日現在で、県内での集団感染の疑いで22校の学級閉鎖、それから学年閉鎖の措置がとられている状況があります。8月29日の新聞各紙に厚生労働省が発表しました新型インフルエンザの今後の流行に関する試算内容によりますと、10月の流行ピーク時には、1日当たり約76万人の新しい患者が出て、全国の入院患者は最大時で4万6,400人に上る可能性を指摘しております。また、9月17日現在、きのう現在、感染が疑われる者を含めると15名の死亡者が確認されております。全国で7,001名の新型インフルエンザ症状患者の集団感染が報告をされております。

山県市では、新型インフルエンザ対策本部の設置、4月に対策行動計画の策定など、万全な対策を講じておられ、私たち市民にとっては安心して社会生活を送っておりますが、けさも新型インフルエンザ対策本部から防災無線にて市内で集団感染が発生したという注意喚起の案内がありました。しかしながら、新型インフルエンザワクチンの製造

が必要に追いつかない現状を踏まえ、ワクチンだけが対策ではないことを理解して、まずは予防を第一に考え、手洗い、うがいの励行など、初歩的なことから新型インフルエンザにかからない努力をすることが大切だと考えます。

これらのことから、今後、秋から冬に向けて大流行、パンデミックも予想されている状況を踏まえて、山県市の現状と今後の対応についての考え方を保健福祉部長にお伺いいたします。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

新型インフルエンザにつきましては、御指摘のとおり全国的に患者数が増加しており、県内においても毎日のように集団感染の発生が報告されています。今後さらに感染の拡大が予想されていることから、感染予防対策の強化が必要になってまいりました。

本市の状況といたしましては、昨日、高富中学校で集団感染の確認がされております。そのため、岐阜保健所の指導のもと、学校、学校医、教育委員会と協議した結果、9月18日から9月23日までの学級閉鎖を決定したところでございます。再度、CCY文字放送、ホームページ、防災無線等による市民への感染予防の啓発を実施したところでございます。

今後の対応といたしましては、これまでの対応方針を基本としながら、感染拡大を可能な限り抑制するための感染予防対策をさらに徹底してまいりたいと思っております。そのためには、市民の皆様一人一人が、手洗い、うがい、症状が出た場合のせきエチケットや外出自粛など、基本的な感染予防策をしっかりと励行していただくことが最も重要であると考えております。

防災行政無線、ホームページ、広報やまがた、CCY文字放送、電光掲示板などにより正しい情報提供を継続して行うとともに、感染予防策の啓発活動を積極的に実施してまいります。特に、呼吸器疾患、心臓病、腎臓病、糖尿病などの基礎疾患のある方や、妊婦、乳幼児など、重症化のおそれのある方々につきましては、早期受診、早期治療などの注意喚起を行ってまいります。

新型インフルエンザワクチンの接種につきましては、10月下旬に予定される国内製造ワクチンの出荷に向けて、接種対象者優先順位、接種期間、医療機関など、具体的な実施方法等について、国において検討、準備が進められているところでございますが、今後の国の決定に基づいた対応を行っていくこととなります。

新型インフルエンザは、専門家でも今後の感染拡大の動向を予測することは大変難しいと言われております。本市といたしましても、発生状況などの情報収集と関係機関と

の情報共有とともに、新型インフルエンザ対策本部幹事会を開催するなど、状況に応じた適切な対応が迅速に行われるよう努めてまいりますので、皆様方の御理解、御協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利元君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） きょう現在、ますます患者が増加している現状がありますので、気を緩めることなく徹底した対策を講じていていただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（後藤利元君） 以上で横山哲夫君の一般質問を終わります。

通告順位4番 石神 真君。

2番（石神 真君） それでは、通告どおり質問をさせていただきます。

今回はグリーンプラザみやまコテージ村の利用状況と経営管理についてでございますが、中身につきましては、第2次山県市行政改革大綱の実施計画の平成20年9月の第3次改訂版の中に、「民間委託等の推進（指定管理者制度を含む。）」とあります。「観光施設（グリーンプラザみやま、香り会館等）」となっておりますが、香り会館は既に指定管理されていますが、グリーンプラザみやまとコテージ村はまだ指定管理になっていないので、そこで、この施設についてのお尋ねをいたします。

1つ、合併した年度から今日に至るまで、両施設の利用状況と収支はどのように推移してきているのか。

2つ目としまして、当初バーベキューハウスは宿泊者以外でも利用ができていたのですが、昨年、あいていても利用ができないということで苦情があり、その理由はどのようなか。また、バーベキューハウスだけでも収益がかなりあると思いますが、理由なくこの使用を禁止しているのであれば市に対してかなりの損害を与えているのではないかと思います。担当課の部長としてどのようにお考えなのか。

3つ目、遊具としてローラー滑り台が1基ございます。また、その遊具は、事故は全国でも耳にすることがありますが、この山県市のキャンプ場に置いた滑り台はスリルがあり、人気の1つの遊具でもあります。また、これに対しての点検は万全なのか。それと、また、これも宿泊者だけの利用で、遊びに来た人は利用できないのか。不親切な施設で不親切な施設でなくサービス満点の施設だとの認識をしていただくことにより利用者がふえるのではないかと思います。この点についてはどのように思われますか。それと、この両施設での事故、また、けが等の報告はあるのでしょうか。

4点目に、指定管理者制度のことですが、前も他の議員さんもお聞きになったと思いますが、現在、この見込みは何年度ごろ、また、いつごろとお考えなのか。

この4点について、産業建設部長にお伺いいたします。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えします。

1点目の、合併をした年度から今日に至るまで、両施設の利用状況と収支はどのように推移しているかでございますが、合併以後の施設の収支と利用状況は、コテージ村が、平成15年度、収入2,475万円、支出2,807万円、収支は332万円の赤字、平成16年度、収入2,591万円、支出2,303万円、収支は288万円の黒字、平成17年度、収入2,206万円、支出は2,473万円、収支は297万円の赤字、平成18年度、収入2,093万円、支出2,193万円、収支ゼロ、平成19年度、収入2,013万円、支出1,757万円、収支256万円の黒字、平成20年度、収入1,925万円、支出は1,602万円、収支は323万円の黒字でした。

利用状況は、平成15年度841棟、7,691人、平成16年度798棟、7,623人、平成17年度751棟、6,855人、平成18年度747棟、6,524人、平成19年度675棟、5,329人、平成20年度682棟、5,804人という状況でした。

一方、キャンプ場は、平成15年度収入が1,598万円、支出は2,393万円、収支は795万円の赤字でした。平成16年度、収入1,396万円、支出2,358万円、収支は962万円の赤字、平成17年度、収入1,336万円、支出2,372万円、収支は1,036万円の赤字、平成18年度、収入1,297万円、支出が1,868万円、収支は571万円の赤字、平成19年度、収入1,406万円、支出が1,746万円、収支は340万円の赤字、平成20年度、収入が930万円、支出は1,089万円、収支は159万円の赤字でした。

利用状況は、平成15年度が935棟の8,324人、平成16年度で792棟、4,785人、平成17年度が775棟の4,721人、平成18年度では776棟で4,589人、平成19年度は920棟の5,682人、平成20年度は670棟で3589人という状況でした。

2点目の、バーベキューハウスの利用はでございますが、バーベキューハウスの日帰り利用の利用料は、3時間3,675円としています。バーベキューハウス施設の利用者は、時間厳守がなされない等トラブルが多く、夜間に利用される宿泊者の使用時に掃除ができないなど、支障を来すこともありました。また、作業員をキャンプ場運営のため必要最小限として作業員3名を減員いたしました。これらの点を勘案し、日帰りの利用は中止しました。また、バーベキューハウスを使用しないことにより、収支に影響はないものと考えています。

3点目の、ローラー滑り台の点検、利用はでございますが、ローラー滑り台は年1回、キャンプ場開設前に設置業者に点検を委託しています。その点検結果で必要な部分の修繕を実施している状況です。ローラー滑り台は無料で利用していただいておりますが、す

り傷ややけどなどのけがが多少あることは把握しています。利用者の方には口頭でけがなどの注意を促しており、けがは原則自己責任として対応しています。本年8月14日に宿泊の方で親が子を抱いて滑り、子供が足を骨折する事故もありましたが、今日まで事故による苦情は聞いておりません。

不特定多数の人が利用すると目が行き届かないおそれがあります。また、滑り台を含め、川遊びなど、早い時間から来訪され、駐車場など、宿泊者の方の利用に支障が生じたり、キャンプ場全体の維持管理に支障を来すおそれがあります。キャンプ場は宿泊施設ということから、バーベキューハウス同様に宿泊利用の方に限定するようにしました。

4点目の指定管理制度については、第2次行革大綱に香り会館等を含めて目標が設定されていますが、香り会館については議決を受け、平成20年8月から指定管理者制度を導入しています。しかし、グリーンプラザみやまについては検討中でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 石神 真君。

2番（石神 真君） 1点目のほうでは大変詳しく説明いただいてありがとうございました。

それでは、再質問を行います。

1点目の、利用状況を聞きましたが、統計的な数値を見ますとやはり総体的に利用者が減少しているように思われますが、その要因はどこにあると思いますか。

それと、2点目のバーベキューハウスの利用状況の答弁で、昼間の利用者のマナー等や、また、宿泊者の利用時に掃除が間に合わないとの理由に日帰り利用を中止したことです。これも運営のために人員削減をしたからだとお答えをいただきましたが、これも、利用に応じてパートなどを採用していくよう、検討の必要があるのではないのでしょうか。

それと、収支が大幅に減少していないと考えているとお答えでございましたが、使うと使わないのでは相当な差があるのではないかと思います。その収支金額を示してください。

3点目ですが、滑り台ではけがなども多少あるとのことでしたが、利用はただであるため、原則けが、事故等は自己責任ということでもありますので、安全に利用していただくよう、口頭だけでなく、立て看板などをまた立て、不特定多数の人にもできるだけ利用していただくのがこの施設に来ていただいた人へのサービスではないかと思われませんかでしょうか。

4点目の指定管理制度ではただいま検討中とのことでしたが、この先の目標、また、

あるいはあるのかないのか、お答え願います。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えします。

1点目の利用者数の減少は、昨今の景気動向が大きく影響していると思われま。また、ほかにも同様な施設があり、そちらへ流れていくこともあると思ひます。積極的にPRを行い、集客アップに努めていきたいと思ひております。

2点目のバーベキューハウスの利用では、パート採用についてでございますが、バーベキューハウスの日帰り利用を再開するにはそれ相応の対応が必要となりますが、現段階では日帰り利用は考えていません。

収支の大幅減少についてでございますが、バーベキューハウスの日帰り利用の収入につきましては、平成16年度が161万円、平成17年度で216万円て前年に比べて55万円の増、平成18年度で209万円、同じく7万円の減、平成19年度は192万円て同じく17万円の減、平成20年度、62万円て130万円の減となっておりますが、キャンプ場自体の赤字幅も、先ほど述べましたとおり、平成16年度が961万円、平成17年度で1,035万円、前年に比べて74万円の赤字の増でございます。平成18年度で571万円て、こちらも464万円が増になっております。平成19年度は340万円てして、こちらも前年に比べ赤字が231万円増ということてでございます。平成20年度、158万円て同じく182万円の減少となっております。

なお、バーベキューハウスのみにかかる経費は把握していませんが、経費削減効果は大きいものて考えています。

3点目のローラー滑り台は、口頭での注意や注意看板を設置してけが防止を促していきますが、子供も理解しやすい看板を工夫して設置するように努めていきますが、宿泊施設であることから利用者を限定することに御理解をお願いしたいと思ひます。

4点目の指定管理者制度については、職員定数管理の状況等を見ながら進めるということてしますので、今のところはめどは立っていません。

以上て答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 石神 真君。

2番（石神 真君） ただいまの答弁の中で、質問に対して答弁になっていない部分てございましたので、バーベキューハウスの利用のみにかかる経費は把握されていないことてです。収入の報告はありましたが、支出につきましては、案分て結構てございますので、答弁の足らなかつた分、また後日担当課のほうにお伺ひいたしますので、調べておいていただきたいと思ひます。

それと、2点目のことてですが、収支も収入もかなりあります。やはりグリーンプラザ

みやまの施設及び管理に関する条例の中に、宿泊者2,650円、バーベキューハウスのみ、それと3,675円と使用料が表記してございました。これを見ると日帰りのお客の方にも使っていたらという山県市の条例の表だと思っておりますが、この表が正しく示しているのであれば昼間の利用を中止したのはおかしく思いますが、これについて、条例を見直すのか、また、見直さないのか、また、だれが勝手に変えたのかということですが、再々質問をいたします。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えします。

現在は、先ほどの答弁で申し上げましたように、キャンプ場運営のための作業員を必要最小限にするなどの事情により、バーベキューハウスの利用を中止しています。また、料金関係でございますが、条例の中の使用料金表は使用していただく場合の料金であり、特に見直しをする必要はないと考えております。なお、バーベキューハウスのみの収支につきましては、支出はキャンプ場と一体となっておりますので、案分して計算してまた後日お渡ししたいと思っておりますので、御理解のほうをよろしくお願い申し上げまして、以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 石神 真君。

2番（石神 真君） ありがとうございます。私は、この質問をして言いたいのは、このようなすばらしい施設を山県市が持っていますので、知っていただくだけでなく、また利用していただき、なおかつこの山県市のよさも見えていただくのと同時に、人のよさ、また、山県市の職員並びにサービスをしていただくよさも売り物にできるよう、今後も努力していただき、活用していただくようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（後藤利利君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午後1時より再開をいたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤利利君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） それでは、通告してあります機能別消防団員の状況についてお尋ねをいたします。

消防団員は、消防、防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動、

地震や風水害といった大規模災害時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防御活動などに従事し、地域住民の生命や財産を守るため、活躍していただいております。また、平常時においても、訓練のほか、応急手当て、普及指導、住民への防災指導、住宅への特別警戒、広報活動などに従事し、地域における消防力、防災力の向上において重要な役割を担っております。このように、消防団は地域における消防防災中核的存在として、今後も大いに活躍することが期待されています。

本市の消防団の状況は、15年、町村合併時に、旧町村消防団が山県市消防団として、9分団、定員600名でスタートいたしました。地域都市化や住民層のサラリーマン化、核家族化により地域コミュニティの衰退等により、消防団員の確保が困難となっているのが現状と思います。

このようなことから、総務省消防庁はより多くの団員の獲得を図るとともに、さまざまな職業上の技術を持って消防団活動に貢献できる職種の 신설により、既存の消防団制度をより臨機応変な対応力を付与する制度とすることを目的として、機能別消防団制度が制定されました。

本市においてもこの制度を導入して、平日の昼間、消防団員が一番手薄な時間帯の消防団員を確保するため、市役所に勤務する職員で組織する予備隊、市内在住・在勤する女性で組織する女性隊、高齢化し、消防団員確保が困難な北山地区での消防団OBで組織する北山隊、ラッパ隊OBで組織するラッパ隊を設置するよう条例を改正し、本年4月から施行されておりますが、そこで、次の2点について消防長にお尋ねをいたします。

1点目、基本消防団員数の状況は。2点目に、機能別消防団員のそれぞれの加入状況は。

議長（後藤利丸君） 土井消防長。

消防長（土井誠司君） 御質問にお答えします。

今年度4月からの山県市消防団関係の条例改正に伴いまして、今までの消防団員を基本消防団員と位置づけ、新たに特定な業務のみを行う機能別消防団員を設置いたしました。無理のない定員確保及び多様化する団活動に対応するためでございます。現在、機能別消防団員を募集中で、山県市消防団と協議をしながら準備を進めております。

さて、御質問1の基本消防団員の団員数の状況でございますが、今年度の総数は550人でございます。昨年度と比較しますと554人から4人の減にとどまりましたが、昨年度までの勧誘状況を見ますと、消防団員の該当年齢者数が年々減少しておりますことや、消防団活動に御理解をしていただけないなどの理由から、団員確保は年々困難となり、対応に苦慮しているところでございます。

御質問2の機能別消防団員の加入状況でございますが、8月までに入団届を受理した人数は、予備隊では定数15名に対し9人、女性隊では定数10名に対し2人、北山隊では定数20名に対し20人、ラッパ隊では定数11名に対し7人の合計38人となっております。その中で、ラッパ隊の7人は、基本消防団員のラッパ隊19人とともに活動するため、5月1日付で消防団長が任命をし、発足をしております。今後、定数に達するまでは随時加入をお願いしていくこととしております。

市職員等で組織する予備隊及び女性隊は定数に達しておりませんが、円滑な活動ができるよう勧誘を進めながら、北山隊も含め、現在、各隊の活動拠点及び活動に必要な装備品等のハード面を整備しており、整った時点で発足したいと考えております。

また、発足後は隊員の訓練、教育等のソフト面に力を入れて、本格的な活動が少しでも早く、安全かつ有効に行えるよう、消防団と消防署が連携をし、進めてまいりたいと考えております。御理解のほど、お願いいたします。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） 答弁をいただきましたが、ただいまの機能別消防団員の状況をお聞きしましたが、北山隊の場合は、高齢化により今まで団員さんがやめられてもOBということで予備隊が設置されており、この件につきましてはスムーズにいくと思いますが、女性隊につきましては、昨年度ですか、テレビで、女性防火隊かな、そういう感じで放送されていましたが、これも機能別消防団員と一緒に、10人という呼びかけにかかわらずまだ2名ということで大変苦慮してみえるような感じですが、また、予備隊につきましては、市役所の職員ということで15名によるといううたい文句で来ましたが、3月の定例会前からこの条例をつくるに当たりまして、それぞれの打診ができなかったかということをおもいますが、早い段階で定数の15名は確保されておる状況にあったと思いますが、今後の定数の確保は、取り組みをどんなふうを考えられ、また、確保、発足までになるのか、消防長に再質問いたします。

議長（後藤利利君） 土井消防長。

消防長（土井誠司君） 再質問にお答えいたします。

機能別消防団員の各隊に関しましては、その任務によりまして活動内容も異なりますから、隊ごとに活動体制や活動内容を検討しながら募集を行っているのが現状でございます。そのため少し時間がかかっておりますが、引き続き消防団のOBの方を中心にいろいろ理解を求めまして、定数に少し達していなくても入団者でできる範囲の活動を実施していけるということでございますから、それなりの早期の発足を準備いたしております。

ます。

また、発足の時期についてでございますが、現在、北山隊と予備隊に配備する小型動力ポンプの配備品とか、あと、軽の車両を含めていろいろ準備を行っておりまして、そういうものの納車の日数などを勘案いたしますと、任命者であります山県市の消防団長と今後協議をしまして、新聞の発表などを念頭に入れて、12月までには各隊合同で発足式をやりたいと、そのように考えております。どうか御理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

議長（後藤利彦君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） 今お答えいただきましたが、12月ということでお答えいただきましたが、これもやっぱり入るいろいろな根底があると思いますが、特に機能的消防団員の方にはこれから、初期消火ということで、昼間の消防の役割を少しでも担ってもらおうということで発足するわけですから、どうぞ市民の財産、生命を守るためにいち早くそういう方向になるように頑張ってくださいと思いますが、とにかく、積載車とか、そういうものは用意されておるといことで、それで、きつい言葉で言いますと、準備はできたけど人が足りない。例えて言いますと、仏をつくって眼入れずでは、せっかく条例をつくったことですし、とにかく前向きに今後頑張ってください、12月と言わずに前へ早くなるように、消防長の御努力をお願いします。

この質問を終わります。次の質問に行きます。

それでは、2番目の質問ですが、地域活性化・経済危機対策及び公共投資臨時交付金についてお伺いをいたします。

国の平成21年度補正予算の成立を受け、地域活性化・経済対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金事業が各市に交付されることになりました。これらの交付金を積極的に活用するために、本市もいち早く6月議会にて補正予算を議決したところでございます。本市の一般会計に11億8,672万4,000円を、公共下水道事業には4億5,662万4,000円を追加補正されましたが、6月の議会で議決してから2カ月しか経過しておりませんが、この交付金は年度内に完了事業に充てているとお聞きしておりますが、現在の状況を下記の状況について総務部長にお尋ねいたします。

1、地域活性化・経済対策臨時交付金事業23事業、2、地域活性化・公共投資臨時交付金19事業にお答えください。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

初めに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金関連事業につきましては23事業で総事

業予算額 4 億7,985万6,000円、地域活性化・公共投資臨時交付金関連事業につきましては、一般会計で17事業、総事業予算額 5 億5,385万1,000円、公共下水道事業特別会計で 2 事業、総事業予算額 4 億5,662万4,000円となっております。

それでは、昨日、9月17日現在の状況についてお答えをいたします。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金関連では、印刷機の更新事業、新型インフルエンザ対策用資器材整備事業及び高富公文書庫の改修事業の 3 事業が完了いたしております。そのほか、公用車環境対応事業、老人福祉センター空調設備改修事業ほか 6 事業が入札を終えております。予算額に対する契約済み額の割合といたしましては、51.3%となっております。

次に、地域活性化・公共投資臨時交付金関連では、高富中央公民館と伊自良中央公民館の耐震強化工事に係る耐震補強計画及び耐震補強設計が進められ、また、市道松洞線舗装改良工事、市道平井線舗装改良工事及び市道栢野線側溝改良工事測量設計の入札が終了いたしております。17事業中 5 事業が事業に着手しております。予算額に対する契約済み額の割合は、7.5%となっております。

次に、公共下水道事業特別会計の公共投資臨時交付金関連事業につきましては、すべて入札を終えまして、事業に着手してある状況でございます。予算額に対する契約済み額の割合は、100%となっております。

なお、契約が済んでいない事業につきましては、12月までには契約を完了し、すべての事業で着手する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 武藤孝成君。

9 番（武藤孝成君） ただいまは、それぞれの臨時交付金の状況について御回答いただきました。

16日に民主党が政権交代されまして、民主党のマニフェストが、高速道路の無料化、また、子供手当の支給、農家補償交付金等が掲げられておりますが、その財源は無駄な、予算の見直しによる財源の確保を図るとのことです。また、前総理ですか、麻生内閣では、経済対策を図るために補正予算についても未執行のものを凍結するとしており、基金に計上されている交付金、8.3兆円とも言われる金額ですが、本市の 6 月の補正予算の中及びそれ以外に基金による経済対策交付金はありませんか。また、ある場合は対応について総務部長に再度お尋ねをいたします。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の、基金によります経済対策交付金はあるかとの御質問でございますが、6月の議会で補正をいただきました消費者行政活性化基金事業、障害者自立支援対策事業及び緊急雇用創出事業、また、本定例会で上程をさせていただいております安心子供基金事業、地域自殺対策緊急強化事業などに係る交付金がございます。

次に、2点目の、予算の見直しへの対応とのことでございますが、9月11日の新聞報道によりますと、岐阜県の財政課では、今の時点では粛々と進めるしかないといった姿勢でありますし、また、事業を控えておいて、後から大丈夫だと言われても対応ができないと強調したとも報じられておる状況でございます。

また、昨日の新聞報道によりますと、新首相就任の記者会見で鳩山首相は、予算の執行停止を求める部分も出てくると思う、まだ執行が始まっていないものは大胆な見直しが必要だ、しかし、既に地方で仕事をされているものをとめれば相当大きな影響が出てくる、既に執行しているものは、地域の活性化に役立つという判断ならば続けて執行していただきたいと発言されております。

先ほど申し上げましたが、本市におきましては既に総事業数42本中16事業に着手しておりまして、他の事業につきましても着手に向け準備を行っているところでございます。こうした状況でございますので、政府の動向等に注意をし、情報収集に努め、粛々と進めてまいり所存でございます。

議長（後藤利彦君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） 御返答いただきましたが、政党がかわったということで、皆が不安な日を過ごしております。基金事業によりまして、21年、22年、23年の事業でということで、3年間ということで、緊急雇用創出事業とか安心子供基金事業とか等につきまして、やはり党がかわっても極力県のほうへ出向いていっていただき、この事業が長く続きますようによろしくお願ひしたいということと、そして、また、51%の中で40%残り事業が着手ということでありましたが、年度内の執行をすべて目指していただきたいということで、これは要望ですけど、これからの国の動向でどんなに変わりますかわかりませんが、極力山県市として総務部長並びに市長さん、副市長さんに今後よろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤利彦君） 以上で武藤孝成君の一般質問を終わります。

通告順位6番 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） それでは、通告に従いまして御質問をさせていただきます。

20年度決算でございますが、1点総務部長にお伺いをいたします。

まず、20年度決算総額におきまして、幾つもの大型事業と取り組みながら実質収支が

9億2,000万の黒字となったことは、全職員の皆さん方の努力と市民の皆様方の御理解のおかげであろうと思いますが、そこで、審査意見書にもありますように、財政分析におけます経常収支比率92.5%、これは、前年度に比べて1.8ポイント高くなり、財政の硬直化傾向にあり、より一層の経常経費の節減に努められたいとありますが、人件費については5.5%減の1億6,000万が減額となりましたが、将来、公債費の増額が予測される中、この提言にどのように取り組もうとしておられますか。具体的に見通し等について御説明をいただきたいと思います。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

平成20年度決算の審査意見書には、経常収支比率の上昇を受けて財政の硬直化傾向にあり、より一層の経常経費の節減に努められたいとしています。この経常収支比率とは、経常的経費充当一般財源、いわゆる人件費、扶助費、公債費、物件費等のように毎年度経常的に支出される経費で、この経費を、経常一般財源総額、いわゆる地方税、普通交付税、地方譲与税等のように毎年度経常的に収入される経費で除し、その割合を示したものでございます。

人件費につきましては合併以降、定員適正化計画に基づきまして、保育士、消防職員、特定の資格を持った職員以外は原則退職者を不補充といたしまして、より一層の経費の節減に努めてまいったところでございます。ちなみに、平成15年度から20年度までの退職者は総数で83人でありました。平成15年度から21年度の間採用者は24人となっております。

また、物件費につきましても極力節減に努めてまいりました。

しかし、公債費につきましては、合併後の主要事業の財源といたしまして合併特例債の借入れを行ってきております。平成20年度には平成16年度に借入れた合併特例債の元金の償還が始まったことにより公債費が増加し、経常収支比率が上昇した一因となっております。今後、合併特例債の償還額は毎年増加するため、この比率は来年度以降も少しずつ上昇することになります。

今後におきましても、事業の見直しや経常経費の削減、地方税などの歳入の確保に努め、経常収支比率や他の財政の判断比率にも注意しながら財政運営に当たっていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） また、この問題は行政改革委員会におきましてもいつも話題にな

りますが、先ほど申し上げましたように、今後ふえていきます公債費を含めた経常経費の節減と歳入の拡大を図り、バランスのとれた財政運営に一層の御努力をされますよう御要望いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

市長にお伺いをいたしますが、岐北厚生病院への支援対策につきましてお尋ねをいたします。

全国の公立病院、特に地方の病院は、医師不足の影響から経営状況が非常に厳しい中、存続か廃止かで各自治体とも大変苦慮しておられますことは御案内のとおりでございますが、山県市において一般病床のある病院は岐北厚生病院しかありませんし、緊急時にまず頭に浮かぶのは岐北厚生病院であります。この病院もかつては総合病院としてすべての診療科の専門医師が常勤をしておられましたが、今は、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、産婦人科の医師が常勤をされていません。また、消化器内科もこの9月より医師1人が欠けました。その補充もできず、現在は2人の医師になると聞いております。全国的な医師不足の影響が山県市の医療面への大変不安な状況でございます。また、今後ふえるであろう新型インフルエンザ対策も、先ほど横山議員からも質問がありましたが、病院とよく連携をしていただきまして万全の対策をお願いいたします。

そこで、山県市には岐北厚生病院しか総合病院がありませんし、地域の代表病院として今後も岐北厚生病院に一層医療の充実をお願いし、山県市としてできる限りの支援をして市民の医療の安心を図っていきたいと考えますが、いかがでございましょうか。

議長（後藤利丸君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えいたします。

今、岐北厚生病院におきましては、救急医療を初めまして、高度な医療施設の技術を持ってありますし、専門的な検査や治療を受けることができる山県市の中核的な病院であるというふうに認識しております。杉山議員もそのように質問されておりますが、全くそのとおりだと思っております。また、早くから地域医療機関として連携した病診連携に取り組み、地域の要望にこたえられるよう、医療機能の充実に努められております。特に現在では、乳がんの検診、治療に関しては、最新の設備を備え、最先端の医療を提供できる専門性を追求していただいております。実際に現在では、近隣の人、山県市以外のほうからもそういった患者が大勢来てみえるように聞いております。

また、その他におきましても、本市が行う各種のがん検診とか特定健診などの健診機関として、本市内の医療機関と同様に市民の健康管理事業を担っていただいております。また、休日・夜間診療の後方ベッドを確保していただくなど、市民病院的な病院となっ

ておることも事実でございます。本市といたしましても、市民が安心して受診できる、精度の高い診療、治療を行えるよう、最近では平成19年度に行われました、高額医療機器、俗に言うMRI装置の更新に係りましても、その費用を全体では1億4,000万円と聞いておりましたが、対しまして約2,000万円の財政支援を行ったところでもございます。

私も岐北厚生病院の協議会のあるときには出席させていただいておりますので、そういったときにもいろいろ岐北厚生病院と山県市の関係についてもお願いをし、市民の医療に対する安全を保てるようお願いしておるところでございますが、市民病院的な病院であってほしいということを常にお願しておるところでもございます。

今後とも山県市民の保健と医療の充実を図るために、議会の皆様とも協議を重ねながら、必要な支援がある場合にはそういった支援も積極的に行っていきたいということも考えております。今後とも議員各位の御支援をお願いしたいというふうに思っています。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（後藤利丸君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） お話をいただきましたように、岐北病院は乳がん治療は大変評価が高いようでございまして、全国からも治療においでになるようでございますが、こうした評価の高い分野を1つでもふやしていただき、医師不足を補うべき高度医療機器の設置等には積極的にひとつ耳を傾けていただきまして、市民病院の厚生病院として医療の充実を図っていただきますよう今後ともお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきます。

議長（後藤利丸君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

通告順位7番 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております3項目について質問いたします。

初めに、薬物についてお伺いいたします。

最近、有名芸能人が覚せい剤所持、そして使用したという事件がありました。以前にはスポーツ選手や現役大学生の大麻使用などの事件が報道されております。なぜ薬物に手を出してしまったのでしょうか。とても残念なことですが、現実には薬物汚染は広がっています。

先月、警視庁が発表した平成21年上半期の薬物・銃器情勢によると、覚せい剤事件の検挙人数は5,384人で13.1%減だったが、押収量は6.4倍の約263キログラムに激増しております。また、大麻草の押収量は8.3倍の6,361本で、大麻の所持や栽培などの検挙件数は昨年の同時期と比べて13.4%の増、そして、検挙人数も21.3%の増、1,446人となって

います。いずれも上半期の統計が残る1991年以降で最も多くなっています。

薬物蔓延の原因について、全国各地の繁華街で夜回り先生と呼ばれ、子供たちの非行防止と更生、薬物汚染の拡大防止のためにパトロールを続けておられる水谷 修先生は著書の中で、薬物蔓延の直接の原因は、1991年にできた暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律によって、地上げなどの経済暴力や民事介入暴力が徹底して締めつけられました。そんな中、暴力団が新たな資金源として火をつけたのが、若者への薬物売買だった。そして、外国から安価で入ってくる覚せい剤を、大人に対してではなく、やせ薬、頭がさえて記憶力も上がる薬といって高校生や中学生などにも売り、覚せい剤が入ってこなくなったら今度は大麻を新たな資金源として、十数年間でこうして社会に広がってきたと話されています。

また、水谷先生は、逮捕者を出した幾つかの大学で講演される中、集まった学生や教員を前に、今まで自分の身近で薬物のうわさを聞いたことがある人はと聞くと半数の挙手があり、身近でやっている人を見たと言った人は約2割あったそうです。私たちは普通に生活している若者が薬物に手を出すはずがないと思っていますが、インターネットや携帯電話などで入手しやすくなったという社会環境や、青少年の薬物に対する警戒感、抵抗感の希薄化によるものも指摘されています。

近年急増している合成麻薬MDMAなどでは検挙人員のうち少年及び20歳代の若年層が5割を占めており、若年世代への違法薬物汚染が浮き彫りになっています。毎年6月には国際麻薬乱用撲滅デーがあり、薬物に関する正しい知識の普及啓発が全国で行われています。

こうした状況の中、本市において薬物乱用防止に関する指導などが行われていると思いますが、現状と対策を保健福祉部長にお伺いします。

また、学校等において、現状と対策を教育長にお伺いいたします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

芸能人やスポーツ選手、大学生など、若い人たちによる覚せい剤や大麻の乱用が報道されるなど、安易に薬物を使用し検挙される事件が多発しております。薬物に一度でも手を染めてしまうと、その薬物の持っている強い依存性から自分の意思ではなかなかやめられなくなり、心も体もむしばまれ、幻覚や妄想があらわれるようになるなど、取り返しのつかない結果を引き起こしてしまいます。こうしたことにならないよう、一人一人が乱用される薬物に対して正しい知識を持つこと、薬物乱用を身近な問題として考えることが大切です。

国におきましては、毎年5月1日から6月30日までを不正大麻・けし撲滅運動実施期間として、広く一般に対して大麻、ケシに関する正しい知識の普及を図ることを目的として啓発活動が行われます。本市におきましても、毎年この期間内に、市役所、ふれあいセンター内へのポスター掲示及びリーフレットの展示や配布を行うなど、啓発に努めております。

最近、インターネットや携帯電話を通じて違法薬物が販売されるなど、地域を問わず私たちの周りにも薬物乱用を招きやすい環境が広がっています。今後は、民生委員、児童委員の皆様や子供たちの見守り活動をしていただいている方々など、協力団体と協働した啓発活動を継続して行っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 学校等の対応について、御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、小中学校における薬物乱用防止に関する指導は青少年の薬物に対する意識を高める上で大変重要であるというふうに認識をしております。平成20年1月から7月までの岐阜県の統計によりますと、薬物乱用の不良行為で8名の中学生が補導をされております。山県市内で補導された生徒はおりません。各小中学校においては、体育、保健体育、道徳、特別活動等において、薬物乱用防止の指導をさらに進めなければならぬというふうに考えております。

本年度、市内の中学校では、薬剤師さんや警察の職員の方々をお招きして、薬物乱用防止教室の開催を予定しております。その教室では、薬物乱用への誘惑や薬物による中毒症状、それによってもたらされる、体、身体への害や家族への影響、これらを映像や講話で生徒たちにわかりやすく指導していただけるというふうに聞いております。

以上、答弁といたします。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 本市においては、警察や関係団体との連携をとり、薬物の乱用防止に取り組んでおられるというお答えでございました。すべての人を薬物の魔の手から守るためには現状を把握することが大事だと思います。岐阜県には薬物キャラバンカーがあると聞いております。薬物の実物がガラスケースの中に入れて展示されているそうです。手ではさわることはできませんが、言葉だけではなく実物を知り、薬物の正しい知識の普及啓発に活用していただくことを提案して、次の質問に移ります。

2項目めですが、校庭等の芝生化についてお伺いをいたします。

平成9年から始まった文部科学省の屋外教育環境整備事業により、全国で公立学校の

校庭の芝生化が進んでいます。子供たちを取り巻く環境を見てみると、空き地で遊ぶというような光景が少なくなっております。テレビゲームや塾で、外で遊ぶ機会が減っていることも挙げられています。校庭を芝生にすることの利点は、子供たちの遊び場になり、運動、スポーツが安全に行え、子供がより積極的になることが挙げられています。また、学校の緑化だけでなく、雨水を吸収し土ぼこりを防ぎ、土砂の流出も防げること、また、太陽熱を吸収し、ヒートアイランド現象を緩和するなど、環境教育とともに環境保全にもつながるなどが挙げられています。

しかし、一方で、芝生化に対しては施工費が高く維持管理が大変というイメージがあり、なかなか取り組みにくいものがありました。そこで、今注目を集めているのが鳥取方式です。鳥取方式は現在、36都府県、144の自治体で実施されています。この鳥取方式は、同市在住のニュージーランド人、NPO法人グリーンスポーツ鳥取代表のニール・スミス氏が提唱する芝生のポット苗移植法のことです。ポット苗なのでだれでもできます。

このポット苗は、サッカー場などでよく用いられている、成長力の強い洋芝のティフトン419です。これをポットの中で育て、1平方メートル当たり4束を田植えのように植えます。これは6月に植えるとよいそうですが、秋からは冬芝のオーバーシード、ペレニアルライグラスで、年じゅう緑が保たれるそうです。この西洋芝は成長が早く、高温や乾燥に強く、使用することでの損傷からの回復も早いので、限られた期間を除き、立入禁止も設けなくてもよいそうです。苗と肥料の材料費は1平方メートルで約100円、除草剤や農薬を一切使用しないため、低コストで環境にも優しいとされています。

また、維持管理は、肥料散布、水やり、芝刈りのみで、芝の植えつけや管理を、子供たちや保護者、また、地域のボランティアなどの協力で行うことにより、地域での交流が生まれ、学校を地域で支える意識、地域の活力を生む契機になるのではないのでしょうか。

芝生の効果として、鳥取方式で芝生化を行った学校関係者の話によると、転んだときのすり傷が全くなり、休み時間に校庭で遊ぶ子供がふえた、休み時間にしっかり体を動かすことで、以前より遊びと授業の切りかえもできている、いやし効果で子供たちが穏やかでおおらかになっているなどが挙げられています。このような教育効果も期待できる校庭の芝生化を本市でも推進してはいかがでしょうか。また、学校だけでなく、公園や保育園、児童館なども推進してはいかがでしょうか。教育長にお伺いいたします。

議長（後藤利弘君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問にお答えします。

児童・生徒が伸び伸びと遊びやスポーツにいそしむ、そういう環境を整えるということは大変大切であるというふうに認識をしております。校庭の芝生化については、情報を集めてまいりました。特に先ほどお話がありました鳥取方式につきましても、低コスト、無農薬等、従来指摘された芝生化の欠点を補うものというふうに理解をしております。

現在、市内の小中学校の校庭では、学校での教育活動と社会教育での一般市民、スポーツ少年団などの学校開放として利用をしております。その校庭の全面を芝生化しますと、運動会などの場合、綱引きやトラック競技ではかえって危険を伴うこともあるとか、また、校庭の一部を芝生化しますと段差ができて転倒等の危険を伴うというふうにも考えられます。今後は、小中学校の校庭が、教育活動及び一般市民の遊び、スポーツ、地域のレクリエーション、少年野球、ソフトボール、多種あるわけでございますが、こうした多様な活用をされている現状を考えつつ、よりよい環境整備に向けて、全国の校庭芝生化の動きを注視しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、公園を管理している都市計画課では、本年度、岩佐公園整備と四国山香りの森公園の芝生広場改修工事を予定していますので、提案されております洋芝ティフトン419の利用も検討してまいりたいというふうに思っております。また、保育園など、芝生化につきましては、他市の状況やメリット、デメリットの調査を行うとともに、市の財政状況を考慮に入れながら検討をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ただいまの答弁では、学校の校庭は多目的に使用しているので、スポーツの種類によっては芝生にすることは難しいけど、全国の状況を見ながら検討を進めていきたいとのことでした。校庭の全面芝生化は課題があるかと思いますが、校庭の一部の遊具のところや校庭の周りを芝生にすることで、環境保全やヒートアイランド現象の緩和になると思います。ぜひ早期に検討いただきたいと思います。

公園につきましては、本年度の事業の岩佐公園や四国山香りの森公園の芝生改修に検討していきたいとのことでしたので、早々の実現を期待いたします。

保育園については、調査を行うとのことでしたが、幼児期の子育てにはとてもよい環境が整うのではないかと考えます。また、児童館やげんきはうすなどにも推進してほしいと思います。この点について、保健福祉部長に再質問いたします。

議長（後藤利丸君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

児童厚生施設であります子どもげんきはうすには、西側に鉄棒やブランコなどの遊具が設置してあります約200平米の芝生広場と、建物の前にあります土のグラウンドがあります。その土のグラウンドでは子供たちがドッジボールなどのボールを使った遊びを好んで行っておりますし、そのほかにも竹馬や一輪車などで遊んでおりますが、全面を芝生化した場合は一部の遊びに支障が出てくることも考えられると思っております。また、高富児童館につきましては、現在、旧県政資料館の改修工事の設計を行っており、遊具を設置する広場には芝生を張ることも検討に入れ、進めてまいりたいと思っております。

今後は他市の施設の芝生化の動向を踏まえるとともに、鳥取方式での芝生化についても調査し、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 全面の芝生化というのは非常にまだ課題があるかと思いますが、一部のところでの検討をしていただけるということでしたので、早期の実現を希望し、次の質問に移ります。

3項目めですが、農地法等改正法についてお伺いをいたします。

今回の農地法改正の背景には、農地所有者の6割近くが65歳以上の高齢者で、後継者不足が深刻な状況である。また、農業従事者はこの40年間で7割以上も減少し、335万人にまで縮小した。農地面積が減少している一方で、作物をつくらないまま放置した耕作放棄地は年々ふえ続け、埼玉県の面積に匹敵する約39万ヘクタールまでに膨らんでしまった。こうした農の衰退に歯どめをかけ、カロリーベースで40%の水準まで落ち込んでいる食料自給率を高めることが改正の目的です。この目的のために、農地制度の基本理念を、従来の所有者保護から有効利用に大転換したものです。

具体的には、農地の貸し借りをめぐる規則を大幅に緩和し、農家に限定されていた農地利用を原則自由化する。これまで耕作放棄地に限られていた企業による借地も今後は優良農地まで広げ、最長20年だった貸し借りの期間も50年に延ばした。農地に関する貸し借りの規制の緩和を進める一方で、違反転用については罰則を強化し、法人の罰金額は300万円以下から1億円以下と大幅に引き上げられました。

農地の集約化も進める効率的な利用を進める観点から、市町村やJAなどが所有者の委託を受けてまとめ貸しができる仕組みとして、農地利用集積円滑化事業も創設されました。そして、農地の適正利用に向けて、農業委員会の役割も強化されました。

こうした措置で企業の農業参入が進めば若者の就農の機会が広がり、新たな農業の担い手の確保につながってきます。また、意欲ある人が農地に集まり、地域おこしにもは

ずみがつき、食料供給力の向上も期待されています。

このような農地法改正で本市においての円滑な受け入れに対する御所見を産業建設部長にお伺いいたします。

議長（後藤利彦君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えします。

今回、39年ぶりの農地法改正は、本年6月17日に成立し、12月施行されるもので、国内の農業生産の基盤である農地は日本のための限られた資源であり、かつ地域においても貴重な資源であることから、耕作者みずからの農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえ、農地を農地外のものにするのを規制するとともに、農地を有効的に利用する耕作者による、地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進するものです。

また、農地の利用関係を調整し、農地を有効的に利用するための措置を講じ、耕作者の地位の安定、国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とするものであります。

具体的な例といたしましては、農地の賃借の規制を見直し、農業生産法人以外の法人等も農地を借りることができるようになりました。これにより、地域によっては農地の借り手がいないなどの場合でも、多様な利用者が農地の適正利用を確保し、農地を借りられるようになりました。

共有している農地に係る利用権設定におきましても、現行ではすべての共有者の同意が必要でありましたが、改正後におきましては、5年を超えない利用権の設定、または移転する場合は2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意が得られれば利用権設定ができることになりました。相続税の納税猶予制度も見直され、現行ではみずからが20年間耕作しないと納税猶予を受けられなかったものが、改正後は農地を貸しつけても受けられるようになりました。農地の賃貸借の存続期間については、現行の20年から改正後は50年まで可能となりました。これにより収穫が安定する期間が20年を超える果樹栽培を行う場合など、契約当事者の選択の幅が広がられました。

今回の改正により、耕作放棄地の有効利用、食料自給率の向上が図られるものと思います。その反面、農地の所有と利用を切り離し、農地の流動化、面積集積を進めるものですが、これまで以上に賃借が促進され、株式会社など一般企業の参入が加速する懸念があるため、地域に混乱を与えないよう、行政や農業委員会による監視を強めていく方策も必要になると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 農地法の改正は12月に施行されますが、多彩な農地の利用が考えられています。また、農地の活性化が期待されている状況ですが、株式会社や一般企業の参入の加速に懸念があるので、地域に混乱を招かないよう監視を強めていくことも必要とのこと。

地域に混乱を与えないようにするには早期の周知が必要ではないかと思いますが、お考えを産業建設部長にお伺いいたします。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 市民の皆様への周知につきましてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、まず、施行期日は、公布日の平成21年6月24日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日となっております。今後、施行期日等の通達が参りましたら、CCYの文字放送等、また、岐阜県農業会議がチラシを作成されますので、それを市民の皆様へ配布する予定をしております。改正内容の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 円滑な取り組みができるように早期の周知をお願いしたいと思います。

再々質問ですが、この農地法の改正は山県市の農業の活性化に拍車をかけるものだと思いますが、市長の見解をお聞きして質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（後藤利丸君） 平野市長。

市長（平野 元君） 再々質問にお答えします。

今回の農地法の改正というのは、中身がたくさんございます。私もまだ十分読んでおるわけではございませんが、今回の改正は、農地を貸しやすくし、また、借りやすくするというような基本的なところが入っていますし、そして、農地を最大限に利用するという骨子かと思っておりますし、ひいては食料の安定供給を図っていく、確保していくというのが前提に入っております。

先ほど担当部長からも御答弁しましたが、そういった形で今後も進めてまいりたいと思いますが、今回の中身としましては、企業の参入ということ、それによりまして、今後の担い手不足対策として地域農業への取り組みの選択肢の拡大がされるということですが、一方、担い手への農地の集積に支障を来すようなことがあってもこれもまた大変かと思っておりますので、その辺を今後十分配慮しながら対応していく必要があると

私は思っておりますし、山県市の農業につきましては健全な農地の確保をしながら健全な発展を図っていくというのも大変大切かと思っております。

いずれにしましても、地域に混乱を起こさないように、行政ももちろんですが、農業委員会等にも十分そういった監視を強めていただくようなことも話しながら、お互いにそういった点を十分検討して対応していきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、山県市の農業が健全に進むように配慮していく必要があるということを認識しております。

以上、答弁といたします。

議長（後藤利利君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午後2時20分より再開をいたします。

午後2時04分休憩

午後2時20分再開

議長（後藤利利君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位8番 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 通告書に従いまして、大きく2点、御質問をいたします。

第1点目は、農業再生の政策についてお伺いをいたします。

日本の農業は大変病んでいると言われております。多くの農地も荒廃しております。2008年のデータによりますと、耕作放棄地というのは38.6万ヘクタールというような広大な広さになってきております。あわせて農家の高齢化が進んでおります。65歳を超えた人の年齢でいいますと、65歳以上というのは6割を占めると言われております。10年後には75が6割というようなことで進んでいきますと、産業の体をなさないというふうに言われております。

また、食料の自給率も大変に低迷が続いております。世界的なデータを調べてみましたら、広大な土地でありますオーストラリアは237%、アメリカ、フランス、それからカナダは100%を超えておりました。ドイツで84%、イギリスで70%、日本はどうかといえますと、先ほど尾関議員も指摘しておりましたように、40%から41%と、先進国の中で大変に突出した低い数値になっております。ある雑誌によりますと、日本の農業は崩壊のかけ縁に立っているという表現をしておりました。そういうふうにはなかなか実感としては持たないわけでございますけど、現実にはそういう状況にあるということです。

お隣の中国なんかを見てみますと、2020年までは現在の耕作地を持続すると、さらに、食料自給率は95%を死守するんだというふうに、政府が号令をかけております。日本

を見てみますと、せいぜい自民党が自給率50%を何とか確保しようというようなことを言っているにすぎないわけですね。こうした中を見てみますと、日本の農政というのは抜本的に見直さなければならない。再生に向かった改革を大胆に進めなければならない。そうしなければ、日本の農業で日本の食を担っていく力はなくなるといふふうに大きく叫ばれているわけでございます。

しかし、現実的には、衆議院選挙等を見てみますと、農業票の獲得については大変力を入れておりますけど、現実には農業政策が具体化されて改革の方向を目指しているかという、かなりそれについては希薄だといふふうにとらえなければならないと思いますし、新聞報道などもそういうふうには報道しております。

民主党の言っている戸別所得補償制度も丹念に調べていきますと、あれは完全な日本の農業の再生につながるとはとても言い切れないといふふうに断言している書物なども多いわけです。こうした中で、山根市の農業も国の流れでございますので大きな違いはないと思いますけど、実情を伺いたいと思います。

まず、3点お伺いをいたします。

1点目、耕作放棄地の面積並びに耕作地に対する割合、さらに、耕作放棄地に対する対策というものをどういうふうには考えられているか。

第2点に、農業従事者の60歳以上の方の割合、わかれば教えてほしいと思いますし、後継者の育成というものについてどういう対策を考えておられるのか。

3点目は、中間地域の支払い制度、名称はちょっと変わってきていると思いますが、この制度が始まりまして第1次の5年が終了し、現在は第2次の5年がこととして終わろうとしております。したがって、その地域数と面積、さらには、10年が終わるわけですので、山根市としてはこの制度をどのように評価しておられるか、その3点についてお伺いをいたします。

議長（後藤利元君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えします。

1点目の、耕作放棄地の面積と耕作地に対する割合並びに耕作放棄地に対する対策でございますが、まず、耕作放棄地の面積でございますが、平成20年度に市内における耕作放棄地の状況を1筆ごとに把握する耕作放棄地の全体調査を実施しました。それによりますと、耕作放棄地が8.6ヘクタールございました。この中には、生産調整に伴う不耕作地、採草放牧地、既に森林・原野化されている土地及び課税上山林課税等の土地は含んでおりません。

次に、耕作地に対する割合でございますが、単純に耕作放棄地面積8.6ヘクタールを農

地面積1,370ヘクタールで割りますと、約0.6%です。

次に、耕作放棄地に対する対策はとのことですが、借り手が行う耕作放棄地の再生や土壌改良、再生農地を利用する就農者への研修、作付、加工、販売の試行、必要な施設の整備、権利関係の調査、調整等まで総合的、包括的に支援する耕作放棄地再生利用緊急対策による交付金制度が本年度から平成25年度までの5カ年間設けられていますので、この制度での耕作放棄地対策を図ってまいりたいと考えております。

なお、この制度の窓口は、市役所産業振興課内にあります山県市担い手育成総合支援協議会ですので、お気軽に御相談いただきたいと思います。

2点目の、農業従事者の60歳以上の方の割合と後継者の育成対策でございますが、まず、60歳以上の農業従事者の割合は、平成20年度第55次岐阜県農林水産統計年報によりますと、農業従事者は全体で697人で、うち60歳以上が612人で、割合は87.8%でございます。

次に、後継者の育成対策でございますが、近年の経済不況により各業種より農業への参入の意向がありますので、後継者等の新規就農支援等の各種制度を積極的に利用し、援助していきます。また、各地域の担い手と位置づけされる各機械化営農組合にも積極的に支援していきます。

3点目の、中山間地域等直接支払制度に該当する地域数と面積並びに市としての制度への評価でございますが、まず、中山間地域等直接支払制度は、議員も述べられましたように、平成12年度から平成16年度を第1期、平成17年度から平成21年度を第2期として、条件不利な農用地を耕作する農業者や生産組織等が、農地や道路、水路の適切な管理の方針、集落の目指すべき農業生産体制やその実現のための活動などについて話し合い、これらの内容を集落協定として締結します。対象となる農用地は、傾斜が100分の1から21分の1までの緩傾斜地、20分の1以下の急傾斜地で農振農用地の1ヘクタール以上の一団の農用地でございます。対象となる行為と対象者は、集落協定または個別協定に基づき5年間以上継続して行われる農業生産活動行為で、対象者は農業者等でございます。

交付金の単価でございますが、地目、傾斜度により決められており、田んぼの場合でございますが、傾斜20分の1で10アール当たり2万1,000円、傾斜度100分の1で10アール当たり8,000円でございます。活動内容によりまして加算もあります。

以上が制度内容であり、該当する地域数と面積は、平成20年度実績で申し上げますと、雉洞地区13.6ヘクタール、池洞地区8.9ヘクタール、深田地区8.8ヘクタール、中田地区5.9ヘクタール、西市洞地区1.8ヘクタール、椎倉区20.8ヘクタール、高田地区9.9ヘクタ

ール、行信地区7.2ヘクタール、長滝地区6.4ヘクタール、上願地区5.7ヘクタール、藤倉地区5.1ヘクタール、葛原伊住戸地区2.4ヘクタール、葛原向田地区2.2ヘクタール、富永地区が3.3ヘクタールの14集落協定、面積は102ヘクタールでございます。

次に、市としての制度への評価でございますが、中山間地域における耕作放棄地の発生防止、農地の持つ多面的機能の確保、農地の維持管理、農業生産活動の実施など、農地を維持し、生産性を高めながら集落の活性化を図っていく大変重要な制度の1つと評価しており、今後も引き続き集落にお願いしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 今、市としてもいろいろな対策の中で制度を活用して農業問題について対策を進めておっていただけるということを伺ひまして、大変ありがたいと思ひてお聞きをいたしました。

その中で、耕作放棄地の対策として、先ほどもありましたように、改正農地法が6月に成立しておりますけれども、企業の参入ということで、耕作放棄地を自治体が整備して、そして会社に売り込みを図ったと。これは茨城県の例でございますけど、1,800社にパンフレットを配った。その結果、13社が話を聞きに来た。そして、その中の1社が、会社名を言っているのかどうかよくわかりませんが、イオンという会社でございますけど、もともと耕作放棄地であったところにコマツナとかキャベツの栽培を、既にこの9月から始めたという報道もあります。

鹿児島県では、セイタカアワダチソウが茂っておった耕作放棄地を借りて、でん粉メーカーがそこにサツマイモをずっと栽培して、これは五、六年続いていると思ひますけど、しょうちゅうをつくっているというようなこと。

ほかにも、いろいろなメーカーが、例えばカゴメがトマトとか、それから、三菱化学が野菜の水耕栽培を始めたとか、住友化学が5年間で全国40カ所に農場を展開するとか、そういう報道がされておひまして、今、幾つかの企業が具体的にそういった新しい農業に参入しようとしている。そういうときに黙ってみている手はないので、私は、そんなことは無理だと頭から考えないで、そういう耕作放棄地の問題について、できるなら自治体としても何とか地権者と話し合いをするなりして、少なくしていくような方策の1つとしてそういう企業参入もあるのではないかとひうに思ひます。

また、農地法の改正によって農場の生産法人の数も大変ふえておりますので、そういった数、1万1,000強でございます。それがこれからますますふえていくだろうとひう

に言われておりますので、そういったところもまた踏み込んでいただくと。あるいは、今まで放棄地であったところを整備して、自治体が貸し農園として作り出したというデータも幾つかあります。これから、ますますふえるだろうと言われております。特に借りるほうの人から言えば、農業をやったことのない人の3割ぐらいは一度農業をやってみたいというデータが出ておるわけですよ。大体、自治体としては月に1,000円ぐらい、農具を貸し出す場合は2,000円ぐらいということで平均化したお金が出ておりますけど、そういった貸し農園の方法もあるのではないかなというふうに考えます。

それから、力を入れておってもらいますけど、今はブランド化とか加工してブランドにしていくというのがどんどん進んでおりますので、ニンニクが「やまがた元気玉バーガー」ということで最近売り出しされまして、ファミリーマートですか、中部地区で720店舗で売り出しを図ったというニュースを聞いておりますが、こういったものもぜひ支援していただいて、できたらブランド化していくというようなことができればまた活性化につながっていくのではないかなというふうに思っておりますし、それから、後継者の育成という点では、山梨県のNPO法人が毎年100人ずつの若い人を集めて農業実習の研修をしておるといようなデータもあります。かなりのパーセンテージで後継者になっていくというデータも出ておりますので、いろんな角度から総合的に検討していただきまして、できるところから取り組んでいただくということが大事ではないかなというふうに思います。

最後に、中山間の問題でございますけど、ぜひ今後も続けてほしいなということ、国のほう、県のほうへも働きかけをしてほしいというふうに思っております。私も実際にこれにかかわりまして、最初はそれほど思わなかったのですが、農業放棄地は絶対できません、これは放棄地をつくらないための内容、制度でございますので。あわせて後継者の育成という面でも、私たちは、イノシシなどが入ってこないように、昔、結い制度みたいなことでやっているわけですけど、若い人もそれに参加してもらえるように、この10年間でなってきたんですね。最初はお年寄りばかりでしたけど、最近は若い人も参加してくれるようになりましたので、そういった面、虫食いをつくらないという項目も入っておりますので、こういったものを続けていくことが、放棄地をつくらない、また、農地の有効活用ということで続いていくのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、2番目の質問に入らせていただきます。

保育園児の健康管理と設備の拡充ということでお尋ねをいたします。

近年、地球温暖化の影響ということで、猛暑あるいは真夏日が大変、6月から9月の

期間、長い、長期にわたって日数がふえてきております。実は9月10日に、私の住んでいる地区で十日祭りというのがずっと、100年くらい、100年以上ですけど続いてきておるんですね。その場所におりましたら古老が私のところへ来まして、大体昔から9月10日というのは小涼しい、小涼しいと言われましたが、肌寒いということ、そういうものだというふうにしてきたんだけど、最近、見てごらん、みんな半そでです。やってくるのに、こう言われました。これは実感的ですよ、温暖化の。まさに暑くなったんだなということをお私はそのとき思いました。

ことは梅雨が例年に比べ20日ほど延びたわけですね。したがって、梅雨が終わったと思ったら一気に猛暑がやってきました。それで、いろんな情報を聞きますと、幼い子や、あるいは高齢者は大変、健康の維持と、それから体調を整えるのに苦労をしたんだよということでございます。梅雨明けも、大変蒸し暑いといいますが、湿度が高い、それから、気温も高いという日が続きました。ちょうどその時期に私は伊自良の保育園へ出かけたのでございますけど、本当にクーラーのきいている部屋はゼロ歳児とお昼寝のする部屋だけで、あとは前と後ろに小さな扇風機がついているという状況でございました。

暑いねという話をしましたら、子供たちも汗びっしょり、先生も大変汗いっぱいでお仕事をしておられました。そこへ親さんがたたくと走ってみえまして、上野さん、何とかありませんかね、これ、クーラーもなくてとおっしゃいました。私は親の気持ちとしては実感的にその気持ちはよくわかりました。

どうでしょうかね、猛暑に対して耐え得るような、そういう環境ではないのではないかなという思いがしたのでございますけど、ちょうどこの期間に、室内でお年寄りが熱中症にかかったという新聞報道が4件ほどありました。室内でも熱中症になるかとちょっとびっくりいたしましたのですけど、しかし、弱い人の立場からいうと、こういうのは具体的な事例として見逃せないなと思ったわけでございます。

そこで、保育園児の健康管理、十分行き届いているんだろうと思いますけど確認をしたいと思います。それから、施設の拡充についてお伺いをいたします。

まず、小中学校はこの期間休みでございますので、だから、実感的にはないと思いますけど、部屋の気温などは継続的に測定されているのかどうか、当たり前のようなことを聞きますけど、確認の意味でこれをお聞きしたいと思います。

それから、2点目は、室内で熱中症になったという事例から、外での熱中症対策というのは十分行われていると思いますけど、室内で熱中症というのも危険性はあるのではないかと。特にゼロ歳児から5歳児くらいまでの幅がございますし、それから、部屋に

よっては30人近い子供たちが狭い部屋にいっぱいいるわけですので、そういった対策は具体的にどのようにされているのかなということをお聞きします。

最後に、この時期でございますので、扇風機だけではちょっと不安ではないかと思えます。クーラーの設置ということで御計画があるかどうかということについてお伺いをいたします。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

1点目でございますが、保育園においては毎日、温度及び湿度を測定し、管理を行っております。この温度、湿度の状況によって保育内容も、保育室から遊戯室、遊戯室というのはクーラーのきいた部屋でございますが、そちらに移動させて行事を行ったり、季節や毎日の状況に応じて子供たちが楽しく過ごせるような工夫をしながら保育をしている現状でございます。

2点目の熱中症対策につきましては、室外及び室内を問わず、こうした温度と湿度の管理により、それぞれの保育士が注意を払い、園児に水分補給を小まめにすることは当然でございますが、柔軟に保育内容を変更しながら対応させていただいております。

3点目の市内の保育園の冷房機の設置状況でございますが、3歳未満児の保育室と遊戯室は全園とも空調設備を設置しておりますが、3歳以上の保育室は、高富・富岡保育園を除く他の保育園は設置していないのが現状でございます。高富・富岡保育園につきましては、今年度の耐震補強工事及び大規模改修工事にあわせて設置完了予定でございます。

現在では、各家庭での生活環境も、洋式トイレや空調機等の設備は多くの家庭に普及し、生活環境も変化してきております。こうした中で、保育園は子供の健全な心身の発達を図る場所であるとともに、子育て支援の一環として重要な拠点であることを考えております。そのため、よりよい保育環境に努めるために空調機器の設置は必要と考えておりますので、今後計画的に整備してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 健康管理については細かな気遣いで十分留意をしておっていただくようでございますので大変安心をいたしました。冷房機の問題につきましては、計画的に整備していくということで、大変心強い思いがしております。

私は、この問題は、人口減少問題、それから出生率の上昇という面からも大きな課題

であるというふうに思っております。民主党の悪いことを言うわけではございませんけど、お金をこうやって配分する、それはいいことでございますけど、世界の国々のデータをずっと読んでみますと、これで出生率が上昇したという例はないのでございます。フランスなどの例は、最初はお金を配ったんですけど、出生率がなかなか上がっていかないで、どうしたかという、保育施設等を拡充し、そして、親が安心して預けられる場所づくりをしようじゃないかと進めたら、ヨーロッパではトップで上昇率が上がってきておるんですね。イギリスも上がってきておりますけど、そういうことを考えますと、点で見ると、何や、これはクーラーを入れるだけかということですけど、面、線で見ますと、これは出生率上昇に必ずつながっていく内容だと私はとらえております。

したがって、市長、副市長にお願いしたいのでございますけど、ぜひこういった面で総合政策として位置づけていただきまして、着実に取り組んでいただくことが人口減少を必ず抑える効果にもなりますし、また、本当に親さんが安心してそこに預けて、そして働きに行こうかという、この意欲化にもつながっていきますので、ぜひ総合政策の1つとして位置づけていただければありがたいというふうに思って質問を終わらせていただきます。

議長（後藤利彦君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

通告順位9番 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、通告に従って一般質問を行います。

この議会は、1人45分で3問以内という制限があります。私はいつもいろんな方面について時間いっぱいやっていますけど、今回は東海環状自動車道ということ1つに絞って、それを3つに分けてお聞きしたいと思っています。

1つは計画の現状。もう一つは、東海環状が非常にいいんだという話を多くの人が語る、じゃ、具体的にどういうふうがいいのかということを示していただきたい。そして、道路ができればどこでもそうですけれども、それなりに、直近の土地、地域の人たちは被害を受けるわけですので、そこに対して一体どのように考えていくのかということ。そのあたり、いずれも副市長にまず答弁をいただきたいと思っています。

まず、1番目ですけれども、東海環状自動車道の計画の現状と今後ということです。

旧高富町にはずっと以前から国道のバイパスの計画がありました。計画は、富岡地区を北から南に流れる鳥羽川の少し西側に沿って、つまり地区の真ん中を縦に切る形のルートでした。

このバイパスと交差してインターを設置するために東海環状自動車道のルートが発表されたのは1994年、平成6年です。ルートは、旧高富町の富岡小学校区、しかも小学校

のすぐ北を、東から西、南方向に、延長約5.3キロメートル、高さ15メートルほどの高架橋の道路として横切る、そういう計画案でした。この計画に対して、その悪影響への心配から、ルート通過地域のすべての自治会、9つの自治会がルートに異議ありの趣旨の文書を国、県、市に提出しました。それほどに住む人たちの環境に不安を与える計画でした。

混乱を抱えたまま都市計画決定されたのは、その2年後、1996年、平成8年です。その後、時間の経過とともに受け入れる方向に流れてきました。そして、15年余りを経て現在に至っています。

そこで、この道路計画に最も長く、旧高富町から最も深くかかわってきた副市長にお尋ねいたします。

東海環状自動車道計画、西回りルート全体及び山県市内部分、同時進行するとされる国道256号バイパスの関係部分について、事業の進行状況と国、県、山県市の今後の展望を簡潔にまとめてください。

議長（後藤利利君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 御質問にお答えいたします。

東海環状自動車道は、愛知、岐阜、三重3県を環状に連絡し、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道などと一体となった広域ネットワークとなる高規格幹線道路でございます。都市交通の機能を高めるだけでなく、3県の連携を強め、地域の発展を図る基盤としての役割を持つものとして整備が進められております。

東海環状自動車道は、愛知県豊田市から岐阜県内を經由して三重県四日市市まで約160キロの延長で、豊田市から美濃関ジャンクションまでは愛知万博に合わせまして平成17年度に開通し、本年4月には関広見インターチェンジまで開通をいたしております。この開通による沿線市町への企業進出等の経済効果ははかり知れないものがあることは御承知のことでございます。

御質問の東海環状自動車道計画の現状と今後につきましては、東深瀬地区と西深瀬・高木地区に分けて御説明させていただきます。

東深瀬地区の現状につきましては、丈量測量、補償調査の現地調査が本年7月に完成いたしまして、工事着工前と工事完了後の地下水位調査のため地下水位観測用の井戸3カ所の設置や、動植物調査、水生生物調査を本年7月から来年2月にかけて実施されております。今後につきましては、岐阜国道事務所におきまして、現在は土地鑑定評価による用地単価及び補償価格を検討しておられまして、その結果により今年11月ごろをめぐりに用地交渉に取りかかる予定と聞いております。

西深瀬・高木地区の現状につきましては、本年6月から7月にかけて4回の設計説明会が開催されております。実は、きのう、9月17日には全体説明会が実施されまして、用地幅ぐい設置及び丈量測量の御承諾をいただいたところでございます。寺町議員にも御出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

今後につきましては、早急に用地幅ぐいを設置しまして、それが完了次第、用地境界立ち会い、丈量測量、補償調査等を実施し、用地単価、補償価格を検討され、来年3月をめどに用地交渉に取りかかる予定と聞いております。

また、工事着工前と工事完了後の地下水位調査のため、地下水位観測用の井戸の設置や、動植物調査、水生生物調査を測量作業と並行して実施されると聞いております。

国道256号のバイパスの現状につきましては、今年度、市役所東側の三田又川にかかる橋梁上部工が発注されております。今後につきましては、平成23年度末に市道2011号線、いわゆる農免道路まで接続され、農免道路以北は東海環状自動車道のアクセス道路として、東海環状自動車道とともに同時進行で実施されると聞いております。

今後の展望につきましては、都市間の所要時間が大幅に短縮、日帰り可能な観光地へのアクセスの向上、緊急医療のネットワークの強化が図られるものと考えております。

本市といたしましては、さきに述べたほか、企業誘致や就職機会の拡大、さらには岐阜市の北玄関としても期待されるものと考えております。今後も皆様方の御協力をいただきながら、早期完成を目指してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 早期完成を目指していきたいというのが最後でした。

そこで、改めてお尋ねしますけれども、この地域では、市内の人、ほとんどの人が知っているということでありまして、この議場、議会の人たちからも私もいつも言われていましたが、それは、住民の方が、私も参加しながらですけど、土地の共有権、共有トラストという運動をやってきたということですね。それは、ルートに納得していないからということでもあります。

そもそも日本の公共事業、あるいは民間の開発事業でも同様なんですけれども、そこにいる人の権利が守られるというのは、土地の権利を持っている、あるいは水利権、立ち木権、いろいろですが、基本は土地の権利が一番多いですね。そういう人の権利は一定の守られる範囲にあるということがあります。しかし、一方、他方で、周辺に暮らす人の権利とか安心・安全、これについてはなかなか考慮されない。これは、最近いろんなことが加えられたとはいえ、まだまだ不十分な状況であります。

そういったことで、当初に述べましたように、非常に住宅に直近し、住民から心配されたルートが出たときに、インターが一番近い団地の人たちが非常に困ったということで、インターの予定地内の土地何筆かについて、約7,500平方メートルですが、これを、70人から100人近くの人々の名義で共有していこうと。分筆じゃなくて、1つの土地に大勢の人が共有の登記をするということですね。そういう形でルート変更をという意思表示をして、行政と話し合ってきたということでもあります。

そういうふうにして一人一人が土地の権利を手に入れて、その権利者としての意思表示、つまり、いずれ事業をするなら、土地の買収をしなければいけない、測量してから買収、そういうときに、測量は拒否します、買収の交渉には応じません、当然土地は売られませんという公式な意思表示もしました。そういったことの中でルート変更を求めてきたという歴史があります。

ですが、先ほど申したように、時間の流れの中でいろんなことが変わってきたということで、実はことしの夏、このインターすぐ近くの団地の人たち、この人たちがどうするかという検討をされました。私も加わりましたけれども、1つは、国が、このインター周辺の、インターの特に料金所周辺の計画を変更した、団地に一番近い、被害を受ける人たちの、そういう強い希望があったからということで、計画をぐっとインターのほうに引っ込めて、擁壁にしてできるだけ影響を少なくしようという大幅な工法変更をしたということです。これは、昨年、一昨年から図面を示され、7月の説明会でも具体的に図面を一般の多くの住民の人に説明されています。そういったことを前向きに受けとめようという話になりました。

私も、総合的に考えたとき、今、決断すべきときじゃないかと。タイミングとしては今が最後ではないかというお話をしました。そこでいろんな意見はあった。ほっておいても道路はできないよと。できなくてもいいんだよと。それから、でも、できるなら何とかしてほしいねとか、やっぱりそろそろいいじゃんという人も、いろんな人がいました。個人的な意見、強制収用でゴボウ抜きされてもいいよという人もいましたが、全体で話し合う中で、個人的な意見はともかく、全体として希望を整理して、国や県、市に出して、それがちゃんと満たされるとなれば、そこで応じようじゃないかと、従来のルート変更がなければだめですというところから180度転換しました。

これについて、そういう話をまとめていく中で結論として、申し上げたように、何点かの、住民の暮らしを守るということ、そういった対策をきちっと行うという約束を国や県、市がしてくれれば、それで、測量のための立ち入りの拒否、それから土地買収のための交渉も拒否するということは撤回しよう。それから、トラストも撤回しよう。

そこまで決めました。

これらは団地の大勢の人ですから、その役員の集まり、全体の集まりも持ったりして、意思形成を図ってきました。回覧板で全戸にも配っていますし、それから、申し上げたことは国や県に文書も出しましたので、そういった文書も全戸に配っています。そういう意味では民主的な会を進めています。合意を持ってやっていますから、オープンにやっています。だから、多分この関係の人ではそういった文書とか状況は知っている人も少なくないのかもしれないとは思いますが、ともかく一応、私は9月にこの議会で通告したので現状の地点でお尋ねしたいと思っています。

それで、この流れの中で非常に重要なポイントであるということ、それは、例えば事業実施主体、国、県、市、それぞれそうですが、例えば旧高富町あるいは現在の山県市が国や県に事業を進めてくれと言っても、まずトラストを何とかしていこうと言われて帰る、俗にね、そういうふうなことだと。私はよくそれを聞かされた。だから、やめてくれというので聞かされてきました。それはともかく、こういった関係の中で膠着状態がずっと続いてきたわけですね。しかも、それが十数年になるということです。これがもし変わればそれは、行政機関にとっても事業を進めたい人にとっても実質的に歴史的な転換であろうと。住民の180度の転換であろうということは、客観的にだれが見ても思えることだというふうに見ます。

先ほどの話ですが、7月から8月にかけて皆さんが話し合いをして、8月の中旬過ぎ、20日過ぎですが、私も行きましたけど、団地の役員さんと市民団体が国と県と市を回って、先ほどの趣旨の文章を持って説明して回りました。それ以後、国、県、市の人たちはそれなりに話し合いをした。それから、団地の自治会、市民運動団体、5者で、同じテーブルで話し合いも何度かやってきました。私の認識あるいは団地の人の認識でも、これはかなり相当程度まで合意のところまで上ってきているという認識は持っています。持っている、そして、先ほど副市長も説明があった、昨日、9月17日の夜、この市役所の大会議室で、インター周辺、西深瀬の人たち、高木の人、それから一般の人もいましたよね、地権者もね、そういう人たち100人ほどが参加した説明会でも国のほうから、話し合いの到達点の一部も、ここはこういうふうにしますよということは説明をされています。

ただ、交渉している当事者として見ると、これはずっとここまでほぼ上ってきている、だけど、最後に幾つか、行政側からどうしてもかたくなに拒まれている、それがある。それは多分、周りの人から見たら、何でもないことじゃないというふうのはずなんですよ。ところが、かたくななところがある。このままいけば、この話はここまで行ったの

にこっちにこけるのか、こっちに行かずずっと進むのかという、今、本当の最後のそこにいます。そういう状況なんですね。

住民からすれば、一たん180度方針転換をした、話し合いを求めていっているというけれども、もし決裂すればもとに戻るしかないわけですよ。しかも、過去はルート変更ということをおっしゃって来た。だけど、ここで決裂すれば東海環状をつくらなくてもいいでしょうという話になることは間違いないんですね。もし一たんそうならば、ちょうど政権も交代したんだし、現在の政権の政府の方針というのは、公共事業の見直し、削減、そういった方向が出ていますね。そういった中で、東海環状の西回りの見直しや凍結、これは非常に現実的になってくる。ますますその方向は決まっている。当然、国や県、市もそのことは認識しているだろうと思います。

そこで、副市長に改めて質問しますけれども、まず1つ目。4つほどあります。ちゃんとメモしてくださいね。

一般的なこととして、行政がかかわるいろいろなことに関して、問題がこじれたとき、あるいは逆に促進する、うまくいくというときに、トップの判断、それからその振る舞い方、トップの政治力の発揮というのは不可欠だと私は思うんですが、副市長はどうでしょう、そういう政治力について、トップの政治力ですね。職員は行政の仕事だからいい。トップについては、判断力、振る舞い、政治力、そこがあるはずですので、副市長はどう考えていますか。

それから、2つ目ですが、東海環状の過去のことについて、過去の特に旧高富町や市の姿勢ということですが、この団地の自治会の皆さんは、対策委員会というのを当初から設けて、その代表のAさんという人と話し合いをするということで、行政側と話し合いはずっと続けられてきたわけですね。膠着状態が続いてきた中で、状況を改善するために、国や市の担当者は、Aさんとはいつも、時々会って話をしていた、情報交換をしていたということは事実です。

ところで、じゃ、山口市、あるいは旧高富町でもいいんですが、市長、町長、あるいは副市長、助役、その人たちは代表のAさんと一体何度会ったのか、その結果、あるいは反応はどうだったのか、そこを説明していただきたい。お答えいただきたい。

それから、3つ目ですが、旧高富町するとき、そのときは高富町の行政が率先して、国と県と町との3者と住民の人との話し合いの場が実際に持たれました、公民館で。しかし、山口市になってその合同の話し合いというのを持たれたとは、私は認識していない。なぜそのような場の設定というのが山口市によってなされなかったのか。もちろん、国主催、県主催でもいいですけど、行政と住民の話し合いの場というのがなかった。問題

解決のために、なぜそのような場を設定しようとしなかったのか、そこを説明していただきたい。

最後の4つ目ですけど、先ほど、トラストの撤回に向けての、5者、国、県、市、団地の住民、市民運動団体、私はそこに入っていますけど、その5者の話し合いのテーブルのことを触れました。今現在進行中であり、ごく近いうちに結論は出るだろうという段階です、いつまでも続ける話ではないです。

この中で、昨日の説明会の中で幾つか具体的に示された点、それを超えて私がここで話すことは話し合いの進行上まずいので、それは控えますけれども、とにかく数点残っている、合意の見込みの未達成な部分があるというところ、このことに、事業者、国や県の行政が非常にかたくなであるという現状、これは状況からしても、市が、行政力あるいは行政手腕、市長や市長に準ずる副市長の政治力というものを最大限に発揮して合意が成立するように努力するしかないんじゃないかと私は受けとめているんですが、その点、いかがでしょうか。

議長（後藤利利君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 大変難しい御質問をいただきましたけれども、まず、1番目でございますが、トップの裁量、判断力についてどう考えているのかということですが、もちろん、裁量、判断力は、ナンバーツーといたしましてもあるべきものと考えておりますが、その方向がどちらに向くかというのはまた別な話でございます、当然、裁量、判断力を持つ必要があると考えます。

〔「政治力と言いました」と呼ぶ者あり〕

副市長（嶋井 勉君） 政治力はございません。

Aさんとの話し合いはどうかということでございますけれども、役所のほうへおいでいただいたこともかなりございます。そして、岐阜大学のほうにも担当者が出向いたことも結構ございます、聞いております。しかし、まだ私への要請もございませんでしたから、そんな状態が続きましたので、まだAさんとはお会いしていない状況でございます。

次に、ルートに対し説明会はなぜ開かなかったということでございますけれども、旧高富町において、ちょっと記憶がないのでございますけれども、まだそのころは実際に実施するという機運が薄れていたかなというような感じもしまして、そんな状態が続いたのではないかとこのように思っております。

あと、最後に、重要なことでございますが、要望についての考え方でございます。これで二、三回、寺町議員も含めていろいろ御協議いただいておりますけれども、これは、

私個人といたしましては、山州市の将来の財政運営等を考慮しながら、そして、議員の皆様方にいろんなことを語りながら、いわゆる沿線地域の皆様にどのように御理解いただいて、そして、市民の皆様がこの工事をやってもいい、あの整備はしてもいいというような、そういう点が見出せればそういうふうに行うべきでありますし、私もそのように努力していくべきじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 再度、副市長にお尋ねします。

まず、今の答弁で、政治力についてはないということでしたが、仮に副市長はいわゆる政治家ではないからということであれば、市長には政治力があるんですね、市長にしかないんですけど。じゃ、市長はそれを発揮しているのかなということが、住民として、議会としては気になるところであります。

それから、説明会という話も出ましたが、旧高富では非常に膠着状態で困った当時の町長が主体的に設定したんですよ。完全に膠着状態が何年も続いたからやった。その後、2回目をやろうとしたときにちょっと事件があって2回目はできなかったけどということまでやっていた。しかし、山州市になってやっていないことは確かですよ。この違いは何なのか。事業がより近くなっているのに、行政としては欲しい欲しいと言いながら具体的な行動はしていないということが私は理解できないということでもあります。これは2番目のほうでもお尋ねしますので。

最後の4つ目ですけど、合意が成立するように努力すべきということで、今のことについて、具体的には触れないと、触れられないということを申し上げましたので、私の理解だと、今おっしゃったことは全く論点が違う。それについてはほぼ合意ができています。何ら別に議会の合意とか皆さんの合意なんか必要ない。そこはもう話は大体できている部分です、この部分までの。今、最後の2点ほどのところでひっくり返るかもしれない、どっちに行くかわからないよということを申し上げているんですね。そのことについてのお答えだったらそんな答えにはなりません。市は何も知らない、壊れてもいい、あるいは壊れないように頑張ります、どっちかしかないんです。議会とか市民の人がどうこうじゃない。そういう部分が、今、ひっかかっているわけです。そこを承知していないとしたら、やっぱりちょっとそれは問題です。承知していて今の答弁なら、それは改めてもう一回聞きますから、答えていただきたい。

そもそも私は議員という仕事をやっていて、いろんな多数の意見がある、それについては大体そのようにいきますからそれはそれで安心して見ていますが、他方で、少数の

方が困ったということが時々ある、そういうときにはやはりだれかが何かをしなければいけない、こう思っていていつもやっています。今回の特にインターができる直近の団地の人たち、周辺もそうですが、そこに象徴される、これは心配なんだという1つの声を何とか守らなければいけないと思ってやってきました。

そういう中でずっと来ているんですが、今回、皆さんがここで方針転換をしようと180度の方針転換というのを決めて、今話し合いをしている、測量拒否もトラストも撤回していいんだと言っているときに、行政がそれを、いわば言葉で言えばけるとしか言えないような、最後のところですから、もっといろんなことの段階ならともかく、煮詰まってきた最後のところでそれはけるに値しないことだと私は見るんですが、いずれそれが明らかになったらだれが見ても何でそんなことでけたのと言われるに決まっていますけど、そういうことで行政の責任は問われるであろうとは見ていますが。

ともかく、トラストの問題の解消のために、東海環状の計画のエリアの住民の皆さんの要望の実現に向けて、トップの行政の手腕、政治力の発揮に向けて、今まではやってきたとおっしゃるんでしょうけど、今まで以上の努力をすべきではないかなということのを改めてここで問いかけておいておく、その必要があると思っています。副市長にお願いします。

議長（後藤利丸君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） ただいまの御質問でございます。

先ほど私が申し上げましたのは、今の要望に関する事柄というんですか、協議が頂点に立っているから、それについて認めなさいということかなと思いましたがけれども、今、協議中でございますので、議員の皆様方も、どういう要望なのか、どういう内容なのかというのは御存じございませんので、私がそれを一々申し上げるのは時間もかかりますし、考え方も述べなければなりませんので、でも、私は内容を知っております。ですから、その点は、今お答えしたように、ああいう言葉で私は発言しましたがけれども、私は内容について前向きに進めていくべきだというふうには考えておりますが、やはり財政の問題もございますので、計画的に、あるいは必要なものから順番にとか、いろんなことが発生しますので、そういう意味でお答えしました。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今さっき手で図を示して、大体いろんな話は済んできたんですよ、ほぼ合意に。もちろん、金が要ることは予算がつかない、そんなことはみんな合意しているんです。わかっている。最後に違うことのハードル、それは行政的にずっと解

決できることなんですということで、何ら議会に諮る、予算がどうこうではないんです。そこは政治力でできることなんですよということを申し上げてお答えをいただきましたかったんですが、ずれてしまっていますけど、3回までしかできないので次に行きます、でも、そこでこけたらちょっともったいないですよと思いつつね。

2番目ですけど、東海環状の事業に対する市の姿勢と基本認識あるいは展望について副市長にお尋ねします。

この事業に関連する行政の基本姿勢など、こういった道路の計画の場合によく聞く言葉に、企業誘致、雇用の創出、地域振興、自治体の税収の確保、そういったメリットがある、あるいは課題があるというふうに言われます。東海環状について、旧高富町時代の10年間、合併後の山口市6年間の行政は次のように、まちの重要課題として位置づけています。

例えば、これは旧高富町のときにつくられた第4次総合計画、1999年、平成8年から10年間ですね。この厚い冊子の中にはまちづくりの基本施策として、その1として、東海環状自動車道の建設を基本としてというふうになっています、1番目に。しかし、中をよく読むと、一般的かつ抽象的な表現があるだけです。企業誘致とか雇用の創出、自治体の税収についても、ほかにも何も具体的な数字が示されていません。同じころに策定されたのが、高富町都市計画マスタープランというのがあります。これも同様なんですね、中を見ますと。2001年、平成13年に見直された高富町の後期基本計画、これの中を見ても全く同じことですね。

じゃ、合併した山口市はどうかということで資料を見ましたが、第1次山口市総合計画の基本計画ということで、2005年、平成17年から、2009年、平成21年、ことしまでというのがありますが、ここにも具体的には出ていない。数字は出ていません。同時期に策定された山口市の都市計画マスタープランというもの、これは、表紙の写真にまさに今の東海環状のインターと南北のバイパス、鳥羽川、このあたり、団地、そのままずぼんと全部かいてある。ちょうど市役所の玄関にかいてあるパース、これと同じものが出ているんですね。平成18年3月ですから3年半前ですけど、中には何も具体的な数字がないんですよ、都市計画マスタープランなのにね。

仮に、基本計画、総合計画、マスタープランには将来の細かい数字は載せませんよというふうな考えがあるとしたら、じゃ、基礎データはどこにあるのって、そこが当然疑問になってきます。

そこで、これらの計画の一番中心として深くかかわったのも、これもまた高富町時代から今の副市長であります。そして、現在の企業誘致のチーフも副市長ですので、そこ

でお尋ねするわけですが、まず1番目ですが、東海環状に絡んで、どんな調査予測、将来構想づくりをしたのか、それらの事業名、実施年度、経費、その成果を示されたい。

とはいっても、私が調べた限りでは、今のように、町や市の公的な文書や記録には、具体的な予測は何もない。そういうふうでいいんでしょうか。

3つ目ですが、最初に示したそれぞれの計画の下位の計画、あるいは根拠データ、基礎資料など、同様に具体的な数字、私が見ることができない基礎的なものを含めて、どうなんですか、数字はあるんですかということです。

それから、4つ目、この東海環状の西回りルートにおいて、まず1つ目として、事業主体の国、あるいは国をサポートし、事業費の3分の1も出すと言われる県、これは、西回りのルートにおいて、各自治体ごとの企業誘致、雇用の創出、自治体の税収等の現状と将来をどう予測し、説明会やいろいろなものでどのようにPRしているのでしょうか。

それから、2つ目ですが、実際に順番に工事が進んできて、供用の先行している御嵩町や美濃加茂市、その他の自治体、地域では、企業誘致、雇用の創出、自治体の税収、市域全体の経済的利益、これはどのような現状で今後具体的にどのような予測をしておられるのでしょうかね。

3つ目ですが、以前のことはともかく、今、山県市として、企業誘致、雇用の創出、自治体の収入、市域全体の経済的利益などについて、具体的にどのような数字を示されるのでしょうか。仮に、具体的な数字を出せないと、具体的なメリットや利益は予測できないというなら、東海環状をただ単に願望している、早くつくってくれと願っているだけだということになってしまいます。山県市の市民や団体にとって、山県市にとっても本当に意義があるのか、説得力のある予測のデータを示されたい。

どうしても数字が出てこないというなら、この際ですから、いろいろな情報を総合して概算を示していただきたい。

以上、お答えを願います。

議長（後藤利利君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） お答えします。

1点目でございますが、平成10年度から平成12年度のまでの3カ年、事業費は897万2,000円でございますが、高富町インターチェンジ周辺整備構想が策定されております。その構想を都市計画区域における用途の見直し等についての検討資料にしております。

また、平成17年度には、事業費は231万円でございますが、高富インターチェンジ周辺排水計画を策定しております。東海環状自動車道及び高富インターチェンジが完成する

ことにより、東浦地区の排水量がどのように変化するのか、また、将来宅地化が進んだ場合、その変化に対応でき得る排水ダムの必要性についての検討資料にしております。今後の落堀川改修計画の基本となります。

2点目でございますが、インターチェンジ周辺排水計画書があり、具体的な数字により排水計画を策定しておりますが、ほかの計画につきましては、議員発言のとおり数値はございません。

3点目でございますが、議員御発言のとおりでございますが、これも議員の御発言のとおりでございますが、数値はございません。

4点目の1つ目でございますが、岐阜県において「企業立地ガイド岐阜」が作成されております。本市関係では田栗地区の産業団地をPRしていただいております。また、東海環状自動車道西回り沿線地域づくり協議会で各種のデータが提供されておりました、概要についてはこの後でお答えしたいと思います。

続きまして、4点目の2つ目でございますが、御嵩町さん、美濃加茂市さんにお尋ねいたしました。ともにインターチェンジができることを前提に団地を造成したということでございますが、経済的利益など、今後の具体的な予測はしていないとのことでした。

4点目の3つ目でございますが、山県市として具体的な経済的利益額等を算出したことはございません。しかしながら、昨年、岐阜県が長期構想を作成されたわけでございます。その折に岐阜県の将来構想研究会で検討されました資料によりますと、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が、SCGEモデルというモデル試算がございますが、その試算された結果がございます。なお、SCGEモデルとは、地域間の所要時間が短縮されるとそれらの地域間の商品の輸送費用の低下、そして、地域経済の範囲が拡大することによって消費財の価格低下につながるという基礎理論から経済循環を考慮した経済モデルということでございます。これによりますと、東海環状自動車道の西回り整備により、岐阜県全体で生産額では4,830億円の増額効果があるとされております。

ちなみに、愛知県では1,260億円、三重県では2,030億円でございますが、岐阜県内でも岐阜地域や西濃地域の増加額が大きく、岐阜地域における生産額の増加額は約3,000億円が見込まれておりました、西濃地域では約1,300億円が見込まれております。岐阜地域に対する恩恵が最も大きいものと考えられます。

これらは岐阜地域全体の数値でございますので、山県市だけに特化した試算ではございませんが、仮に、岐阜県統計課による市町村民経済計算というのがございますが、これを用いて岐阜地域における山県市の生産額が占める割合から算出しますと、山県市に

おける額は約79億円ということで、これが今までの生産にプラスされるという数値を出しましたということでございます。

以上、答弁とします。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

1 2 番（寺町知正君） 改めて副市長に問いますけど、今の答えの中で、1 番目は、幾つかの計画はやっている。平成12年のインターチェンジの周辺構想、たしか1,000万円ぐらいかな、800万ですか、これは私も知っていますが、その後の排水計画のことは知りませんでした。またそれは見せていただくとして、2 番、3 番、具体的にはないよということですね。

4 番なんですが、実は、国や県のどのような認識かということについては、私は、7月の市役所の大会議室で開かれた3回の説明会、どれも聞きましたけれども、国、県、もっと具体的に言っていますね、沿線についてね。会場を提供している山県市がなぜ、少なくともそれと同じことがここで言えるでしょうという意味で、市のPRになると思って通告したけど、それすら出てこない。私は何か、市の認識が、国や県が経済効果があるよと言う、そのままに言うことすらちゅうちょしているのかなと思って今聞きました。国や県は平気で説明会でこんな実績ですと、過去のことを、沿線ごとに、ルートごとに、インターごとに言っていました。それが普通なんだと思うんですよ。それすら出てこなかった今の答弁、私は非常に消極的だなと受けとめました。いかに答えますか。

それから、御嵩とか美濃加茂、具体的な数値はないけれども、とりあえず、来ることを、インターができることを前提に団地の整備などもしたよということですね。

じゃ、山県市は同じようにずっと待っている立場ですが、そういう整備構想は進んでいるんでしょうか、あるんでしょうか、お尋ねします。

それから、最後の3つ目については、一番最後には79億円増というような話もありましたけど、ともかくそれは遠いところの計画を導いてきてという感じがするんですが、何か今の答弁を聞いても、やっぱり東海環状は欲しいよと、気持ちだけはわかる、わかるけれども、具体的な根拠はない、説得力がない、そうとしかとれない。言葉で言えばやっぱり消極的にしか映らないんですが、そのあたり、どういうふうに答えられますか。

議長（後藤利利君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） いかに消極的だということでございますが、私自身は積極的に活動しているつもりでございます。

と申しますのも、企業誘致も、先ほど岐阜県では産業団地をPRしていただいているだけだと申しましたけれども、今は、岐阜県の関係課、あるいは名古屋事務所のほうに

も出向きまして、山県市内に企業誘致できる用地について、写真つきで、それぞれの企業に御紹介いただけるように、赴いてPRをしていただきたいということをお願いしてまいりますし、今までも何回も行きました。そういうことで、皆さんの前でお話したことはございませんので消極的に見えますが、私は積極的に活動しているつもりであります。

そして、整備構想についてでございますけれども、これは、平成10年、旧高富町におきまして、市民の皆様で構成されるまちづくり委員会というのを組織しました。二十何名程度だと思えますけれども、そこでいろんな意見が出されまして、鳥羽川の改修、256の改修、あるいはインター周辺をどうしようか、どういうゾーンにしよう、どういうエリアにしようというような考えが続々と出されまして、その考えをまとめたものがこのインター周辺整備構想でございます。当然数値も出ませんし、市民の皆様の夢でございますので、それをまとめたものでございますので、今、私どもはそれを参考にしながらこの構想を生かしていきたい、保存していきたいというふうに思っております。

3番目に、先ほど申し上げましたけれども、やっぱりこれは民間のお力もおかりしながら進めなきゃいけないものでございまして、今、私が、こういう企業が来ますから、こういう企業は絶対来ますよというような説明はできません。私どもは、このエリア周辺はこういう便利なところ、こういうことがございまして、皆さん、来ていただけませんかという体制でもって今進めておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、再々質問が済みましたので、次、3つ目に行きますけれども、東海環状の事業に起因するいろいろな問題について、市民への対応、住環境への対応と、それについて市の責任という観点でお尋ねします。

ちょうどこれから述べたいところはインターの周辺の地域ということで、先ほど幾つか過去の計画を述べました、基本構想とかね。その中の1つに類すると言える、高富町の商工会がつくったもの、平成8年3月というのがあります。高富町商工業将来構想策定事業ということですね。これは委員14人、そのうち旧高富から6人の役所の職員、チーフの1人の副市長も当時企画課長として行っています。実質的に町の補助もあるし、町も一緒につくったようなものです。この中には、例えばこの役所の周辺は、新業務エリア、それから、商業エリア、そして、インター周辺、インターの北側、これから私がお尋ねしたいエリアの部分、そこは公園整備ゾーンというふうに一応エリア分けしてあるということですね。これは1つのそういうものがあるという紹介です。

質問ですけれども、インターや道路周辺の地域というのは、最重点地域エリアとして

指定するなどして、いろいろな環境の整備に努めるべきだという観点でお尋ねします。

最初に触れたように、地域の東西南北を道路が分断し、しかも、インターチェンジが予定されているのが西深瀬の尾ヶ洞地域です。ここには、尾ヶ洞自治会、尾ヶ洞南自治会があります。南と西を山で囲まれて地質的にも軟弱な地盤であり、市役所北側のあたりと同様、強い雨が降ると水が滞る、そういった常襲地帯です。暮らす人々の不安が最も高い地域の1つなんですね。

そこで質問ですが、1つは、さきの2番目の質問は、市全体が受ける利益、利便のことでした。一部具体的な数字もありましたけれども、それを市全体が受けるためには、道路建設地域、インター建設地域の人たちの多大な犠牲が前提であると私は考えますが、市はどのように考えるのでしょうか。

そして、2つ目ですけど、市がどう考えるのか、そのいかにかわらず、地域は多大な不利益をこうむる、これは事実なんですね。その事実の受け入れなしに先ほどの質問の市の各種のメリットは存在しないと私は考えますが、市はどうでしょうか。

3つ目ですけど、自治体としての山県市あるいは地域経済としての山県市、そして山県市民、これら地域に何をしてきたのか。これらのインター周辺、道路周辺ですね。そして、何をやる予定があるのかというところ。いかがでしょうか。

それから、4番目、ともかく市全体から見てこれらの地域は特別な地域に指定すべきだというふうに思います。具体的に、まず、東西南北を道路が分断し、しかもインターが予定されている尾ヶ洞地区は、最重要の対応地域、エリアとしてあるいは認識すべきではないのかということ、もう一つは、東西を道路が分断する東海環状の本線の建設、あるいは通過する東野台から尾右、そして八京まで、あるいは南北にバイパスが縦断する伊東とか中組、十王これらの地域は重点対応地域あるいはエリアとして認識すべきではないのかということをお尋ねしたい。

議長（後藤利丸君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） お答えいたします。

1点目でございますが、先祖代々受け継がれました土地家屋を東海環状自動車道建設のために御協力いただくこと、また、住みなれた土地を離れざるを得ないことなど、地権者の皆様方には多大な心の負担をおかけすることになりまして、日ごろから感謝の気持ちでいっぱいでございます。

東海環状自動車道建設予定地沿線自治会の皆様方には早期建設を望んでいる方々が大多数でございますので、私はひとえにもふたえにも、ただただ御協力をお願いする毎日でございます。

2点目でございますが、地域の皆様方の御要望は国、県に強力にお願いするなど、市としての努力は怠らないようにしております。皆様の温かい御協力により、山県市の活性化、発展につながるものでありますし、ひいては地域の皆様方の生活の安定につながるものと考えております。

3点目でございますが、国、県の計画に対し、地元市として関係地域の皆様方に御協力をいただくため、一生懸命御説明を申し上げてまいりました。そして、山県市東海環状自動車道建設促進期成同盟会、東深瀬東海環状自動車道建設促進委員会、西深瀬・高木東海環状自動車道及び国道256号バイパス建設促進委員会の2万3,300名余の皆様方のお力添えをいただきながら、地域がよくなるようにと格別のお骨折りをいただいております。

今後、市といたしましては、関係地域の環境整備等につきまして、議会の皆様方にもお諮りしながら検討を加えてまいりたいというふうに思っております。

4点目でございますが、議員御発言のとおり、認識しております。

次の御質問も同じように認識しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そうした認識のもとで国、県、市が強い連携の中で一丸となって沿線地域の皆様方に対応させていただいているわけございまして、今後も引き続きそうした認識でもって対応してまいりたいと。そして、御要望の排水対策あるいは環境問題に対してできるだけ御理解いただき、納得いくような方向で進めていきたいというふうに思っております。

どうか地権者の皆様、沿線自治会の皆様、そして、加えまして寺町議員の御理解、御協力を切にお願い申し上げますとさせていただきます。ありがとうございました。
議長（後藤利彦君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

議長（後藤利彦君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。24日に予定しておりました一般質問は本日すべて終了いたしましたので、24日は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利彦君） 異議なしと認めます。したがって、24日は休会とすることに決定いたしました。

25日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時36分散会

平成21年 9 月25日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 9月25日(金曜日)

議事日程 第4号 平成21年9月25日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)

議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)

議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第3 討 論

	議第55号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
	認第1号	平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第2号	平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について
	議第56号	平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)
	議第57号	平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
	議第58号	平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
	議第59号	平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議第60号	平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議第61号	平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議第62号	平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第4	採 決	
	議第55号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
	認第1号	平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第2号	平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について
	議第56号	平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)
	議第57号	平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
	議第58号	平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
	議第59号	平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議第60号	平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議第61号	平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議第62号	平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第5	質 疑	
	議第63号	美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結について
日程第6	討 論	
	議第63号	美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結について
日程第7	採 決	
	議第63号	美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結について
日程第8	発議第2号	山県市農業委員会委員の推薦について

- 日程第9 質 疑
- 日程第10 討 論
- 日程第11 採 決
- 日程第12 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第13 質 疑
- 日程第14 討 論
- 日程第15 採 決
- 日程第16 発議第4号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について
- 日程第17 質 疑
- 日程第18 討 論
- 日程第19 採 決
- 日程第20 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第3 討 論

- 議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

追加日程 厚生常任委員会に再付託する動議

追加日程 厚生常任委員会委員長報告

- 認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について(厚生関係)
- 認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)(厚生関係)
- 議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

追加日程 厚生常任委員会委員長報告に対する質疑

認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について(厚生関係)

認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)(厚生関係)

議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

追加日程 厚生常任委員会委員長報告に対する討論

認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について(厚生関係)

認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)(厚生関係)

議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第4 採 決

議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)

議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 質 疑
- 議第63号 美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結について
- 日程第6 討 論
- 議第63号 美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結について
- 日程第7 採 決
- 議第63号 美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結について
- 日程第8 発議第2号 山県市農業委員会委員の推薦について
- 日程第9 質 疑
- 日程第10 討 論
- 日程第11 採 決
- 日程第12 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第13 質 疑
- 日程第14 討 論
- 日程第15 採 決
- 日程第16 発議第4号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について
- 日程第17 質 疑
- 日程第18 討 論
- 日程第19 採 決
- 日程第20 議員派遣の件

出席議員(16名)

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 上野欣也君 | 2番 | 石神真君 |
| 3番 | 杉山正樹君 | 4番 | 尾関律子君 |
| 5番 | 横山哲夫君 | 6番 | 宮田軍作君 |
| 7番 | 田垣隆司君 | 8番 | 谷村松男君 |
| 9番 | 武藤孝成君 | 10番 | 影山春男君 |

11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	舩戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	山田利朗君	消防長	土井誠司君
総務部次長	城戸脇研一君	市民環境部次長	桑原正一君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	上野達也
書記	林強臣		

午前10時00分開議

議長（後藤利利君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

議長（後藤利利君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長 小森英明君。

総務文教常任委員会委員長（小森英明君） 総務文教委員会委員長報告。

本委員会は、9月15日午前10時から委員会を開催し、審査を付託されました所管に属する議第55号の条例案件1件、認第1号の決算認定案件1件及び議第56号の補正予算案件1件の3議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、認第1号 平成20年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（総務文教関係）では、職員研修事業の内容、交通安全対策事業の不用額の多い理由、小学校医報酬と中学校医報酬の児童・生徒1人当たりの単価の違い、消防施設整備事業における防火水槽撤去後の対応、地域ぐるみの学校安全先進地事業における地域の取り組みの状況及び交通安全や防犯用具の配布状況、小学校就学援助事業における生活保護世帯の有無、国際交流訪問団受け入れ事業に係る市ホストファミリーの組織及び援助の内容、広報やまがたのコンビニの利用状況及び利用の傾向、防災行政無線等の設備の点検頻度、点検内容及び点検費用、分団別消防団員数の増減の理由、議第56号平成21年度山口市一般会計補正予算（第4号）（総務文教関係）では、自治会集会施設建設事業補助金における対象自治会名及び補助金の根拠、自主運行バスにおけるバス路線各委託料追加の理由、中学校学校給食費における人件費の減額の理由、社会教育総務費における人件費の増額の理由など、質疑応答がございました。

採決の結果、認第1号につきましては、全会一致で原案どおり認定すべきと決定しました。

議第55号及び議第56号につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

続いて、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、委員会の取り扱いを審議した結果、採択を望む意見がありました。採決の結果、全会一致で採択し、発議として議長に提出することに決定しました。

以上、総務文教委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 続きまして、産業建設委員長 田垣隆司君。

産業建設常任委員会委員長（田垣隆司君） それでは、産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月16日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました認第1号及び議第56号の所管に属する決算案件1件、補正予算案件1件の2議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、認第1号 平成20年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（産業建設関係）では、農林水産業費の農業委員会会議の開催状況及び会議内容、畜産環境衛生事業補助金の事業効果、農業用施設改修事業の内容と施工箇所、野生鳥獣被害防止助成金の単価、捕獲確認状況、学校給食地産地消推進事業補助金、岐阜中央農業共済組合補助金及びぎふクリーン農業生産支援事業補助金の趣旨と支出先、維持管理適正化事業負担金の内容、費用対効果、美山漁業協同組合補助金の組合との交渉について、土木費の除雪委託事業の内容とその確認方法、河川除草委託料の内容、鳥羽川サイクリングロード施設整備事業の総事業費、事業評価の結論と市民への公表方法、木造住宅耐震補強工事費補助事業の申請に対する実施確認について、議第56号 平成21年度山口市一般会計補正予算（第4号）（産業建設関係）では、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業補助金の趣旨と内容、治山林道事業調査委託料の内容、登記手数料の内容及び未登記物件に対する今後の対応方針、農業経営基盤強化資金利子補給金の債務負担行為が今の段階で提出された理由などの質疑応答がございました。

採決の結果、認第1号については全会一致で原案どおり認定すべきものと、議第56号については全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 続きまして、厚生委員長 村瀬伊織君。

厚生常任委員会委員長（村瀬伊織君） 厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月17日と24日の2日間、午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました認第1号、認第2号の決算認定案件2件、議第56号から議第62号までの補正予算案件7件の9議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、認第1号 平成20年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生関係）では、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の不納欠損及び未済額の内容、後期高齢者医療特別会計の収入未済額、ハッピーライフ相談室事業のPR活動の内容、社会福祉協議会の人件費に不用額が生じた理由、放課後児童健全育

成事業の内容、生活保護扶助費の前年度比、環境保全監視員委嘱事業の内容、悪臭防止対策事業の場所と内容、粗大ごみ処理委託料の前年度比、高額医療費の請求手続の方法と内容、敬老会の余興委託料の内訳、議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第4号)(厚生関係)では、福祉医療費の過年度の償還金の内訳、子育て応援特別手当支援の内容、県政資料館改修工事の内容、職員人件費の削減額の市民税への影響と今後の見通し、(仮称)山県市新クリーンセンター運営管理委託業務の債務負担行為の内容について質疑がありました。

討論において、議第56号については、(仮称)山県市新クリーンセンター運営委託管理事業の債務負担行為を除いた採決に賛成である趣旨の反対討論があり、採決に先立ち、経費削減に関する事項について、市長に直接確認をいたしました。

その後の採決の結果、認第1号及び認第2号については、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定しました。

議第56号から議第62号については、全会一致で原案どおり可決すべきと決定をいたしました。

続いて、薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について、委員会の取り計らいを審議した結果、採択を望むの意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択し、発議として議長に提出することに決定しました。

以上、厚生委員会の審査報告とさせていただきます。

議長(後藤利丸君) 各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

議長(後藤利丸君) 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

12番(寺町知正君) ただいまの委員長報告のうち、厚生委員長の村瀬さんにお尋ねします。

今の報告の中で、個々の内容についてはともかく、進行上のことで、反対討論があったと。その後、質疑があり、また採決をしたというようなことが少し触れられましたが、もう少し全体の流れを確認したいのでお尋ねしますけど、通常の各質疑はあったということですね。委員長は質疑を終結という宣告をされて討論と。まず反対討論がありましたということで、先ほどの56号に対する反対討論がありましたね。すべての議案のうち

それについてだけ、藤根委員からありました。反対討論の後ですから、委員長は賛成討論はありませんかと発声された。だれもなくて、もう一回反対討論はありますかと聞くのが普通かと思うんですが、委員長はあえてそこで討論を終結しますと宣告されて、討論は終結しました。

順次、日程に従って採決に移りますということで、認第1号の採決が行われました。これは全会一致で賛成ですね。

続いて、認第2号、水道関係です。これの採決が行われて、これも反対はなく、全会一致でした。

不思議なのは、そこで突然先ほどの質疑に戻るんですね。会議規則上、委員長の宣告は後戻りはできない。一事不再議と同じような考え方ですね。質疑は終結した。そして、終結したものは再度、その議会で、その委員会ではあり得ない。討論に移った。討論の途中でもないんですよ。討論も全部終結した。反対討論が1つあった、56号にね。採決に入ったんだ。

ところが、飛び飛びで戻って、質疑に戻った。これ自体は明らかに会議規則に違反しているんですね。しかも、反対討論がある、反対討論をした人がいるのに質疑をし、さらにその後の採決では全部賛成、これは、明らかに結論に影響を及ぼす違法があったということですね。議事手続上、どんな解釈を見てもそうです。採決、委員会でも本会議でも、結論に及ぼす違法があった場合は、それはやり直さなければならない。決まっています。だけど、委員長はそれをされずにそのまましゃんしゃんと最後まで行って、先ほどの報告の採決の結論をされましたけど、これは、単なる途中の手続ミスではなく、許されない、もとに戻ってやり直さなければならない手続違法があった、採決、委員会の議決は無効であるというふうに私は思うんですが、委員長は、まず、その流れはこれでいいですよ、私の説明したことでね。それでいいかどうかということ。

そして、そこには議長もいたんですが、議長はそれを制止したのか、あるいは積極的にそう進めたのか、どちらでしょう。

3点目、議会事務局、局長以下、職員もいましたが、事務局局長以下は、それは違法ですよととめたのかとめなかったのか。いかがでしょう。

3つお聞きします。

議長（後藤利丸君） 村瀬伊織君。

厚生常任委員会委員長（村瀬伊織君） 1点目ですけれども、一応予定どおり進めていきましたのですが、委員の中から休憩の委員の中から発言がございましたので休憩を取り、休憩中に協議会を開いてほしいという意見がございましたので、寺町議員も傍聴し

てみえたとおりでございますけれども、一応休憩をとって協議をしようということで、協議の内容につきましては、委員の中から再度、市長に確認がしたいというような御発言がございましたで、私も議事の進行につきましては違法ではないとは思っておりますけれども、その中で、再度、市長に確認をしてほしいということを言われましたので、そういう結果になりましたので、議長に報告し、市長に委員会に出席していただくよう要請をし、そういう手続のもとにしたわけで、別に私は違法じゃないと思っておりますし、当然、手続上は議長に、市長の要請を、経緯につきましてはですけど、事務局側のほうからは、また、事務局にも相談をしなくて協議会に入ったわけなんですけど、3点目、事務局から違法や何か、それはありませんでした。

以上です。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 先ほど私が簡略に流れを申し上げたことでいいということのお答えでした。それから、議長は少なくとも、とめるというよりは、手続に従って、委員長と同じような立場だったと。事務局も何も言わなかったという答弁だったと思います。

では、再度お尋ねしますけれども、まず、1点、先に、今聞かなかったことで、先回のこの本会議の中間の質疑のときも思いましたが、特に今回の厚生委員会、2回の委員会を傍聴して思ってたんですけど、委員から、会派でこういう話があったと、答弁者も会派で説明しましたがという趣旨が幾つも出てきた。市長からもその言葉が出てきた。本会議ですよ。定例会に、委員会に会派は関係ないです。私は、その会議、一度も出ていないですよ。中身も知らない。そういう議場と離れた、定例会の正式の会議、委員会と離れた場で皆さんはそんな会議をされて、答弁者の答えをもらって議論しているんですか。それが堂々と本会議や委員会で出てきて、それは適法だと思ってみえるんですか。少なくとも私は議員として何もそんな話の中身は知らないですよ。どう思いますかということ、1点目ね。

それから、協議会で審査という答弁でしたけど、実際に協議会で、市長を呼ぶ呼ばない、そんなことの話が出ていいんでしょうか、決めていいんでしょうかということ、2点目です。

それから、3点目ですけど、先ほど直接違法かどうかは尋ねていないけど委員長は答えられましたが、もう一回確認します。手続の違法があった場合に、結論に影響を与える違法があったら、それは無効なんです、やり直さなければならない。これは一般的な社会のルールなんですな。

例えば、地方自治法に基づいてこの議会があります、地方自治体の議会はすべて。地

方自治法の2条には、この法律に基づいて行われたことで、違法なことは無効としますと、はっきり書いてあります。議会の会議規則、委員会条例は、自治法の百何条に定めていて、設置されています。山県市議会の会議規則、委員会条例を見てください。質疑、そこで一たん終わる。討論、一たん終わる。採決、終わる。1つずつ独立しています。後戻りは絶対ないんです。何もこれは山県だけじゃない。日本じゅうそうなんですよ。

それが、後戻りをして、しかも、結論を異とする、反対討論をした議員が実際にいたのに最後はそうじゃなくなったというような違法な手続がされた、市長もそこに加えて答弁もされているということですよ。議長もそこにいて何も言わない。事務局も何も言わない。これは、完全に結託して違法な状態を続けたと言うしかないんですが、委員長はそのことについてどうなんです。議会には、議会の裁量でやること、やらないこと、決めることと、違法な判断は議会が決めることじゃないんですよ。法律が決めることです。そこで確認。委員長は、今の説明したとおり、先ほどの進行は違法だと思わないんでしょうかということ、お尋ねします。

議長（後藤利利君） 村瀬伊織君。

厚生常任委員会委員長（村瀬伊織君） 初めの質問につきましては、会派が勉強会を開くには、余り多額な金額ということもあらかじめわかっておりましたので、会派で勉強するのは、私は、執行者を呼んでやるには、別にそれがだめだということはないと思います。

その次に、協議会の中でということは、執行部のほうに再度確認がとりたいということで市長に出席を要請したわけで、委員の中からそういう意見もありましたので、多額な金額でございますので、十分事業は始められておりますので、市長は答弁の中で極力努力はするということを言われたので、約束をすとかなんとかと言われた経緯もございませんので、その市長の意見が、今の反対されておる人にそのことが反映されたとは思っておりません。

ただ、条例に対して違反ということは、委員会の中で進めていく中で条例違反と言われればなんですけど、私は、違法ではない、順当に委員会の中の意見で進めてきたで違法やないと思っております。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 会派で勉強すること、個人の議員で勉強することは、それは大いに結構だと思います。私も何もだめだと言うつもりはないんですよ。勉強したこと、身につけたことの内容が質疑の中で出てくる、それもいいです、勉強ですからね。だけど、会派の会議でこんな話があったということを前提に本会議あるいは委員会の議論が

進んでいく、これは絶対だめでしょう。私はこういうことを執行者から聞いたからこれはどうなのと聞くのはいいです。会派の話し合い、会派の勉強会で行政側がこう言ったでしょう、だからこうと言うのは、それは明らかに逸脱じゃないですか、議会というものを超えてね、勉強というものを超えて。そこを確認したいんですが、それは今後すべてに通じるので。

会派で勉強することは大いに結構ですよ。だけど、会派のことを前提に本会議で質疑する、執行者まで答弁する、市長まで会派でと言って答える、そんなことは許されない。その線引きをきちっと議員も執行者もしなければならぬんじゃないですかということをお願いしたんですよ。

勉強することはいいですよ、個人でも議員でも会派でもね。だけど、本会議、委員会という正式な場では、そこを離れて1議員としてしなければならないでしょう。という線引きをしっかりとしてほしいんですが、改めて委員長にお聞きします、今後も委員長を続けられるのでね。

それから、違法ではないということ、再度個人の見解を述べられました。他の委員もいいと言ったんだということでしたが、くれぐれも言いますけれども、裁量に及ぶ部分については、議会や委員会、委員長の判断でいいんですよ。だけど、法律が、これはだめですよと、あるいはこうしなさいよと言っていることは、それはだめなんですよ。

ということで、改めて最後にお聞きしますけれども、無効な委員会の決定を先ほど報告されましたが、それを前提にしたこの本会議の議論も、委員長報告がこうでありますというふうに議長は手元のレジユメには書いてあるんですけど、それ自体は違法ですし無効なことになるわけですが、それでもいいんでしょうか、委員長。

それから、もう一点、私は、議長はそこにいるから議長はちょっとおいておいても、事務局というのは議長を補佐するのが本当の仕事でしょう。そうなのに、明らかに、会議規則、委員会条例に反したことが進行していくときに、なぜとめなかったのかということの責任は重いと私は考えています。仮にそういうことは知らなかったというなら、それは事務局の怠慢ですよ。

委員長は、そういうときに事務局にしかるべき職務をさせる責任があるんでしょう。その点、いかがですか。

議長（後藤利彦君） 村瀬伊織君。

厚生常任委員会委員長（村瀬伊織君） 暫時休憩をお願いします。

議長（後藤利彦君） 暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

議長（後藤利丸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

村瀬伊織君。

厚生常任委員会委員長（村瀬伊織君） 1点目の会派の審議の中にというのは、いろいろこういう重要案件につきましては責任のある問題でございますので、会派で勉強したことが議会の中で反映されるのは、私は別に問題はないと思います。

2点目の違反とかということにつきましては、私は委員会の中の協議の中でやっていったので、別に当初申し上げたとおり違法ではないと思っていますので、山県市の委員会の中で、進行上、大事な案件でございますので、やはり採決するにはいろいろ協議をしながら、この補正案件につきましては、56号につきましては、採決に入りましたけれども、一度やはり市長に確認がとりたいという部分もございましたので、そういうふうで、私は委員会の中での協議の結果でございますので違法はないと思っています。

議長（後藤利丸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

日程第3 討論

議長（後藤利丸君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第55号から議第62号までの10議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論、どうぞ。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今回の議案のうちの議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第4号）に反対する立場で討論いたします。

今回の補正予算全般、中身はいろいろとありますけれども、その中でもクリーンセンター関係の債務負担行為、15年間で六十数億ということについてのみ反対するということで、討論を順次いたします。

まず、今回のここに提案されているこの議案、先ほどの委員長報告のときにも委員長にお尋ねしましたけれども、厚生委員会関連の部分、56号、すなわちクリーンセンター

の関係というのは、付託された厚生委員会で適法な討論、採決という過程を経ていない。しかも、それが結論に影響を及ぼす手続の違法、瑕疵があったということで、それは無効である。これは通常の、どんな本を見てもそうです。議会の運用の解釈、運営の解釈、それから一般の日本の法律概念、すべてそうですけど、無効になるということですね。そういった中で委員長はあえてこの討論に入っていくということは承知の上でされているので私も仕方なくここで討論せざるを得ないわけですが、まず、そういう前提の委員会からの報告であるということ、手続上違法な委員会報告であるということから、私はその時点で、まずその点について反対とします。

それから、中身について具体的に述べますけれども、そもそも今回の議案は非常に長い将来まで、しかも多額に市の負担を約束させるということで、他の議員の皆さんと話をしたり聞いていても、非常に慎重な議論がされるであろうと、恐らくこの議会ではこの債務負担部分だけは通らないであろうと、もっとじっくり審査したい、時間がないという声が強かったので、私はそう思っていました。そういった関係で手持ちの資料の整理も特別していなかったんですけれども、厚生委員会が、17日でしたか、第1回が結論を出さずに期日を延ばしたということで、大型連休明けの昨日、第2回目の厚生委員会がありました。そこで、私も当然、債務負担だけはのけて、他の補正案件は可決し、債務負担関係についてはさらに審議を尽くすという結論であろうと思っていたんですが、あに図らんやそれが、先ほど委員長報告でも流れも述べましたけれども、全会一致でそのまま採択、採決されたということですね。

その後、控室で他の議員の皆さんとも話していても、どうも与党としてはそうせざるを得ないよというニュアンスが聞こえてくる中で、資料をちょっと整理してみました。そこで、具体的に、手持ちの市の公文書、あるいは、今回、焼却施設をつくるということで機種選定委員会というのも公式に設けられて、そこにいろいろな市の資料が提供されて委員さんたちも機種を決めていった、そして、実際に一昨年から契約し、工事も始まっていたという中で、どういった資料があるのかということが1つです。

そして、この議会では非常に多額なものがごく短期に、それこそ11月から動き始めるのにというような中で審議が尽くせない、資料が出てこないという、いわば議会側、議員側からの不満、これでは審議できないよという声が実際にあったわけですね。議会中も十分な説明がされていないという中で、資料をずっと点検しますと、市の公文書の中に随分答えが出ていました。私は驚きましたけれども、すなわち、それらの説明がされていない、資料が出されない、あるいは、資料から見たら虚偽の説明がされている、それは、明らかに違法な手続を生じさせる執行者の態度だと、説明だと思えます。

そこで、1つ、最高裁判決まで出ている案件について紹介し、その立場で、今回の質疑の中身、それから執行者の提案を整理していきたいと思っています。

紹介する判決は、1993年の5月に京都で提訴された住民訴訟ですけど、ある広大な開発の土地をどうするかというときに、開発が中止になって、京都という景観を大切にす
るまちからは非常に困る、市がそれを買って上げて処理しようという議案が出たんですが、市議会にはごく時間がないときにぼんと出されて十分な説明がされなかった。しかし、議会の批判がある中で可決されました。住民訴訟で2001年2月16日に地裁は元市長に4億6,000万ほどの返還命令を出しました。それは、十分な審議がされていない、市議会の議決に基づいた支出であっても、その議決に至るまでの審議が余りにも性急であって、議決があるからといっても公金支出の違法性が消滅するものではないと判決に書かれています。

控訴審、どちらも控訴しましたので、2003年2月6日に出ています、大阪高裁で。これは、地裁と同一の判決なんですけど、まず、損害額、地裁は4億でしたが、21億の全額を返還しなさいという命令です。議会への十分な説明や資料の提出を怠ったというふうに認めているわけですね。そして、最高裁では2005年9月15日に、市長側の申し立てを却下するという判決で確定しています。

こういったことで、行政が議会に提出するときの資料、説明、これは十分なされなければならない。時間も必要であると。それが怠った場合には違法となる、それ自体違法となるということがあり得ます。

そういった観点で、今回の議案を見えます。

私から見ると、あるいは他の議員もそういう思いがあるんでしょうけど、非常に、時間、議会に説明する、提案するのが遅いのじゃないかと、もっと早くできたんじゃないかということでもあります。昨日、委員会に出てきた資料からは、昨年あたりからコンサルからもこんなふうという資料があったようなニュアンスがありという感じですね。少なくともことしの春にはというような資料も出てきました。それで十分かどうかということの検証も、この後、説明いたします。それから、十分な説明をしたのかということ、あるいは間違った説明をしていないのかという、この大きく3つの観点で経過を整理したいと思っています。

まず、長期包括委託契約ということですけど、これについて、通常は、山県ではまだなかったのが新しい概念ではありますけど、読んで字のごとしです。これについて委員会に出された資料では、昨日の厚生委員会に出てきた資料で、まず、1号という1番の資料、クリーンセンターの建設工事の経過についてという資料があります。これの1ペ

ージ目の一番下、4番目に、長期包括委託支援業務と、(1)平成21年3月11日ということ、ことしの春の予算議会で議案の中でその説明をしましたよというところから始まっていて、次のページにはことしの8月のこと、9月のことなどがある。いわばこの春ぐらいから出てきたんですよということを伝えたいような資料ですね。

しかしですよ、例えば、私が資料を今回ずっと、何千ページの中で見てきたものですけど、支出命令兼復命書、市の文書です。期日、平成19年4月18日ですね。2年半前です。4月18日。これは、環境関係の視察です。郡上のクリーンセンター施設を、市民環境部長、環境衛生課長、クリーンセンター所長、ほか市職員2名で視察と書いてあります。4月19日付ですね。

この施設はということで説明がありますが、ごみ処理能力75トン、24時間操業、2炉ですから、37.5トン、24時間の2炉、大体山県の倍ですね。こういった施設です。この事業費、建設造成費、その他30億2,000万円という資料。それから、処理対象物は、通常のごみとか下水の汚泥、それからあわせ産廃、焼却灰、これも山県と同じものが想定されていますね。施設についてですけど、日本ガイシに委託ということ、これは建設したところですけど。委託社員という者、22名で4班2交代、22名ですね。年間委託料、ごみ処理で1億1,600万円、こういう資料がちゃんと市の復命書にあります。

契約方式ですが、単年度随意契約とあります。市が問い合わせた事前の説明に対する答えですけど、長期包括的運転契約は行っていないという郡上の回答ですね。市の職員の復命を読んでいきますと、3年間の担保保証が終わった後、施設の運転・維持管理費など、合わせて毎年3から5億円程度必要になるだろうと予想しているということをお勉強して帰ったということですね。

議長(後藤利丸君) 寺町知正君、討論を簡潔にお願いします。

12番(寺町知正君) これは、こういう資料を説明していないんだから、皆さんにも知ってもらふ必要があるでしょう、議決するのに。討論は、議員の皆さんに意見を聞いてもらふ必要がある。本当は執行者がこの資料をみんなに配らなきゃいけないんですよ。たくさんありますよ。簡潔にやっていますから。

市の職員の感想ですよ。ことしより建設して、将来、施設の運転・維持費に郡上のように経費が必要になるため、中長期財政予測を立てなければならないと痛感したと書いてあるんですよ。それは当然ですね。

その中の要点の幾つかを述べますけれども、おおむね山県市の先ほど述べた2分の1ということでありまして。その中で、例えば市が事前に幾つかの質問をしています、先ほど言いましたけど、処理対象物の中に焼却灰もあると言いましたけど、掘り起こし

焼却灰、それもちゃんと郡上はやっていますという回答です。焼却炉の運転は委託、設計施工業者に委託と書いてあります。委託社員の人員、これも別表があります、後で説明しますけど。運転契約は単年度委託契約ですね。担保期間に限り随意契約、担保期間後の契約方法は未定というふうになってはいますが、市が聞いた質問は、長期包括的運転契約については現状は行ってないということと、2番目、今後行う予定は現在のところないというのが郡上の回答でした。

市はそういう勉強を、2年前の4月、2年半前にしてきたわけですね。その報告書もあるわけです。なぜこの9月に突然出てきたかということが非常に疑問になってくる1つの根拠です。隠していたんじゃないでしょうかと私は思う。

それから、今回、議会が始まる前後に、事前に配られた今回の議案の説明資料というのが2つあります。1つは業者から出てきたもの、もう一つは市がなぜこのように高くなったかということの説明資料ですが、3ページのものですね。

事業委託費の検討についてという中の2ページに書いてありますけど、高くなる理由はということで、焼却灰の溶融を新たに行うことに伴う経費増、2点目、ダイオキシン類の削減対策としてエネルギー回収推進施設及び灰溶融炉の24時間連続運転を行うため、2直4班の人員体制になる人件費の増ですというふうに説明されている資料があります。

じゃ、その1つの、まず24時間運転のことですね。これはほとんど、24時間運転ということは作業人員の増だということに裏表の関係です。まずそうですね。24時間運転、これはダイオキシン対策ということが大前提ですね。十数年前から国が、小規模な焼却炉はだめですと、それから、24時間運転してダイオキシンの発生を抑えなさいということで、日本じゅう24時間体制でいく。特に溶融炉はそうなんですね、毎日消したりつけたりなんてことはしませんから、炉に負担もかかる、経費もかかるということで。

ですから、そもそも市の事前説明資料の24時間体制になったから高くなったんですよは違う。もともと24時間体制ですべて山県市の計画は進んできています。この理由は、だから、間違っていますね。先ほどの資料、郡上の資料でも郡上市はちゃんとそのように24時間体制で組んでいますが、何人か。22人ですね。4班で2直体制です。山県と一緒に。総括責任者が要り、副総括責任者があり、運転班がい、搬入班があり、それぞれ分担しています、22人。75トン、山県市の倍ですよ。

そういうふうにして、単年度随意契約でやっているのが郡上市です。人数はずっと少ない。山県が最初37人と言われた。それを29まで減らさせたというような趣旨の答弁もありましたが、郡上は倍のものを22人で動かしているんですね。

それから、さらに、24時間、あるいは人員の問題ですけども、山県市が、平成18年、

2006年に委託契約を行っています。それは、中日本コンサルタントに対してクリーンセンターの整備計画の見積発注仕様書作成業務、平成18年の8月に発注しています。その年度末までに出しなさいということです。この中の、2の4の18ページという部分、これを見ますと、運転人員が書いてあります。ストーカーと灰溶融方式という場合の想定ですが、日勤5人、直勤20人、合計25人、4班体制とあります。25人ですよ、この段階でも、そして、この資料は機種選定委員会にもほとんどすべてスライドして提供されていますから、選定委員会もそのような認識を持っていたと想像されます。

それから、他の機種についても人員体制はあります、21人とか22人とかね。そういう資料を18年度中に山県市は手に持っていたわけです。これと比べて5割増し、今回のもともとの日立の提案じゃないでしょうか。そして、選定委員会でもその資料は委員さんたちが見ている、議事録に残っているかどうかはともかくね、私はそこまで知りませんけれども。

それから、もう一点の問題、灰溶融をすることになったから高くなりましたという説明ですけども、じゃ、先ほどの、2006年、平成18年のクリーンセンターの見積発注業務の中に、これまた出てきます。

まず、埋め立ての可能性という問題がありましたね。議会の特別委員会で私は何度もそのことを聞いた。灰溶融の必要性、埋立地の延命を図りたいと、再溶融させて、今埋めてあるものを戻して、もう一回溶融してコンパクトにして戻す。そのことによって延命したいんだという説明を何度も聞きました。ところが、この議会のころからは、それが当時は想定されていなかったの、延命化もできないと。10年後ぐらいにはまたいっぱいになりますよという答弁がありましたね。明らかに違っている。

具体的に、じゃ、18年のコンサルの出したデータを見てみます。これは選定委員会の資料のほうがわかりやすいので、選定委員会の資料の3の14ページというところなんですけど、今の再処理のことについて書いてありますが、最終処分の掘り起こしごみは、破碎、磁力選別、成分選別などの前処理が必要であるというのがストーカープラス灰溶融方式、それから、コークスタイプの直接溶融については、掘り起こしごみは特別な前処理は必要ない云々と書いてある。それから、もう一つの選択肢の酸素タイプ、直接溶融の酸素タイプについては、ストーカー灰溶融と同じように、前処理が必要と。でも、どちらもできますよと。前処理の部分だけなんですよね。できるという前提で機種が選ばれているんですよ。しかも、コンサルの18年の報告にもちゃんとそれは出ている。選定委員会もそれを見ている。そして、機種を選定している。わざわざ山県が選択しているストーカープラス灰溶融方式についての評価結果が出ているんですよ。それが2年後

になって、そんなことは当時想定されませんでした、試算されませんでした、これは、明らかにうそです。議場で虚偽の答弁がされています。

それから、じゃ、将来維持費というもう少し大きな観点、今回の一番のわかりやすい争点ですけど、これについて見てみますと、先ほどのコンサルへの18年の委託の報告書にこれもまた出てきますけれども、ページでいくと2の4の19ページという資料があるんですが、例えば、ここには、経済性ということで運転経費総括という最終まとめが出ているところがあります。ストーカー方式プラス灰溶融、しかも、これは、コンサルも選定委員会もそうですが、最終的に18トンの2炉、24時間体制を選ぶに当たって、30トンの24時間1系列、それから、18トンの24時間2系列、いろんなパターンを見て試算した。その中の最終の今の18トン、24時間2系列なんですね。その試算費用、年平均、中間処理最終処分経費合計、2億8,600万2,000円という数字が出ています。

これが、コンサルが出し、同時期選定委員会に出された資料です。2年前ですよ。2年半以上前です、18年といたら。市はそれをわかっていたわけでしょう。なぜ今それが出てくるの。しかも、上がる理由、灰溶融でちゃんとこれだけの数字が出ているのに、先ほど申し上げたように、処理上の再処理もした上での費用ですね。ということがある。

それから、機種選定委員会では、もう少しこれを単価統一までしています。その数字を申し上げます。

議長（後藤利彦君） 簡潔にお願いします。

12番（寺町知正君） 賛成した議員にこれがいかにおかしかったかを伝えるのが私の仕事ですから。執行者が説明していないんですね。虚偽の説明をしているわけですから説明させてください。

選定委員会にはここの議員も2人入っていますし、民間の方も入っています。これらを、資料を見ているわけですよ。例えば5の28ページ、ここは、先ほどの申し上げた数字、総括運転経費、運転の2億8,602万、これは、原表、もとの表という数字として出ています。選定委員会ではさらに単価統一という表をつくっています。これは当然コンサルが出したんでしょう。ここでは、単価統一ということによって、1つ得ることによって、ストーカーの灰溶融、18トン2炉、2系列ということで、7年間の合計、それから平均値なども出していっています。そういった数字が5の42ページに出てきていますけれども、2億9,265万4,000円という数字が出ていますね。これが機種選定委員会を通っているわけです。このように、いろんな資料がある。しかし、この議会で説明されていない。しかも、これは2年半前に出ている数字なんですよ。

〔発言する者あり〕

12番（寺町知正君） こういう資料がある。

〔発言する者あり〕

議長（後藤利邦君） 暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時54分再開

議長（後藤利邦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたしますが、寺町知正君、本当に簡潔にひとつよろしくをお願いします。

12番（寺町知正君） それから、次、昨日の委員会で出てきた、今後、市が進めようとする契約案についてですけれども、例えば契約案にもいろんな問題点がある。しかも、未検討がある。これは、細かい維持管理をどうこうするというよりも、経費にもかかわる、責任関係にもかかわるといふことで、重要な点の議論もありました。

私のメモですけど、例えば契約案の2条4項、追加の費用が発生した場合に、合理的範囲を超える部分はどうするのか。まだ検討中です。議案を通してから検討って、それは無責任だと思いますよ。

それから、3条、責任限度額という、これも非常に重要なものですね。損害賠償のときですね。委託料総額の150分の1を超えて市は賠償責任を請求しませんよと、権利行使しない。150分の1ですよ。一体どうなんだろう。

例えば下水道を事業団に委託するとき、市は損害賠償15%ということ協定で結びましたよ、15%。150分の1といったら幾つですか。0.幾つですよ。これもまだ精査していないというのが答弁なんですね、市の。

それから、4条、契約保証金について今後検討するという、こんな重要なことですよ。

それから、5条の2（2）、もし相手が破産したときどうするのかと。破産した相手に損害賠償を請求してもとれないことはわかっていますから、答弁は保証協会の保証金でしょうぐらいでしょう。

例えば、このようないいかげんな状態で議案に出して、債務負担をとって、11月から云々、もう時間がないんですよという、余りにも議会を無視し、説明をしていないというふうに考えます。

それから、中間日で私が市長にも聞きましたけど、天下りということについて、今回の昨日の議会の中でも、委員会でもありましたが、職員が退職をして就職する、これをすべて天下りと一般的にいうわけじゃないんですよ。市長も議場で、答弁で、職員が再就職するかはその人の判断ですという趣旨を答えられましたが、天下りというのは、国

の役人について言うことが多いんですが、地方公共団体でもいます。それは、幹部クラスの職員が退職後に関連団体や出資法人に行くことなんですね。幹部クラスの職員なんです。一般の職員が再就職するということじゃないんですよ。幹部職員が、いろんな計画づくりをしっかりやって、業者と市の間に入っていた人が再就職、それが天降りなんですよ。一般の職員とは違うんですよ。そういう意味でも、今回の債務負担も含めて、過去の経過も含めて、非常に私は疑念を強く抱かざるを得ないのではないかと。しかし、市はそのような観点を少なくとも公にされていない。そういったことですね。

先ほど申し上げたように、判決にも照らして、十分な資料を提供しないとか、虚偽の説明、そのずれを説明しないということ、これは、やはりかつてこの議会で私は一般質問でしました。それに対する環境の部長の答え、それは、当時の想定される範囲のものとして額を試算したものです、市の職員が。10年間で26億5,000万円だというふうに2005年の12月議会で答弁されている。これを15年換算すれば約40億円、それが今回62億ということですから、非常に高額になったということの合理的説明がこの議会でない。結論だけ、業者がこれだけ言ってきましたと、最初37人でもっと高く言ってきましたと、そしてそれを交渉して、2回3回交渉してここまで下げましたとしか言わない。すべて業者の言い値だとしか映らないわけですよ。そこを説得する執行者の説明、合理的な説明とか資料提供がない。そういう意味でも、先ほどの判決に照らしても、これは違法な状態で議決されるというふうに言うしかないわけですね。

最後にしますけれども、今回、現状より1億5,000万ぐらい高くなるよというのが大ざっぱな趣旨だというふうに見ます。この1億5,000万って、毎年出しっ放しなんですよ、ごみ処理に。それ自体からはほとんど何も生まれてこないんです。でも、じゃ、山県市の財政の中で1億5,000万あったら、例えば子供たちの医療費、多分18歳ぐらいまで全部無料にできます。そういうふうにしたら、これはいろんな人が言います、新しい人がどんどん来ます。ふえてきます。人口がふえる。土地が売れる。家が建つ。家が建てば産業だって振興できる。建設業者だって、いろんな人たち。そこに財が落ちるんですよ。新しい人が来る。活発になる、まちが。市の固定資産だってふえるんですよ。そういうふうにする1億5,000万は生むものがいっぱいある、返ってくるものがある。だけど、今回の1億5,000万は出しっ放し、日立に渡しっ放しの上乗せなんですよ。これは絶対容認できない。最低部分はともかく、のけて、こんな形の契約では、生きたお金じゃないものを毎年出す、そこは到底納得できません。

以上をもって私の反対討論といたします。

議長（後藤利元君） 暫時休憩をいたします。議場の時計で11時20分まで休憩いたします。

す。

午前10時58分休憩

午前11時20分再開

議長（後藤利元君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

暫時休憩をいたします。議場の時計で1時30分より開会いたします。

以上です。

午前11時20分休憩

午後1時30分再開

議長（後藤利元君） 暫時休憩を解き会議を再開いたします。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

小森英明君。

14番（小森英明君） 動議を提出します。

さきに厚生委員会に付託されました9議案について、厚生委員会に再付託することを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） ただいま、小森英明君から、さきに厚生委員会に付託した議案について、厚生委員会に再付託するとの動議が提出されました。この動議は、賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。ただいまの厚生委員会に再付託する動議を日程に追加し、追加日程として議題に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、厚生常任委員会に再付託する動議を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩します。

午後1時32分休憩

午後2時00分再開

議長（後藤利丸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

暫時休憩します。

午後 2 時00分休憩

午後 2 時30分再開

議長（後藤利丸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

厚生常任委員会委員長報告の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、厚生常任委員会委員長報告の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

厚生委員長 村瀬伊織君。

厚生常任委員会委員長（村瀬伊織君） 厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月17日と24日の2日間、午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました認第1号、認第2号の決算認定案件2件、議第56号から議第62号までの補正予算案件7件の9議案を議題とし、審議を行いました。

また、この付託案件については、再付託の動議が成立したことから、本日再付託され、再度審議を行いました。

17日と24日の質疑において、認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生関係）では、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の不納欠損及び未済額の内容、後期高齢者医療特別会計の収入未済額、ハッピーライフ相談室事業のPR活動の内容、社会福祉協議会の人件費の不用額が生じた理由、放課後児童健全育成事業の内容、生活保護扶助費の前年度比、環境保全監視員委嘱事業の内容、悪臭防止対策事業の場所と内容、粗大ごみの処理委託料の前年度比、高額療養費の請求手続の方法と内容、敬老会の余興委託料の内容、議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第4号）（厚生関係）では、福祉医療費の過年度の償還金の内訳、子育て支援特別手当支給の内容、県政資料館改修工事の内容、職員人件費の削減額の市民税への影響と今後の見通し、（仮称）山県市新クリーンセンター運営管理委託事業の債務負担行為の内容について質疑応答がありました。

本日の委員会では、質疑、討論もなく、採決の結果、認第1号及び認第2号については、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定しました。

議第56号から議第62号については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、薬害C型肝炎・ウイルス肝炎患者の救済に関する意見書の提出について、委員会の取り計らいを審議した結果、採択を望む意見がありました。採決の結果、全会一致で採択し、発議として議長に提出することに決定しました。

以上、厚生委員会の審査報告といたします。

議長（後藤利元君） 厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいまから、厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

厚生常任委員会委員長報告に対する討論を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、厚生常任委員会委員長報告に対する討論を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいまから、厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

議長（後藤利丸君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第55号から議第62号までの採決を行います。

最初に、議第55号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

認第1号 平成20年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

認第2号 平成20年度山県市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議第56号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議ありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（後藤利丸君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第57号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいた

します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第58号 平成21年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第59号 平成21年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第60号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第61号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利利君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第62号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利利君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 質疑

議長（後藤利利君） 日程第5、質疑。

質疑は、18日に議題となりました議第63号 美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

小森英明君。

14番（小森英明君） 資料6の議第63号ですけど、この中の2ページにあります指名8業者中7業者が辞退したというふうになっておりますが、これは業者の選定が間違っていたのではないかと思うわけですが、それとも指名から入札までの日数が足らな間で間に合わないとか、いろいろあると思いますけど、どういう理由なのか教えてもらいたい。

それから、1業者の入札は、担当者の方は教育委員会の事務局長ですけど、これはちょっとおかしいことはないかと、そういうふうには思われなかったかどうか、そのときの思いをお聞かせいただきたい。

それから、3つ目に、指名業者の中にはこれだけ多くの備品を当初から納品できないというような業者が入っていたのではないかと思われるんですけど、そういうことはなかったわけですか。よく調べられた結果なのかということと、それから、4つ目に、7業者の辞退理由、それぞれにあると思いますので、その理由をお聞かせいただきたいということです。

それから、5つ目に、備品ごとの単価は入っていないわけですけど、入札をされる際にはこういうものは入っておるのかどうかと。それとも総額だけを入札されたのかどうかということもお聞かせください。

それから、6つ目に、1業者だけだと一番安いといえば一番安いんですし、一番高いとも思われるんですけど、そういう点はどう思われますか、お聞かせください。

以上です。

議長（後藤利利君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の、7業者が辞退をして、業者が間違っていたのではないかという御質問でございますが、これは、当市に指名願が出ております実績のある業者8社、うち2社は市内業者でございますが、これだけを指名しております。それで、平成17年度に高富中学校の改築工事がございましたけれども、そのときの備品購入につきましても一応8社指名しまして、そのときの8社のうち6社が今回と同一の業者ということで、そのときは8社すべて応札をしてございますので、業者選定を間違っていたということにつきましては思っておりません。

それから、2点目でございますけれども、入札の関係でございますが、これは入札の関係ですので、後ほど総務部長より答弁をさせていただきます。

それから、3点目の、当初から納品できない業者が入っていなかったかということでございますけれども、これは、指名した8社につきましては、今までの実績から見まして十分納品ができる業者であると考えております。

それから、4点目の7業者の辞退の理由ということでございますけれども、これは、予定価格を公表しているため、指名した各業者が私のほうから提示しました仕様書をもとに積算した結果、事前に公表してございます予定価格との比較で辞退をされたものと思っております。

5点目の、備品ごとの予定価格の単価は入っていないかどうかということでございますけれども、これは、予定価格は購入予定備品すべて一括の金額で、きょうの資料にもつけてございますが、税抜き予定価格3,060万円のみ公表でございます。個別の備品ごとの予定価格は入ってございません。

それから、6点目でございますけれども、1業者だけの入札で一番安いとも高いともという御質問でございますけれども、今回の備品の設計金額及び予定価格から見て、1社のみのお札ではございますが、請負率88.0%、対予定価格では92.7%ございました。これは適正な価格の範囲ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 2点目の御質問の入札をされた業者が1社だけだということ

でございますけれども、これは基本的には入札でございますので、市の契約規則ですか要綱によりまして適正に入札をしておるものでございまして、結果的にこういった状況になったわけでございます。

その原因といたしましては、辞退をされるということは、先ほど辞退の理由の中で御説明申し上げましたが、予定価格を公表しているためにこういった結果になったのではないかとございまして。これが予定価格が公表されていなければそれぞれの8社の方が入札をされてみえるわけでございますけれども、それぞれ予定価格を定めておりますので、そうした結果、積算されたその中の予定価格に達しなかったということで辞退を試みえたのだと思います。

それで、予定価格以上になりますと、投函をしていただきますと失格になりますので、そういうことだと思えます。

それと、前回の高富中学校のときの備品の購入の状況を調べてみましたら、前回は予定価格を公表していませんので3回行ってございまして、1回目は全員の方が予定価格以上でございましたけれども、2回目は3社が辞退されて3回目は6社が辞退されたというようなことになりまして、そういった予定価格を明示しておることによってこういった結果になったものと考えております。

そういったことから、入札は当然、それぞれ8社すべてが入札はしてみえまして、この辞退というのはその中に辞退という表示がされておったということでございまして、入札は正当に成立をしておるものでございます。

議長（後藤利彦君） ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、資料をもとにお尋ねしますが、まず、この議案の資料で細かい備品が、数量とか単位、名称もずっと書いてありますけれども、これは最終的に入札にかかったときの品々というふうですね。昨年の秋から冬ごろにずっと予算を積んでいられる中でいろんな備品を検討された原案があると思うんですが、そのころの予定した各備品あるいは数と、今回実際に入札にかかった確定段階では、品物、数量的にずれがあるのかなのかということ、いかがでしょうか。

それから、今、入札の辞退どうの質問と答弁があったわけですが、業者の選定、指名の基準、これは何を根拠に8社を指名されたのかということですね。先ほどの答弁の中で市内業者が2社ということでしたが、どこがその2社かということとあわせて説明してください。

それから、もう一点ですけれども、予定価格のこの資料で言いますと、入札書比較価

格という3,060万円は事前公表していますというお答えでしたが、いつ事前公表したのかということ、それから、じゃ、設計金額については公表はしていないのかというところはいかがでしょうか。

そもそも、先ほど、総務部長の答弁にもありましたけど、以前は公表していなくて今は公表しているという趣旨でしたが、いつから山県市は事前公表するようになったのか、過去に何度か議場で一般質問で聞きましたが、公表はしないという答弁がずっと続いてきたんですけど、いつから公表に移ったんでしょうか。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えをいたします。

備品の明細の中で、昨年度から検討をしてきて、ずれがなかったかどうかという御質問ですが、昨年度から学校、教育委員会で検討してきまして、ずれはもちろんあると思います。それで、最終的にはことしの夏休みに学校の備品精査をいたしました。それは、やはり教職員と教育委員会とで精査をするということがございましたので、教職員の時間のとれる夏休みを調整期間としまして既存備品の精査をしました。

8月いっぱいにかかったわけでございますけれども、その既存備品の中には、精査の結果から申しますと、既存の装備品が464品目ございました。それを総数で言いますと2,447備品がございまして、そのうち、2,447備品のうち1,561備品について一応再利用することによって精査をしました。残り886備品につきましては、廃棄または他の学校への照会等をかけたいというふうに今思っております。

ずれがどれだけあったかということにつきましては、数量的には今わかりませんが、若干のずれはあったということでございます。

それから、2点目でございますけれども、業者の選定の基準は何かということでございますけれども、これは、以前も高富小学校初め高富中学校と指名をしてきまして備品納入を行ってききましたが、そういうことも含めまして、市内・県内業者の、今までの市内備品等もございまして、そういうの実績のある業者を教育委員会のほうで8社選定いたしました。

8社のうち2社市内業者につきましては、紙清村山商店と5番のツチダ商会の2社でございます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 予定価格の公表につきましては、おおむね入札のあります20日ぐらい前だと思いますが、大体そのくらい、こういった物品につきましては、何月の

何日ということは記憶ございませんが、大体20日ぐらいだということを思っております。

それから、次の設計金額、予定価格ではなしに設計金額の公表につきましては、公表はいたしておりません。あくまでも予定価格のみの公表でございます。

それから、この制度の予定価格の公表、市全体の入札に対する公表につきましては、正式には19年の1月から電子入札制度を開始いたしまして、19年の1月から正式に行っておりますが、それ以前に一部、18年の10月ごろだったと思いますが、試行期間を設けてまして、土木建築関係からこういった試行期間としての公表を踏まえた電子入札を行っております。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、まず、選定や指名の基準関係ですけど、市内、県内ということですね。指名に当たっては地元業者の育成というようなこともよく言われることであり、多分同じ発想のステージかなと思ってお聞きしたんですけれども、じゃ、県外を入れなかった理由は何でしょうということでありますし、地元といいつつ、山口市、2社参加しているけど落ちていないわけですけど、そのあたりはどういうふうに発注者としては評価するのかということをお聞きしたい。

それから、もう一点ですけど、予定価格は公表し、設計価格は公表していないということですが、設計価格を公表しなかった理由は何なんだろうということですね。

それから、先ほど教育委員会のほうの答弁で請負率とか予定価格に対する率は92%というような説明もありましたけれども、通常、予定価格に対する率が80%台というのが最近の、割と他の自治体でよく出てくる数字ですね。それと比べれば、決して低いものと言えない。しかも、設計価格に比べれば、ここに書いてあるように88%ですから、それほど、いわば低い、有利ではない、決して有利と特別言えるものではないだろうというふうに見るわけですが、一般的に、設計価格と予定価格、違う価格を設定している自治体の場合にということ、しかも、山口市は大体90から95%におさまる、つまり、5から10%の歩切りをするということが言われていて、業者もそのことは大体わかっていますという答弁もこの議場でもありましたけど、そうやって考えると、設計価格を公開しない理由というのは何かよくわからないんですね。大体予定価格が出れば推測できるのが設計価格とも言われていますし、情報公開の訴訟でも設計価格は公表しなさいという判決も出ているわけですから、そういったことをもろもろ勘案したときに、設計価格を公表しないという理由がわからないので、その説明をお願いしたいということですね。

もう一点、最初の小森さんの答弁だったと思いますが、予定価格が出ているからそ

ここまで下げられないと思った業者が辞退したんでしようという趣旨でしたが、それは、言葉をかえれば、予定価格を公表していることが一種の競争性を保っていますよととれるわけですね、そこであきらめたわけだから。それとも、じゃ、予定価格を公表したことによって7社辞退したということ客観的に受けとめるなら、予定価格を出さないほうがいいんじゃないという、逆の話も出てくるわけですよ、実際の札が、数字が入らなかったんだから。そこで、予定価格を公表し設計価格を公表していない中で1社しか札を入れなかったという、そこをどういうふうにとらえているのか、改めて説明してください。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） まず初めに、設計金額を公表しない理由でございますが、従来から設計金額は公表いたしておりませんので、それを踏襲してやっております、初めて今御質問のような設計金額の公表についてお尋ねがあったわけですけれども、従来から設計金額は公表いたしておりません。それが理由でございます。

それから、次に、余り有利な率でないということございまして、これは、設計金額、予定金額、ございますけれども、それぞれ請負率では88で落札率では92.7となっておりますが、この設計金額に当たりまして、今回の物品につきましては定価がございますので、定価の六十数%でこの設計金額を出しております。その後に歩切りということとで予定価格で数%削っておりますが、そういったことから、非常に大きな設計金額の下がり方と、また、歩切りによった下がり方、そのことによりまして多分六十数%になると思いますが、先ほどの有利な率ではないということございまして、実質的には非常に低い単価での入札ということとでこういった辞退がふえておるのではないかとということで認識をいたしております。

それと、最後に、予定価格を出さないほうがよいのではないかとございまして、これは結果的にどうなることかわかりませんが、談合防止対策等も考えられますので、現在のこのような状況が適切な公表だということを考えております。

議長（後藤利利君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 県外業者を入れない理由ということと地元になかった理由ということを御質問いただきましたけれども、指名競争入札参加選定要領というのがございまして、指名基準としましては、1,000万以上の備品の場合、7社以上という基準がございますので、今回8社指名させていただきましたけれども、県内業者で市内業者も含めて8社というのは、それ相当の業者がございましたので、県外業者については入れませんでした。

市内業者につきまして落ちなかったということに対しましては、先ほども申し上げましたが、予定価格を公表しているため、各社が積算の結果、予定価格ということで辞退されたものと考えております。

以上です。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） まず、今、最後の教育委員会のほうの答弁からいきましょうか。先ほど総務部長の、予定価格があり、そこを一定の基準としてということも含めた答弁だったんですけど、結果的には地元市内業者は入っていないしということですね。県内のどこかの業者、初めから県外は入れていないよということでしたけれども、そうやって考えていくと、1つは、辞退したら次は指名しなかったらどうということですか。指名してくださいと申し出が出ているのに、やっぱりそれは、札を入れるというのは一種の信頼関係だろうと思うんです。ということが言える。しかも、行政は地元育成ということスタンスとしてやっているんだから、それに対するいわば反応はあってもいいんじゃないかと。そうすると、言葉をかえれば、辞退したら次は指名はやめておきましょうとなってもおかしくないと言えらる。

もう一つ言えることは、じゃ、いっそ一般競争入札にしたらどうということだと思っらるんですよ、市内、県内、もっと広く、この事業はどうですかということでオープンに。今回とか、時々こういう辞退が多いというケースはあるんですけど、そしたら一般競争入札でも何ら問題はないでしょうと言いたくなるんですけど、その2つの観点についてはいかがでしょうか。これは教育委員会だけではなくて入札全般だから総務部長の市全体の考えがいいのかもしれないけど、こういう辞退がよくある、最近それが目立つわけですけど、そうすると、指名願を出しながら、指名してもらって辞退するなら、一回、次はパスしますよということを出す、それから、いっそ一般競争入札にしてしまおうという方法、どちらかを選択すべきときではないかなと思っらるんですけど、いかがでしょうかということ。

それから、もう一点ですけど、設計価格については出していないということでした。初めて言われましたということでしたけれども、私は予定価格を出さないほうがいいと言ったわけじゃないんですよ。先ほどの、予定価格を出せばそれより高いところはもう辞退するでしょうと、そう考えていますという趣旨だったら、予定価格は出さないほうが競争性が高まるんじゃないですかというふうに言っただけで、予定価格がないんだからみんな競争して札を入れますから、予定価格が見えているからちょっと無理と思ったらあきらめる、それが辞退だから、そうだったら予定価格を出さなくてもいいんじゃない

いという議論になってしまうんじゃないのと。私の考えは違いますよ。予定価格公表でいいんですよ。

設計価格も出してはどうかということについて、出したらデメリットはあるんですか。ないから公表してもいいと思うんですよということを思います。それについてのお考え。

次、行きますよ。それで、先ほど歩切りということをお話ししたら、設計価格自体に一種の歩切りがあるわけですよ。大体定価の60%ですね。時には70%にする。時には50%にする。一種の歩切りと一緒になんですね。そうすると、設計価格自体が従来の予定価格的位置づけにもなっているわけですよ。昔は定価がぼんと出た、かつてはね。それが高い高いと言われて国でも2割下げたとか、順番に下げられています。そういう立場で先ほどの60%ぐらいが今回の設計価格ですと。そこでぼんと下がっているわけですよ。その価格を出さない。でも、その価格からさらに数%歩切りしたものを予定価格で出している。じゃ、どちらも出したって何ら問題はないわけですよ。

そもそも予定価格公表という制度が始まったのは、談合の問題、それから、公務員側にすり寄って予定価格を聞き出してどうしようという業者があり、刑事事件にいったいなってきたから、もういっそ公開したらどうかというのがそもそもの発想なんですね。そうやって考えると、設計価格だって予定価格だって出したっていいんじゃないというふうに思うんですが、どうでしょうか。

そして、もう一点ですけど、今回もそうですけど、じゃ、設計価格だけでよかったんじゃないですか。予定価格と違いをつくる必要はないんじゃないですか。60%を切ったところに、さらに数%予定価格で切ったという答えだったんですけど、じゃ、初めから設計価格で1本でいいんじゃないですか。実際そういう自治体は多いですよ。岐阜県なんかは全部そうじゃないですか、基本的に。山口市は2段階ですと来ていますけど、いっそ公表を前提でいくなればそれでいいと思えるんですが、その点、いかがでしょう。
議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問の初めの市内業者の育成につきましては、今後とも全体につきましては市内業者の育成は十分考えていかなければならないと思っております。

次に、辞退につきまして、辞退の場合はペナルティーをかけたかどうかということですが、状況にもよりますけれども、当面のこういった今回のような場合には、そういったことは現在のところ考えておりません。

次に、3点目の一般入札にしてはどうかということですが、先ほども申しましたが、市内業者の育成ということもございまして、従来から取引のある、指名願の出されておる業者で行っていくのが適切なものと考えております。

それから、設計金額の公表につきましては、また一度よく検討させていただきます。

次に、設計金額、予定価格、1本でいいのではないかとということでございますけれども、これは、そういった形で行っておるところもございますが、少しでも安い金額での経費の節減ということで、歩切りをした予定価格の設定をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして議第63号の質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第63号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、議第63号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第6 討論

議長（後藤利丸君） 日程第6、討論。

ただいまから、議第63号に対する討論を行います。

最初に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第7 採決

議長（後藤利丸君） 日程第7、ただいまから採決を行います。

議第63号 美山中学校校舎等改築事業校舎備品購入契約の締結について、お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 発議第 2 号 山県市農業委員会委員の推薦について

議長（後藤利丸君） 日程第 8、発議第 2 号 山県市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

提案者の田垣隆司君に趣旨説明を求めます。

7 番（田垣隆司君） それでは、発議第 2 号 山県市農業委員会委員の推薦につきまして、提案説明を申し上げます。

山県市農業委員会委員は、9 月 30 日をもって任期満了となります。御承知のとおり、農業委員会等に関する法律の規定に基づく選挙による委員 15 名は 9 月 13 日に無投票で既に決定しておりますが、同法第 12 条第 1 項第 2 号の規定により、議会が農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 4 名以内を推薦することになっております。山県市において農業の推進を図るためには、農地の効率的な利用調整、農業後継者の育成、確保などは必要不可欠であります。このため、議会として農業委員会委員の推薦に当たっては、今後の農地転用等について地域的な配慮を考慮し、識見が高く、地域で信頼があり、土地利用についても特に関心を持たれている 3 名の方を推薦いたします。

最初に、横山史度さんは、住所は赤尾 936 番地、生年月日は昭和 12 年 7 月 4 日です。

横山さんは、責任感が強く、地域での人望も厚く、桜尾連合自治会長を務められた方でございます。

次に、宮田千尋さんは、住所は平井 298 番地 1、生年月日は昭和 21 年 5 月 10 日です。

宮田さんは、旧伊自良村で農業委員として御活躍されたこともあり、農業委員会所掌事項に精通されており、地域での信頼も厚く、責任感の強い方でございます。

次に、吉田利雄さんは、住所は谷合 1414 番地 1、生年月日は昭和 13 年 6 月 6 日です。

吉田さんは現在、農業委員、岐阜中央森林組合理事として御活躍されており、地域での人望も厚く、責任感の強い方でございます。

以上の 3 名の方を推薦するものであります。よろしく御審議を賜り、議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 御苦労さまでした。

日程第 9 質疑

議長（後藤利丸君） 日程第 9、質疑。

ただいまから発議第 2 号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第10 討論

議長（後藤利丸君） 日程第10、ただいまから、発議第2号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第11 採決

議長（後藤利丸君） 日程第11、ただいまから採決を行います。

田垣隆司君から提出されました発議第2号 山県市農業委員会委員の推薦について、発案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、田垣隆司君から提出されました発議第2号 山県市農業委員会委員の推薦については、可決されました。

日程第12 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

議長（後藤利丸君） 日程第12、発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について。

提案者の説明を求めます。

総務文教常任委員会委員長 小森英明君。

総務文教常任委員会委員長（小森英明君） 意見書趣旨説明書、発議第3号、新たな過

疎対策法の制定に関する意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

過疎地域の振興につきましては、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところでもあります。しかし、過疎地域では人口減少と少子化が急激に進んでおり、地域社会の活動が低下し、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面しております。

山県市におきましては美山地域が過疎地域に指定されており、同地域内における事業につきましては、過疎債による財政的な支援を受けております。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月末をもって失効となることから、本市議会におきましても昨年第3回定例会において新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採択し、関係省庁へ提出したところですが、去る8月21日開催の総務省との意見交換会において、岐阜県過疎地域自立促進協議会会員市町村長から、衆議院選挙を控え、国政の先行きが不透明なことから、国に対し再度強力に働きかけるべきとの意見が出され、関係者の賛同を得たところです。

よって、再度意見書を提出し、過疎地域の自立、活性化のため、新たな立法措置が講じられるよう、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ要望するものであります。

御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（後藤利丸君） 御苦労さまでした。

日程第13 質疑

議長（後藤利丸君） 日程第13、質疑を行います。

ただいまから発議第3号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

日程第14 討論

議長（後藤利丸君） 日程第14、討論。

ただいまから、発議第3号に対する討論を行います。

議長（後藤利丸君） 最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第15 採決

議長（後藤利丸君） 日程第15、ただいまから採決を行います。

お諮りします。本案を原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択されました。

日程第16 発議第4号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について

議長（後藤利丸君） 日程第16、発議第4号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について。

提案者の説明を求めます。

厚生常任委員会委員長 村瀬伊織君。

厚生常任委員会委員長（村瀬伊織君） ただいまから、発議の提案説明を申し上げます。

発議第4号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について、提案の趣旨の説明をいたします。

平成20年1月12日に制定された「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下特措法という）により、裁判所においてカルテ、投薬証明書などによって血液製剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害C型肝炎被害者と認定された患者に対し、症状に応じて給付金を支払うことになりました。

しかし、C型肝炎は、感染してから発症するまでに10年以上経過をする例が多いにもかかわらず、カルテの保存義務は5年であるため、カルテによる証明が難しく、特措法による救済の対象から外されかねない状況にあります。

また、ウイルス肝炎患者は、進行する病状やインターフェロンの副作用による苦痛、高額な医療費の負担や生活に苦しみ、国の責任による一層の救済を求めています。

よって、山県市議会は、国の責任においてこれらの患者を救済するため、速やかに必

要な措置を講じられるよう、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ要望するものであります。

御賛同を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（後藤利元君） 御苦労さまでした。

日程第17 質疑

議長（後藤利元君） 日程第17、質疑。

ただいまから発議第4号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

日程第18 討論

議長（後藤利元君） 日程第18、ただいまから、発議第4号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第19 採決

議長（後藤利元君） 日程第19、ただいまから採決を行います。

お諮りします。本案を原案のとおり採択することに異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択されました。

日程第20 議員派遣の件

議長（後藤利元君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利利君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議長（後藤利利君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことに御苦労さまでございました。

これにて平成21年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでございました。

午後3時27分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 後 藤 利 利

6 番 議 員 宮 田 軍 作

10 番 議 員 影 山 春 男